

令和4年第435回定例会

# 矢吹町議会会議録

令和4年12月2日 開会

令和4年12月12日 閉会

矢吹町議会

## 令和4年第435回矢吹町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月2日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
議員派遣報告	5
町政報告	5
承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案の上程、説明(議案第35号、議案第37号～議案第49号)	13
散会の宣告	16

### 第 2 号 (12月5日)

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
職務のため出席した者の職氏名	18
開議の宣告	19
一般質問	19
堀井成人君	19
高久美秋君	23
三村正一君	30

散会の宣告	44
-------	----

### 第 3 号 (12月6日)

議事日程	45
本日の会議に付した事件	45
出席議員	45
欠席議員	45
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	45
職務のため出席した者の職氏名	46
開議の宣告	47
一般質問	47
鈴木浩一君	47
富永創造君	56
安井敬博君	71
会議時間の延長	90
青山英樹君	90
総括質疑	107
議案の付託	107
散会の宣告	107

### 第 4 号 (12月12日)

議事日程	109
本日の会議に付した事件	109
出席議員	109
欠席議員	109
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	109
職務のため出席した者の職氏名	110
開議の宣告	111
委員長報告	111
議事日程の報告	111
議案第35号、第39号、第40号、第42号、第43号の委員長報告、質疑、討論、採決	111
議案第37号、第38号、第41号の委員長報告、質疑、討論、採決	114
議案第44号の委員長報告、質疑、討論、採決	115
議案第45号、第46号、第47号、第48号、第49号の委員長報告、質疑、討論、採決	116
日程の追加	119

角田秀明君に対する処分要求の件の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
閉会の宣告	1 2 9
署名議員	1 3 1

令和4年12月2日（金曜日）

（第 1 号）

## 令和4年第435回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和4年12月2日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町政報告
- 日程第 5 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(専決第13号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第 6 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(専決第14号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第 7 議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案の上程  
議案第35号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第49号  
(町長提案理由説明のみ)

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員(13名)

1番	芳 賀 慎 也 君	2番	関 根 貴 将 君
3番	高 久 美 秋 君	5番	堀 井 成 人 君
6番	鈴 木 浩 一 君	7番	三 村 正 一 君
8番	安 井 敬 博 君	9番	加 藤 宏 樹 君
10番	鈴 木 隆 司 君	11番	青 山 英 樹 君
12番	熊 田 宏 君	13番	富 永 創 造 君
14番	角 田 秀 明 君		

欠席議員(1名)

4番 藤 井 源 喜 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画総務課長	佐藤豊君	危機管理監兼 企画・デジタル推進室担当	阿部正人君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君
税務課長	小磯剛君	保健福祉課長	正木孝也君
農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君	商工推進課長	柏村秀一君
都市整備課長	福田和也君	上下水道課長	有松泰史君
教育次長兼 教育振興課長	国井淳一君	子育て支援 課長	小椋勲君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家康孝	副局長	神山義久
--------	------	-----	------

---

### ◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第435回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、4番、藤井源喜君より、コロナウイルス感染症の陽性が確認されたため、本日は欠席する旨の届出があり、また、2番、関根貴将君より、少し遅れる旨の連絡がありましたので、報告を申し上げます。

（午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番 加藤宏樹君

10番 鈴木隆司君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、第435回矢吹町議会定例会が本日12月2日に招集になりましたので、それに先立ちまして、11月30日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案につきまして企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出のありました日程案については議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、会期を本日12月2日から12月12日までの11日間とし、会期日程についてはお手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開催し、その対応について協議することといたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。



以上で、議会運営委員会からの報告といたします。よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日12月2日から12月12日までの11日間にしたいと思ひます。これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よつて、会期は本日12月2日から12月12日までの11日間に決定したいと思ひます。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

---

### ◎諸報告

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等について説明をいたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、例月出納検査結果報告書、令和4年度定期監査結果報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### ◎監査報告

○議長（角田秀明君） これより、例月出納検査結果及び令和4年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び令和4年度定期監査結果の2件であります。

初めに、例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、8月分を9月22日に、9月分を10月24日に、10月分を11月25日にそれぞれ行いました。

上下水道事業会計につきましては、7月1日から9月30日までの第2四半期分を10月25日に行いました。

検査に当たつては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をご覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和4年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の実施期間は、10月25日、11月7日、8日、9日、10日、11日の6日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、書類等を照合審査の結果、提出資料に記載誤りがあったものの、全課にわたる事務処理及び事業の執行については、おおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項についてであります。まず初めに、経費削減についてであります。

令和4年10月の内閣府景気ウォッチャー調査によると、「景気は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しへの期待がある一方、価格上昇の影響等に対する懸念がみられる」とまとめられており、景気は回復基調にあるものの、連日の報道にあるように、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻による世界景気の低迷、また、米国FRBの金融政策の影響による円安などから物価上昇傾向が今しばらく続く見込みであり、依然として厳しい状況にあると言えます。

こうした背景から、町の財政状況においては、地方交付税の減額のほか、第6次まちづくり総合計画の実施、財政負担として増加する社会保障関連予算、さらには、老朽化する公共施設の大規模な改修や更新など、今後も大変厳しい状況が続くものと考えられます。今後も職員一人一人がこれらの現状を十分に認識し、投資的経費の削減もさることながら、引き続き経常的経費の削減に努められたく存じます。

次に、町税等の収納向上についてであります。

町税等の収納については、担当各課においてそれぞれ努力されていることと認めます。しかしながら、厳しい財政状況の中、収入未済額の解消は、財源確保と公平・公正を期するためにも極めて重要な課題であります。今後も継続して適正な債権回収と滞納整理の全庁的な進行管理に取り組まれたく存じます。

なお、詳細につきましては、定期監査の結果報告書をご覧くださいと存じます。

以上で、例月出納検査結果及び令和4年度定期監査結果の報告を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

---

#### ◎議員派遣報告

○議長（角田秀明君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告をいたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終了いたします。

---

#### ◎町政報告

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

第435回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長をはじめ、議員の皆様にご挨拶を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第435回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

1ページをご覧ください。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきまして、町民の皆様には、基本的な感染対策の徹底と継続につい

てご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。従来株に比べ感染力が強いとされているオミクロン株の変異株による感染が続く中、最前線で懸命に対応していただいております医療機関等の関係者の皆様をはじめ、感染対策に取り組みながら町民の皆様の生活を支えてくださっている事業者の皆様に、深く敬意と感謝の意を表します。

新型コロナウイルス感染症の陽性者につきましては、国及び県による全数把握の見直しによりまして、9月26日から市町村単位での陽性者数の公表が行われなくなったということでありまして、本町における実数把握はできなくなりました。

なお、9月25日までの本町における新型コロナウイルス感染症の陽性者は1,547例となっております。

9月末まで減少傾向であった県内の陽性者数は、10月以降、増加傾向に転じており、第8波と言われる感染の再拡大が懸念されるところであります。

町民の皆様には、感染による重症化のリスクを防ぐため、クラスターの発生防止、家庭内感染の防止、こまめな手洗い、手指消毒など、基本的な感染対策の再点検と徹底をお願いし、さらには、感染に対する備え、感染後のご家族への対応など、感染拡大防止を呼びかけてまいりました。

11月に入りまして、連日2,000名を超える新規感染者数が確認され、福島県は17日付で第8波入りを宣言し、今年の冬はインフルエンザとの同時流行も懸念され、県や医療関係者は「年内に両方のワクチン接種を」などと呼びかけております。

今後も、国や県の動向に注視し、新型コロナウイルス感染症における感染対策と社会経済活動の両立、ウィズコロナの中での両立を図りながら、引き続き万全の体制で取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。

本ワクチン接種につきましては、接種回数により対象者及び使用するワクチンが異なる仕組みとなっております。まず、1回目接種、2回目接種につきましては、1価ワクチンによる接種となり、町内に在住する5歳以上の方が対象であります。次に、3回目以上の追加接種につきましては、年齢によりワクチンが異なり、12歳以上の方は2価ワクチンであるオミクロン株対応ワクチンによる接種、5歳から11歳までの方は1価ワクチンである小児用ワクチンによる接種となっております。

本町では、10月7日からオミクロン株対応ワクチンによる接種を矢吹町文化センター及び町内の医療機関において近隣の市町村に先行して開始したところであります。11月15日現在の接種人数及び接種率につきましては、1回目接種を終えた方は1万5,023名、接種率91.2%、2回目接種を終えた方は1万4,939名、90.7%、3回目接種を終えた方は1万2,506名、75.9%、4回目接種を終えた方は8,021名で51.9%、5回目接種を終えた方は1,548名となっております。

なお、これらの接種人数及び接種率につきましては、オミクロン株対応ワクチンによる接種人数を合算しているものであります。

なお、11月30日現在、直近の接種人数及び接種率につきましては、1回目接種を終えた方は1万5,065名、接種率91.5%、2回目接種を終えた方は1万4,982名、91.0%、3回目接種を終えた方は1万2,615名、76.6%、4回目接種を終えた方は8,361名、54.1%、5回目接種を終えた方は3,232名となっております。

本町では、年末などにおける感染拡大に備え、オミクロン株対応ワクチンによる接種を速やかに実施し、広

報やぶきや防災行政無線等を活用し、迅速な周知を図りつつ、多様化する生活様式に合わせた接種機会を構築するなど接種体制を確立し、感染拡大の防止に努めております。

今後も、国からのワクチンに関する様々な情報を速やかに周知し、希望する多くの町民の皆様が接種をできるよう接種体制の確立に努めてまいります。

5ページをご覧ください。

次に、第39回矢吹町統計グラフコンクール審査会についてであります。8月29日、複合施設のギャラリーで行われ、町内の小中学校から47作品の出展があり、町長賞、議長賞などの受賞者が決定されました。町コンクールへ出展された作品は、全て第72回福島県統計グラフコンクールへ出展されまして、県知事賞をはじめ15作品が入賞し、うち8作品が全国の統計グラフコンクールへ出品され、中畑小学校2年の高久歩紀さん、矢吹小学校3年の大竹真緒さん、矢吹小学校同じく3年の芳賀知優さんの作品が佳作を受賞しました。

これは、こちらでお話をしましたのは、実はこの統計グラフコンクールは、矢吹町が県のコンクールでも毎年、県知事賞をはじめ、大変優秀な成績を上げておまして、今年の場合は、この全国でも佳作を受賞しておりますが、これがどれほどすごいのかというか、立派かということがありまして、ちょっとお話をしたわけでありまして、この全国への出品数が2万343作品で、実際に入選あるいは佳作になったものが175でありまして、言わば全体出品数の0.86%という非常に僅かな数であります。このうち、このお三方が佳作を受賞したということで、大変立派な成績だということで評価を得ております。それで、子供たちがよく頑張ってくれているということがありまして、あえてここで報告をさせていただいた次第であります。

次に、第5回ふくしま植樹祭についてであります。9月11日、福島県などで組織された、ふくしま植樹祭実行委員会の主催により、本町の恩賜林において、県内外から500名が参加し、盛大に開催されました。

当日は、大会会長である内堀雅雄福島県知事からの挨拶があり、続いて開催地を代表して私が歓迎の言葉を述べた後、本町に自生する山桜やクヌギ、栗の苗木500本の植樹と、里山を豊かな森に育てるため、林内の広葉樹の萌芽整理を行いました。

また、イベント会場では、木工クラフトや丸太切り体験のほか、本町のPRと町制施行120周年記念事業日本三大開拓地やぶきの写真展ということで、矢吹町史を編さんされた藤田正雄先生を講師にお迎えしまして、植樹祭に参加した町内4小学校の6年生が矢吹の歴史を学びました。

これは、さきの大河ドラマの「鎌倉殿の13人」に関連してのトークショーなどを行いました。鎌倉権五郎であったり、それから、矢吹町の三神にあります景政寺であるとか、そのゆかりをトークショー等でご披露しましたが、これらは、やはり小学校の子供たちの矢吹の歴史に親しんでもらう、そして矢吹の歴史を知ってもらった上で矢吹に愛着を覚えてもらう、今盛んにイベントを再度皆さんに頑張ってもらっていただいておりますが、やっぱり歴史を知っていただいて、そして誇りと愛着を持ってもらう、これは非常に大切なことだと思っております。これらが続けて、こういった矢吹の歴史を子供たちに学んでいただく、若い世代に学んでいただく機会をつくっているわけでありまして。

次に、田んぼの学校についてであります。今年度も町内4小学校5年生を対象に開催され、10月5日には、タレントの大桃美代子さんが田んぼの学校の校長先生となり、矢吹小学校31名、善郷小学校69名、中畑小学校27名が東京農業大学の長島教授や学生と一緒に、手刈りによるコシヒカリの稲刈り体験を行いました。10月27

日には、三神小学校の23名と夢みなみ農協農青連が主体となり、手刈りによる、ひとめぼれの稲刈り体験を行いました。

これらも、地元の子供たちに、農業をはじめ、地元の様々な、こういった形で農業が行われているかをはじめ、親しんでもらう、知ってもらい、そして体験してもらい、こういったことが非常に大切だと、矢吹に愛着を持ってもらうということで、ちょっとくどいですが、そんなことで、今、一生懸命やっているわけでありませう。

次に、やぶきフロンティア祭り2022の開催についてであります。

11月6日に、文化センター駐車場をメイン会場として、町、JA東西しらかわ、JA夢みなみ、矢吹町商工会、やぶき経営懇話会で構成された実行委員会主催により、新型コロナウイルス感染症の対策を徹底しながら、言わばフルスペックでいうと3年ぶりですね、通常開催いたしました。

今年は、テーマが、これまでお話したことに関連しますが、「やぶきの未来を担う、子どもたちのために。」ということテーマにしまして、プロ野球独立リーグに所属する福島レッドホープスによるストラックアウトやボーイスカウトによるモンキーブリッジ、ダンボール工作体験などのアクティビティー体験の言わば体験型のイベント、こちらを充実させたほか、町内、町外の団体によるステージショー、矢吹町PR大使の津吹みゆさんによる演歌ライブや矢吹町名誉町民の中畑清さんによるトークショーも披露されました。

メイン会場では、町内外の特産品販売や、こちらはデジタルということもありまして、メタバースを体験するというものでありまして、こういった体験していただくブースなど、新しい試みも含めて、各団体による展示・PRブースと、おいしいグルメの販売ブースやキッチンカーを合わせて100を超える出店がありました。

文化センター内では、やぶき経営懇話会による町内企業の紹介やマイナンバーカードの普及啓発、このマイナンバーカードの普及啓発も、今、非常に大切な課題となっております、ドローンの操縦体験を行い、全体の来場者数は7,000名を恐らく大きく上回っているかと思いますが、これは町内はもとより、町外からも家族連れなどが多数おいでいただきましたが、町のほうでカウントする前に相当入っていただきましたので、実は正確な数が分かりませんが、正確に数えただけでも、予想されるだけでも、この7,000名を大きく、7,000名を超えるという状況かと思っております。

大変大盛況のイベントとなり、矢吹町に町外からも家族連れが大変多く訪れていただいたということで、非常に様々な可能性を感じさせるイベントだったなというふうに思います。

次に、第40回さわやか健康マラソン大会についてであります。

町制施行120周年記念事業として、10月30日に開催いたしました。今年度の大会は、台風や新型コロナウイルス感染症の影響により4年ぶりの開催となりましたが、幼児・親子部門から一般部門までの17部門に464名の選手がエントリーし、大変盛大に行われたと、晴天の下、健脚を競い合ったことであります。

次に、町民文化祭のあゆり祭についてであります。

9月25日、あゆり祭開催式を文化センター大ホールで開催し、世界的な尺八奏者の辻本好美さんが、和洋様々なジャンルの音楽を演奏されました。

また、11月3日には、音楽祭・唄琴舞を3年ぶりですね、これもまた3年ぶりですが、文化センターで開催いたしました。午前の部では、横笛奏者のあかる潤さんによるすばらしい演奏や、あゆり姫物語の公演

が行われまして、午後の部では、町内の小中学校をはじめ、音楽愛好者のコーラスや器楽演奏などの発表が行われ、文化の香る一日となりました。

今年度は、46団体の参加の下、9月17日から約2か月間の期間、中央公民館、文化センターにおいて各種の展示会及び発表会を実施しております。

ここまで、町政報告から7点を抜粋し、報告を申し上げます。

矢吹町のさらなる地方創生に向けまして、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます、私からの町政報告とさせていただきます。

その他20項目については、お手元に配付いたしました第435回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

それでは、実は、お手元の資料外なんですけど、続いて、お手元に配付した資料以外ではありますが、1点、大変うれしいニュースがあり、ご報告をさせていただきます。

以前にも、大東建託株式会社賃貸未来研究所が行った、いい部屋ネット街の幸福度ランキング、せんだっては街の住みこち、あるいは住みたい街ランキング、これが前年で6位、これが、これまでの59市町村の完全な圏外だったんですが、その圏外から昨年6位、今年7位、西郷村に抜かれましたが、ベストテンを維持したということで、あまりにも急上昇で、でき過ぎだと皆さんにお話ししましたが、7位に踏みとどまって、大夫落ち着いた位置に来ているのかなというふうに思って、大変うれしく思っております。

そうしたところが、せんだって11月12日に発表だったと思いますが、いい部屋ネットの、今度は街の幸福度ランキング2022福島県版が発表されまして、これが何と矢吹町が59市町村中、第2位に選ばれました。昨年度まではまさに、これもまたランク外、ハイフンでありましたが、今年は急上昇して大幅に順位が上がる高い評価であり、大変うれしく感じております。

先ほどの住みこちランキング、住みたい街ランキングの6位、7位に続いて、2位はさすがにちょっとでき過ぎかと思いますが、ただ、これちょっと見てみますと、ほかの上位の市町村は、ほかに様々な評価項目がある中で、矢吹町はやっぱりまだ駆け出しでありまして、ハイフンのところ多いんです。だから、幸福度ランキングは非常に高い、それから、住みこちランキングが6位、7位と高いんですが、ほかのこれまでの常連と比べると、やはりまだまだこれからかなと思っています。ですから、これはさきの住みこちと同様に、こういった評価をいただいたのは神様の贈物だということで、しかし、これを子供たちに伝えると、子供たちは恐らく大変喜んでくれるのかなというふうに思っております。

前にお話ししたとおり、この住みこちランキング6位、7位のお話をしましたところ、中学校の生徒さんたちが、矢吹に住んでいるということを誇りに思うと、それから、前、矢吹に戻ってくる、矢吹にこのまま住み続けるということについては、あまり考えていなかったが、これからは考えてみたいと思うとか、やはり自分の住んでいる土地が誇りに思える、それは非常に大切だし、愛着を覚える、大変大切なことだと思います。

大東建託のホームページでは、上位入賞ということで、ベストファイブに入ると、その町の紹介のようなこともやっていただけるので、上位入賞であると、第1ページ目を書いてもらえる、それからその後の紹介ページがあるということで、これから特に若い世代、子育て世代がそれを見て、矢吹町に関心を持っていただき、先ほどのフロンティア祭り2022のように、矢吹に関心を持って、住んでみてもいいのかなと、自分たちの新し

いライフスタイルの中で住んでみたいというふうにも思ってもらえれば、大変ありがたいと思います。

町内、町外の皆さんに、矢吹町をもっと好きになってもらって、誇れる愛着のある町となるように、議員の皆様と共に幸福が実感できるまちづくりにさらに努めてまいりたい、今回は神様の贈物、しかし、これを本当に実のあるものにしていきたいというふうに考えておりますので、ご支援とご協力についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、ご報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、町政報告は終了いたします。

---

### ◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、日程第5、承認第12号、説明させていただきます。

専決処分の承認を求めることについてであります。専決第13号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,585万7,000円を追加し、総額を86億8,478万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金8,585万7,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、衛生費を新型コロナウイルスワクチン接種費により8,585万7,000円増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるとしてあります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「縦だと見づらい」「横印刷で」「伸ばして入れようとする」と縦になっちゃうので」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 回転しちゃうんだね。じゃ、それは後で休議中にでもあれしたいと思ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号 令和4年度矢吹町一般会計補正

予算（第5号））を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号は原案のとおり承認することに決しました。

---

### ◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（専決第14号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第6、承認第13号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第14号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億494万1,000円を追加し、総額を87億8,972万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金1億494万1,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費を電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金により1億494万1,000円増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるとであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（専決第14号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第13号は原案のとおり承認することに決しました。



◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第7、議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、職員給与と民間給与水準との均衡を図るため、若年層職員の給料月額及び期末手当、勤勉手当を引き上げるものであります。

本年10月の福島県人事委員会勧告において、過去1年間の福島県内の官民給与の調査結果を基に、給料について民間の水準を0.21%下回ったことから、民間との間に相当の差が生じている若年層に重点を置いた給料表の改定が行われ、また、期末手当、勤勉手当についても、民間の支給水準に見合うよう、合わせて年間0.1月分引き上げる旨の勧告が行われたところであります。

県人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、適正な処遇を確保するために設けられております。本案は、当該勧告を踏まえ、給料表は若年層に重点を置き、平均0.25%の引上げを行い、令和4年4月1日に遡及して適用し、また、期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、令和4年度12月の支給月数を1.175月から1.225月とし、勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、令和4年度12月の支給月数を0.95月から1.0月とするものであります。

なお、令和5年度以降については、6月、12月の支給月数を期末手当は1.2月、勤勉手当は0.975月とし、令和5年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案の上程、説明（議案第35号、議案第37号～議案第49号）

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより議案の上程を行います。

議案第35号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号、第48号及び第49号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第8、初めに、議案第35号 矢吹町議会議員及び矢吹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、最近における物価の変動等により、公職選挙法施行令が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に関する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本町においても、選挙運動用自動車の借入れ、燃料費、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成単価に係る印刷費、企画費の限度額について引き上げるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第37号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、本町へのより一層の企業進出を促すため、対象業種を拡大するとともに、進出企業に対する支援策を拡充するものであります。奨励措置の対象となる事業施設等の業種に、これまでの製造業及び運輸業に情報通信業を追加し、新たに進出する企業に対する支援策については、1億円を上限に、土地取得額の10分の3の額を進出準備奨励金として交付するものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第38号 矢吹町公園条例の一部を改正する条例についてであります。現在、町では、中畑地区の子供たちが安心して遊べる場所の提供、心身の向上やレクリエーション、コミュニケーションづくり空間の構築、また、良好な景観形成等、公共の福祉に資することを目的に、中畑地区への公園整備を行っており、敷地造成工事が完了したことから、公園としての位置づけを明確にするため、中畑公園を追加するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第39号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

地方公務員法の一部を改正する法律の公布により、国家公務員と同様に地方公務員の定年が65歳まで段階的に引き上げられること、管理監督職勤務上限年齢を60歳とする役職定年制の導入、60歳到達後の最初の4月1日以降、給料月額を7割水準とする等の改正が行われるものであります。それに伴い、関係する8件の条例について一括して所要の改正を行うため、条例を制定するものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第40号 矢吹町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例についてであります。

本案は、地域再生法の規定に基づき、地方での安定した雇用の創出を図り、新たな人の流れを生み出すことを目的に、福島県が国の認定を受けた地域再生計画の計画内容に基づいて、本社機能の移転または拡充を行う事業者に対して課する固定資産税の課税免除または不均一課税の措置を講ずるため、条例を制定するものであります。

概要については、移転または拡充を行う事業者が事業の用に供する土地、建物、償却資産などを新設あるいは増設した場合に課税する固定資産税について、新たに課税されることとなった年度から3年度分に限り、地方税法による課税免除または不均一課税を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第41号 矢吹町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例についてであります。

本案は、手話が言語であることへの理解促進と障害のある人のコミュニケーション手段の普及により、誰もが安心して生活できる地域社会を実現するため、条例を制定するものであります。平成30年3月に策定した第4次矢吹町障がい者計画に基づき、身体に障害のある方に対し、手話や様々なコミュニケーション手段の啓発と情報通信技術を活用したコミュニケーション手段の支援を行うものであります。

なお、この条例は、令和5年1月1日から施行するものであります。

次に、議案第42号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定についてであります。矢吹球場、町営相撲場、大池球場、大池キャンプ場の4施設について、平成20年度から指定管理者制度を導入し、管理運営を行っております。令和5年3月で指定期間が満了することから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書の規定により非公募とし、これまで良好な業務実績があること、また、地域の人材活用が図られ、施設の安定した行政サービスの提供が期待できることから、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターと協議を進めてきたところであります。今回、協議が調いましたので、福島県西白河郡矢吹町八幡町476番地1、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを体育施設の指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第43号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定についてであります。

矢吹町勤労者体育館、矢吹町町民テニスコートの2施設について、平成20年度から指定管理者制度を導入し、管理運営を行っております。令和5年3月で指定期間が満了することから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書の規定により非公募とし、これまで良好な業務実績があること、また、地域の人材活用が図られ、施設の安定した行政サービスの提供が期待できることから、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターと協議を進めてきたところであります。今回、協議が調いましたので、福島県西白河郡矢吹町八幡町476番地1、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを勤労者体育施設の指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億9,177万6,000円を追加し、総額を89億8,149万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金5,496万円、寄附金300万円、繰入金1億3,279万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を高度情報化推進事業等により2,221万7,000円の増額、民生費をやぶきっ子応援給付金等により7,399万5,000円の増額、農林水産業費を肥料高騰緊急対策支援金等により5,177万8,000円増額するものであります。

次に、議案第45号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2,399万2,000円を減額し、総額を16億5,702万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金4,331万2,000円、繰越金1,436万8,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税7,982万2,000円、繰入金185万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、諸支出金12万6,000円を増額し、総務費168万5,000円、保険給付費1,278万9,000円、国民健康保険事業費納付金964万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第46号 令和4年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,222万3,000円を追加し、総額を16億8,560万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料252万2,000円、国庫支出金1,360万5,000円、支払基金交付金1,501万2,000円、県支出金696万円、繰越金6,913万2,000円をそれぞれ増額し、繰入金2,500万8,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費5,440万円、地域支援事業費122万円、諸支出金2,943万5,000円をそれぞれ増額し、総務費283万2,000円を減額するものであります。

次に、議案第47号 令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ333万円を追加し、総額を1億9,574万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金310万7,000円、繰越金56万6,000円をそれぞれ増額し、後期高齢者医療保険料34万3,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費310万7,000円、諸支出金22万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第48号 令和4年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、収益的支出につきまして、既定の額から1万1,000円を減額し、支出予算総額4億2,430万8,000円とするものであります。

支出の内容は、営業費用1万1,000円を減額するものであります。

次に、議案第49号 令和4年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。初めに、収益的収入につきまして、既定の額に1,219万円増額し、7億4,194万1,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額から51万8,000円を減額し、総額6億3,531万円とするものであります。

収益的収入の内容は、営業外収益を1,219万円増額するものであります。

収益的支出の内容は、営業費用を51万8,000円減額するものであります。

次に、資本的収入につきましては、既定の額から1,270万円減額し、総額を4億2,019万8,000円とし、資本的支出につきましては、既定の額に8,000円を増額し、総額4億7,280万円とするものであります。

資本的収入の内容は、企業債を1,270万円減額するものであります。

資本的支出の内容は、建設改良費を8,000円増額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、資本費平準化債を1,270万円減額するものであります。

次に、他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計から当該会計へ補助を受ける金額を1,219万円増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

また、月曜日から一般質問ですので、元気に頑張っていたいただきたいと思います。

今日はご苦勞さまでございました。

(午前10時57分)

令和4年12月5日（月曜日）

（第2号）

# 令和4年第435回矢吹町議会定例会

## 議事日程(第2号)

令和4年12月5日(月曜日)午前10時開議

### 日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(11名)

3番	高久美秋君	5番	堀井成人君
6番	鈴木浩一君	7番	三村正一君
8番	安井敬博君	9番	加藤宏樹君
10番	鈴木隆司君	11番	青山英樹君
12番	熊田宏君	13番	富永創造君
14番	角田秀明君		

#### 欠席議員(3名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
4番	藤井源喜君		

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
企画総務課長	佐藤豊君	危機管理監兼 企画・デジタル 推進室担当	阿部正人君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君
税務課長	小磯剛君	保健福祉課長	正木孝也君
農業振興課 遊水地対策 室長	角田良次君	商工推進課長	柏村秀一君

都市整備課長 福田 和也 君      上下水道課長 有松 泰史 君

教育次長兼  
教育振興課長 国井 淳一 君      子育て支援  
課長 小椋 勲 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏家 康孝      副局長 神山 義久



---

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、4番、藤井源喜君は、本日も欠席する旨、1番、芳賀慎也君から、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されたため欠席する旨、2番、関根貴将君から、濃厚接触者であるために欠席する旨の届出がありましたので、ご報告を申し上げます。

また、町長より、農業振興課、鈴木辰美課長が新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されたため欠席となり、その代理として、角田良次室長が出席する旨、教育長より、体調不良のため欠席する旨の届出がありましたので、併せて報告を申し上げます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認させていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長よりお知らせいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打ち切りとしますので、ご了承ください。

一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻るようになります。

なお、通告3番、1番、芳賀慎也君、通告4番、4番、藤井源喜君、通告5番、2番、関根貴将君から一般質問の通告がありました。本日欠席する旨の届出が提出されておりますので、議会会議規則第61条第4項の規定に基づき、芳賀慎也君、藤井源喜君、関根貴将君の一般質問は行いません。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

---

◇堀井成人君

○議長（角田秀明君） 通告1番、5番、堀井成人君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 議場の皆様、おはようございます。また、早朝より傍聴にお越しいただいた皆様、ありがとうございます。

朝のニュースよりですが、全国でコロナウイルス感染者数が8万9,500名、県内では1,009名と報道がありました。いまだに減少の見えないコロナウイルス感染症ですが、県内はもとより、町内でも蔓延化しているところ

ろであります。日々、対策、対応に当たられている町執行部の方々、全国の医療従事者に敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

令和4年9月20日から22日の3日間、三城目集落センター内で遊水地整備事業用地説明会が開催され、用地補償の流れや土地評価額（農地）について、国からの説明がありました。

現在は用地交渉が行われ、今後、本格的な遊水地整備事業が動くこととなります。令和5年度から、順次遊水地内の工事や県道矢吹・小野線の付け替え工事などが行われ、また、玉城橋も架け替えられることとなります。三城目地区の風景や町並みが大きく変化していくことになり、住民も、地域の防災向上、安全・安心な暮らしが期待できるとはいえ、これまで長年生活してきた環境が大きく変化することは、非常に残念な思いであります。遊水地整備事業により地区の衰退は避けなければならず、むしろ地域の生活利便性や快適性の向上を図ることで、地域の活性化につながるということが重要であります。そのためには、国・県や町、地域が一体となつてまちづくりに取り組む必要があると考えております。

そこで、1つ目に、民有地及び公共用地の用地交渉の状況はどのような程度進んでいるかお伺いいたします。

②に、遊水地予定地内にある公有財産はどの程度あるのかお伺いいたします。

③に、遊水地整備による公有財産の補償額は何に使うか、予定あるのかお伺いいたします。

3点ほど、よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴に早朝から来られた皆さん、本当にありがとうございます。励みになります。

それでは、5番、堀井議員の質問にお答えいたします。

初めに、民有地及び公共用地における用地交渉の進捗についてのおただしではありますが、これまで国では、遊水地整備事業を理解していただくため、地域住民や地権者の皆様に対し、説明会を開催してまいりました。今年4月には、遊水地の範囲を示した図面確認会を開催し、遊水地整備に係る堤防等の大きさや形など、3D映像や平面図、横断図による説明がありました。また、8月には、4月の図面確認会での意見や三城目地区遊水地対策協議会から要望されている県道矢吹・小野線のかさ上げによる水害対策の計画、阿由里川の支川処理や内水対策の検討について説明があったところであります。

次に、9月20日から22日までの3日間の説明会では、用地補償に係る手順等の説明があり、また標準的な農地の土地評価価格等の説明があったところであります。

議員おただしの民有地及び公共用地の交渉状況の進捗ではありますが、国は、用地説明会終了後、直ちに民有地の地権者の方々と農地に係る用地交渉を個別に行うと説明を行っておりましたが、本町だけで約450画地の農地の個別土地評価を現在進めておまして、その作業に時間を要していることから、大多数の地権者との交渉は進んでおりませんが、個別事情を抱えている地権者の方々については順次交渉を進めているというふうに伺っております。

今後のスケジュールにつきましては、昨年度用地調査を実施し、今年度の追加調査の必要がなく早期に契約を希望されている方や、土地評価の分析を行った地権者で、相続や抵当権抹消といった手続等の必要がない方々については、個別協議の準備を進めていくとのことでもあります。

なお、公共用地に係る用地交渉のスケジュールにつきましては、民有地の交渉が優先となるため、令和5年度から調査を開始する予定であり、調査結果を踏まえ町との協議を行うとのことでありましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、遊水地予定地内にある公有財産についてのおただしであります。本町の遊水地整備予定面積については約100ヘクタールであり、予定地内には道路や街路灯、用排水路、上水道や農業集落排水施設、消火栓等の公有財産があり、遊水地整備により、今後廃止や移設となる施設が数多くあります。

現在、町で調査、把握しております公有財産の内訳といたしましては、町道については陣ヶ岡1号線ほか12路線あり、総延長が約8,300メートルであります。町道以外の法定外道路については30路線、総延長が約4,100メートル、法定外水路については90か所で、総延長が約1万4,200メートルであり、街路灯については21基が設置されております。次に、上水道施設であります。水道管の総延長については約1,700メートルであります。農業集落排水施設については、汚水管路の総延長が約1,300メートル、マンホールが40基、マンホールポンプ施設が2か所設置されております。消火栓につきましては1基設置されております。

なお、これらの公有財産につきましては、民有地の交渉後、国から詳細な延長や面積等が提示され、協議が進むこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、遊水地整備事業による公有財産の補償額の使途、使い道ですね、についてのおただしであります。国では、公共用地の補償について、令和5年度以降に用地や物件調査を行う予定であり、水道や農業集落排水施設など移転工事を必要とする財産から順次補償協議が行われる予定であります。特に道路や水路は、遊水地内の深さや堤防の高さ、周辺道路の線形、整備後の利活用方法等の詳細な設計の決定後に、廃止する道路や水路、改良が必要となる道路や水路について協議を行うため、補償額の算定に時間を要することとなります。具体的な補償額の提示は、民有地の協議がおおむね完了した後に町との協議を行うと国から説明を受けておりますが、十分な検討を行うための時間も必要であるため、本町では、早期に提示していただくよう求めてまいりたいと考えております。

また、公有財産の補償額の使途につきましては、三城目地区遊水地対策協議会や地元の方々からも、遊水地周辺環境整備等に使用してほしい旨の要望を受けており、地域活性化をどのように進めるべきか、様々な方々からご意見を聞きながら、検討してまいります。

町といたしましては、遊水地整備事業が地域の活性化につながるように、様々な意見を幅広く検討し、整備後にはさらなる地域の安全・安心が図られることを目指し、三城目地区住民の皆様や三城目地区遊水地対策協議会、鏡石町、玉川村、国、福島県などの関係機関と連携を図り、十分な意見交換や協議を行いながら遊水地整備事業に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、堀井議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

5番。

堀井君、マスク取って。

○5番（堀井成人君） 町長の細かい答弁、ありがとうございました。

再質問ですが、①番で、遊水地事業の中で、三城目地区だけじゃなくて、鏡石、玉川村の個別交渉の進捗状況が分かれば、お願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課室長、角田良次君。

〔農業振興課遊水地対策室長 角田良次君登壇〕

○農業振興課遊水地対策室長（角田良次君） 5番、堀井成人議員の再質問にお答えいたします。

鏡石町、玉川の個別交渉の進捗についてのおたただしでございますが、鏡石、玉川村さんにつきましては、住宅移転等、また、同じく矢吹町農地等の調査もありまして、現在、矢吹町同様の状況であると伺っております。

以上で、5番、堀井成人議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（堀井成人君） ありがとうございました。

調査中ということで、これから今年度、来年3月もありますけれども、恐らく結果が出ると思います。

じゃ、1番はその辺で、2番のほうでお願いします。

2番の国は既に町の公有財産について調査しているとお伺いしますが、どの程度調査しているのか、ご報告をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課室長、角田良次君。

良次君、マスク取って。

〔農業振興課遊水地対策室長 角田良次君登壇〕

○農業振興課遊水地対策室長（角田良次君） 5番、堀井議員の再質問にお答えいたします。

町の公有財産についての調査をしているのかでございますが、整備予定地内にどのような物件があるかの調査については、今行っていると伺っております。

ただし、詳細な調査につきましては、令和5年度を予定していると伺っております。

以上で、5番、堀井議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（堀井成人君） ありがとうございました。

5年度ということで、あと半年ぐらいですけれども、報告があった次第に、報告よろしくをお願いします。

2番目なんですけれども、道路や水路などの公有財産の面積は、町のほうでどれぐらいあるか把握しているか、お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課室長、角田良次君。

〔農業振興課遊水地対策室長 角田良次君登壇〕

○農業振興課遊水地対策室長（角田良次君） 5番、堀井議員の再質問にお答えいたします。

道路や水路、公有財産の面積はどれくらいあるのかでございますが、整備予定地内の公有財産につきましては、未登記物件等もあるため、正確な面積はまだお答えできないんですが、今後、国と協議、調整を進めて、そのときにお答えしたいと思っております。

以上で、5番、堀井議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（堀井成人君） ありがとうございます。

測量、政策に決まった場合に、早めに、終われば、説明よろしくをお願いします。

3番目に、住宅移転した場合、移転先の上下水道等インフラは国が補償するのかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課室長、角田良次君。

〔農業振興課遊水地対策室長 角田良次君登壇〕

○農業振興課遊水地対策室長（角田良次君） 5番、堀井議員の再質問にお答えいたします。

住宅移転した場合のインフラ等について国が補償するのかでございますが、住民説明会でも説明がありましたが、移転先の例えば水道ですとか道路のインフラ整備につきましては、施設管理者が実施するものと考えていると伺っております。

以上で、5番、堀井議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（堀井成人君） 本当に、遊水地事業ということで、矢吹の100町歩という財産を国に預けるということで、矢吹町も大分変わると思います。地元三城目地域も変わるし、やはり町、執行部も議員も一緒になって、これを一緒にまとめて、矢吹町が発展するような、そんな地域になればと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） 以上で、5番、堀井成人君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 高久美秋君

○議長（角田秀明君） 続いて、通告2番、3番、高久美秋君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 高久美秋君登壇〕

○3番（高久美秋君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴者の方につきましては、早朝よりありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

災害備蓄品についての質問でございます。

近年の地球の温暖化現象や異常気象などで、日本国内での自然災害のニュースを目にする機会が増えております。大きな被害をもたらす自然災害は、私たちの生活から切り離すことができない大きな問題であり、その災害対策は大切だと思っております。東日本大震災の経験を生かし、今後の災害に備えるためにいろいろな検討をされていると思いますが、災害備蓄品についてお尋ねをいたします。

質問としまして、1つ、災害備蓄倉庫の備品は、どのような災害を想定して、どのように選定して準備しているのかお尋ねします。

2つ目として、災害が発生した場合、役場機能維持のために何を準備して、どのように対応するのかお尋ねします。

この2つであります。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、3番、高久議員の質問にお答えいたします。

初めに、災害備蓄倉庫の備品についてのおたかしであります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災時における教訓を踏まえまして、災害が発生した場合の初期、初動対応及び長期避難並びに応援協定市町村への応援物資の保管を目的とした防災備蓄倉庫を平成27年4月に整備しております。

近年、国内における地震、台風、線状降水帯による大雨など、全国各地において様々な災害が発生している状況にあります。そのような中、これら災害への備えに必要な主な資材といたしましては、地震の場合は、家屋の屋根補修に用いるブルーシート等の資材やバリケードや発電機、台風等による場合には、水害や土砂災害に備え土のう袋等の資材、避難所開設時の備えとして非常用ベッド、毛布、仮設トイレ、避難者用の紙おむつ等の生活必需品を備蓄しております。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、マスク、テント、避難者の間隔を保つためのパーティション等を整備しております。

また、備品以外の対応につきましては、東日本大震災時に上水道が使用不可能になった際の町民の飲料水確保を教訓とした備えとして、耐震性の飲料水兼用貯水槽を平成25年12月に矢吹町文化センター駐車場へ、平成26年10月には矢吹小学校校庭内に整備し、それぞれ100トン、合計200トンを確認し、断水にも対応できる体制を確立しております。これらは、さきの福島県沖地震、3月に、去年、今年と2回ありましたが、非常に活用されております。

今後も様々な災害を想定し、町民の生命と安全を守るため、防災備品等の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、災害発生時の役場機能維持のための準備及び対応についてのおたかしですが、役場機能の維持のための備えとして、停電発生時には、役場敷地内に太陽光発電蓄電池設備を2基整備しておりまして、非常用照明器具及び非常用電源設備が停電時であっても活用することが可能であります。非常用照明器具は、役場庁舎1階、2階執務室、トイレ、大会議室、議員控室、第4会議室にそれぞれ設置されており、非常用電源

設備につきましては、非常用埋め込みコンセントが役場庁舎内の1階から3階に合計22か所設置されているため、パソコン等の使用が可能となっております。

また、役場内に設置されている各サーバー機器については、急な停電時に電源の供給を自動的にコンセントから蓄電池に切替えを行う無停電電源装置を備え、データの保全性を高めているほか、防災行政無線においても、役場敷地内に合計2台の発電機を備えておりまして、停電時における運用が可能となっております。

加えて、役場庁舎が被災により利用できなくなった場合、災害対策本部の設置場所について、矢吹町地域防災計画では、矢吹町文化センター、矢吹町保健福祉センターの順に変更することと整理されております。

なお、今年度、矢吹町地域防災計画及び矢吹町水防計画の見直しを図っておりまして、来年度については、役場庁舎等の行政機能が被災した場合に、必要な業務継続として、執行体制、対応の手順、資源等を明確にする業務継続計画、いわゆるBCPプランの策定に取り組んでまいります。

今後におきましても、災害に備えた役場機能の維持について、福島県及び関係各課と協議し、町民の安全・安心のため、安全確保の取組に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、高久議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 答弁ありがとうございました。

それでは、ちょっと細かいところを聞きたいのですが、防災備蓄倉庫の中にあるブルーシートですね。このブルーシートの数なんですけれども、これ、どのように決めたのかお尋ね申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

ブルーシートの枚数についてはどのように決めたのかということで、こちらの数量につきましては、答弁書にもありますが、東日本大震災の教訓を踏まえた数ということで、在庫の維持に努めておるところでございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） このブルーシートの数なんですけれども、所要量と在庫数が相当開きがありまして、これは補充するのかもしれないのか、それとも、これは随時数字は変わっていくとは思いますが、減っているということはどういうことなのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

ブルーシートの在庫数と所要量について、差があるというようなご質問でございますが、こちらにつきまし

ては、一昨年、令和3年の地震、あるいは令和4年の地震ですか、2年連続で地震被災してございます。そうしたところからも、今後、計画的に在庫確認をしながら、ブルーシートの充実に努めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） これ、危機管理の面からちょっと質問させてもらいますけれども、今年の2月に発生した地震でブルーシートの数が減ったという答弁ではありますけれども、大分時間がたっていると思うんですけども、その辺の危機管理対策としては、この時間のタイムラグというのはどのように考えていますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 3番、高久議員の再質問についてお答えいたします。

ブルーシートの補充について、ちょっと時間がかかっているんじゃないかというようなご質問でございますが、使用した枚数でございますが、また残数とございますか、残っている枚数もございますので、こちらについては、残っている部分で対応しながら補充をしてまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 随時補充するということで、これは想定した数字もありますので、数がありますので、早急をお願いしたいと思います。

続きまして、発電機の数なんですけれども、これ7基あります。これ、どういうところで使う予定があるのか、ちょっとこの7基ではちょっと少ないんじゃないかというちょっと疑問があるので、ここをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

発電機7台ということで、少ないんじゃないのかというところでございますが、使用については、貯水槽あるいは浅井戸、あと現場での使用ということで考えてございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 今の答弁ですと、浅井戸、貯水槽、震災のときは相当の、電源がやっぱり来なかったという経験がございますので、それで足りるんでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕



○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 3番、高久議員の再質問にお答えします。

発電機7基では十分ではないのではないかというような質問だったと思いますが、まず、停電が起きた場合、町としましては、電力の供給ということで、東北電力さんと電力の復旧のための拠点に関する協定書を結んでございます。そうした電力供給につきましては、電力会社と十分協議しながら、早期復旧に努めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 電力が来ない、これ、東北電力さんが協定で速やかに電気を流していただければいいのですけれども、この備蓄倉庫ですか、最初の3日間をやっぱり想定して、3日ぐらいはやっぱり準備しておかなければいけないんじゃないかということを言われております。それを踏まえると、避難所、矢吹町が指定している避難所が54か所ございます。この54か所ある中で、発電機7基というのはちょっと少ないと思いますが、今後これを検討していただいて、増やす考えはあるかどうかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 3番、高久議員の再質問にお答えします。

発電機の避難所に対する今後の検討ということで、様々な場面で検証しながら、二次避難所について対応できるか、内部で検討してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございます。

今後とも十分、震災のときは明かりがないと大変なので、電気がないと大変なので、このことを検討していただきたいと思っております。

続きまして、非常用電源でバッテリーが8基ありますけれども、これ私、倉庫を見せていただいたときに、これ充電はされているのかどうか、これすぐに使えるものなのかどうかお尋ね申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 3番、高久議員の再質問にお答えします。

バッテリーの充電については随時補充しているのかということで、こちらについては、随時チェックしながら補充してございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ちょっと細かくて申し訳ないんですけれども、この後、毛布とか敷マット、もろもろ避難所に配備する避難用具がありますが、これ大体1,000ぐらいなんですよね、皆。これ、東日本大震災を想定

した数としてはちょっと少ないように思うんですけども、このことに関しても、これ補充してもう少し増やしていくような考えはあるかどうかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 3番、高久議員の再質問にお答えします。

災害毛布、敷マット等、少ないんじゃないかというようなご質問だと思いますが、東日本大震災時に避難された方が675名ということで把握してございます。ですので、初期、初動においては対応できるものではないかというふうに考えてございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 情報伝達機器のちょっと質問をさせていただきますが、当時、震災になったら電話が使えなかった記憶がございます。そこで、この無線機の数なんですけれども、在庫数が46で所要量が10というのは、これどういうことなんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 3番、高久議員の再質問にお答えします。

無線機についてでございますが、所要量が10に対して、東日本大震災を踏まえて46ということで、増えた数になっていますので、多い数となって対応しておりますので、ご理解いただきたいなと思います。所要量が10に対して在庫数が46ということで、所要量を上回っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 今回、私、備蓄倉庫を見せていただいた折に、食料がないなというのが一番感じておりました、それ聞きましたら、これは協定を結んでおりました、食料や生活必需品は随時供給してもらえる協定を結んでおりますという答弁でした。

それで、当時六百数名の方が避難したという数字でありますけれども、これ食料なんかを運ぶとか生活必需品を供給するに当たっては、拠点の場所が必要だと思っております。というのも、これ震災のときに、これは失敗事例なんですけれども、拠点がないうちに震災が起きて、物資の配送や積み降ろし、これを職員が一日中やっていたという事例があって、ましてや体育館なんか運び入れたら、体育館の床荷重がこれ300キロぐらいしかない、平米当たり。床が抜けてしまったなんていう話もあって。これ、成功事例でいうと、岩手県の、床荷重が大きくて天井が高い、倉庫としてもスペックが高い展示場、これを物資拠点として、そこで物流業者が作業をすることで成功した事例がございます。ちなみに、ここの床荷重は5トンでありました。

そういうことを踏まえて、各自治体では、これ先進事例なんですけれども、物流業者、物流専門と協定を結び、民間の物流業者との円滑な連携を求めるために、ここも協定したと。役場職員は情報収集に携わることが

できたということで、そういう事例になっていて、今後、矢吹町でも運送業者との協定は結んでおりますけれども、倉庫の物流専門家との協定を結ぶ気はあるかどうかお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 3番、高久議員の再質問にお答えします。

物資の拠点だったり、物流を業者にといいるところのお話でございますが、そうした事例参考にしながら、検討してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 続きまして、役場機能維持の観点でちょっとお尋ねします。

役場の電源も確保されているし、電源が来なくてもパソコン等のデータバックアップは大丈夫だということになっているようですが、ちなみにバックアップデータ、これは各課、これ、ちゃんと保管のほうはされているのかどうか。これ、庁舎が駄目だった場合、別なところに置いてあるのかどうかとか、そういうことをちょっとお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

データのバックアップがどのような形になっているのかとおたがいでございますけれども、基幹業務システム、本当大事なデータになります。そちらは、委託先のほうでデータセンター持っておりますので、そちらでクラウド上で管理しているということになっております。極力、役場内でのデータの保管ということだけではなくて、外付けというところのバックアップも必要だと思っておりますので、そのような形で取り扱っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございました。

続きまして、役場の機能維持という観点でもう一つ、災害が発生して、大規模な場合、幾ら協定を結んでいても、なかなか職員の食事ですか、これをやはり本当に、順当に食事が役場の職員に回ってくるのかというのは不安がございます。といいますのも、交通も止まる、震災のときは原発事故もありましたし、高速道路も止まってしまったし、物流が止まったという事例がございました。そのようなときに、やはり幾ら協定を結んでいるからといって、職員が24時間この庁舎にいて、食事が回ってこないなんていうことがあり得るのではないかと心配しております。

そこで、やはり役場職員の食料は備蓄したらどうかと思ったんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 3番、高久議員の再質問にお答えします。

職員の食事ということのご質問だったかと思いますが、これにつきましては、今後、ある程度備蓄させていただきたいというふうを考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 本当に震災があつて、本当に右も左も分からないような状態になつたときに、頼りになるのが役場の機能でございますので、そこを何とか維持できるように、今後とも頑張つていただきたいと思ひます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、3番、高久美秋君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議をしたいと思ひます。

再開は11時10分からです。よろしくお願ひします。

（午前10時59分）

---

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午前11時10分）

---

### ◇ 三 村 正 一 君

○議長（角田秀明君） 通告6番、7番、三村正一君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。そして、傍聴においでの方皆さん、ありがとうございます。

それでは、通告いたしました内容について質問をいたします。

一番初めに、新町エリアの開発と新町西道路の整備促進についてお尋ねをしたいと思ひます。

質問の経緯ですが、平成24年6月の議会で、新町地権者会代表、渡辺正美様から、地区開発と町道整備が町の復興計画や道路計画に位置づける内容の新町エリア開発計画の促進に関する陳情が採択されました。

平成24年11月より、県の商業まちづくり課と6,000平方メートルの面積要件について企業からの相談により協議を開始し、平成27年1月に開発業者等が別個で道路を分断することでクリアできる見込みとなりました。

道路については、平成26年3月、新町西線町道認定し、同年9月より警察署と県道取付け協議を開始し、8回にわたつて協議をいたしまして、27年2月より県南建設事務所と県道取付け協議を3回行つております。

28年1月より用地取得、平成28年11月より工事が起工され、平成31年3月まで工事がなされました。

平成28年1月、イオン、コメリの企業の進出が断念され、平成28年6月、ナフコより相談があり、30年4月、

仮の進出計画書が提出され、令和元年6月、進出を断念する旨の通知がありました。

令和元年9月の議会で、道の駅事業及び新町西道路等の調査特別委員会が設置されました。

令和2年4月の臨時会で、道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会が設置されました。

また、地権者から、企業誘致のためには一日も早い道路整備を望む声が出ております。

課題といたしまして、地区開発と町道整備が町の復興計画や道路計画に位置づける内容の新町エリア開発計画の促進に関する陳情を採択し、道路整備は進めてきましたが、地区の開発が進められていないように見受けられます。エリアの開発についての陳情について、地権者22名、面積8万4,312平方メートル、うち地権者会については7万3,370平方メートルであります。町として、地権者と一体になった早急な取組が必要と思われる。

2番として、新町西道路について、エリアの全体計画策定により早急な整備を図る必要があると考えます。

質問の目的でございますが、新町西道路等の事業が約3年間停止している状況なので、課題を解決し、早急な整備を図り、まちの活性化と住民の利便性に寄与したいという内容でございます。

質問事項でございますが、1つ、町は、陳情採択の後、新町エリアの開発について、どのように考えて、どのような取組を行ってきて、どのような成果があり、今後はどのような方針で進む考え方をお尋ねします。

2つ目でございますが、新町西道路について、大型商業施設の県まちづくり条例をクリアするための道路として整備を進めてきましたが、令和元年6月の議会で、整備予算が、大型店進出の動きがないことや3月に1,000万円の予算が、6月には2,600万円と大幅な増加等の理由で否決され、その後、事業が停止された状況にあります。新町西道路事業の停止事由と整備事業の必要性をお尋ねいたします。

3つ目として、新町エリア開発について、進出企業の誘致や区画整理が必要と考えますが、町はどのように対処するのかをお尋ねいたします。

大きな2番でございますが、あゆり温泉の民間企業への貸付けによる運営についてということで、お尋ねをいたしたいと思えます。

健康センター（あゆり温泉と温水プール）は、町民の健康増進と交流の場として平成3年及び平成5年に設置され、当初は町の直営事業として行い、平成18年より、効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、指定管理者制度を導入して運営されております。

コロナウイルス感染症発生前までは、平成30年度にはあゆり温泉で10万6,000人、温水プールで6万6,000人と、年間17万人以上が利用している施設であり、健康増進と交流の場として大きな役割を果たしており、矢吹町のシンボルであり、大切な財産でもあります。

町民サービスの充実を図るためにも、町民目線の経営と町の経済負担の適正化が必要であると考えます。このような観点から、現在の運営、決算の状況を明らかにして、今後の運営に寄与していきたいと思えます。

質問の目的ですが、地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、第15項では、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」となっております。今年度の健康センターの運営について、住民福祉の増進に努めているか、最少の経費で最大の効果が挙げられているのか、予算の適正な執行状況を確認

認いたしたいと思います。

2 点目ですが、公設民営化の検討について。令和 3 年度より指定管理者が変更になっておりますが、町民の間で、民営化を検討して活性化を図ってはどうかとの声があります。町民の声を届け、健康センターの運営に町民的議論を図ってまいりたいと思います。

質問事項でございますが、1 つとして、健康センター及びあゆり温泉の令和 4 年度の予算及び決算見込み及び利用状況を項目別にお示しいただき、運営状況をお尋ねします。

2 つ目でございますが、健康センター（あゆり温泉、プール）は、平成 20 年度より指定管理者制度を導入しておりますが、導入に伴う効果額についてお尋ねをいたします。

3 つ目ですが、須賀川市では、翠ヶ丘公園温浴施設等整備事業を、施設利用者の利便性向上とにぎわいの創出を図り、さらに維持管理費の削減、軽減することを目的に、P－P F I（公募設置管理制度）で募集し、株式会社あおいが温浴施設、飲食施設を建設、2023 年度、来年の 4 月にオープン予定となっておりますが、当町の健康センターについても、現在の指定管理者の契約期間が令和 6 年 3 月 31 日と、約 16 か月前であることから、現時点からあゆり温泉の指定管理制度についても効果の検討を行い、民営化などの運営合理化について検討してもいい時期に来ていると思いますが、町の考えをお尋ねいたします。

大きな質問の 3 番目ですが、通学路の整備についてでございます。

令和 4 年度施政方針である子育て世帯に選ばれるまちを目指し、積極的に取り組んでおられますが、未来を担う子供たちは地域の宝であり、安心して産み育てることができるまちづくりのためには、交通事故から子供たちを守る歩道の整備や安全で安心な通学路の整備が必要であります。小学生、中学生、高校生が毎日登校、下校時に、歩道のない通学路で非常に危険な状況にあります。通学路の歩道整備は喫緊の課題でもあります。

先日の子ども議会で、中畑小の 6 年生からも、通学路の安全のために歩道整備と道路補修の要望が出されております。また、5 区自治会よりも、田町・大池線の歩道整備についての陳情が出されて、採択をされております。

矢吹駅東側にある羽鳥幹線水路敷地上部を使った町道八幡町・善郷内線でございますが、これについては、光南高校の通学路とか善郷小の通学路関係、それから周辺の住宅の人たちの利用ということで、非常に利用度が高い道路と私は認識しておりますが、本年度の予算額は 2,500 万で、一本木 29 号線の北側まで整備予定となっております。

以前の一般質問に対して、本路線は水路敷地の上部を利用した駅東口周辺市街地の歩行者、自転車利用者の安全を確保するコミュニティ道路としての利活用を目的に、矢吹大橋から町道本町 3 号線までの延長 1,520 メートルまでの区間について整備する事業であります。平成 20 年度に町道八幡町・善郷内線として町道認定を行い、これまで道路改良及び維持管理が行われております。現在、光南高校生を含む通勤通学道路として利用されており、自転車歩行者道を整備することにより、並行して走る町道田町・大池線の代替機能として安全な通行が期待できること、また矢吹駅東口周辺住民の方の利便性向上などを目的として、これまで社会資本整備総合交付金を活用し、継続した整備を行っている」と答弁されております。

課題として、住民の生命を守るために、早急な整備を図っていただきたい。

質問の目的ですが、通学路の整備の緊急性、利用者の立場に立った事業執行の状況を確認いたしたいと思

ます。

質問事項ですが、本年度事業の進捗状況をお尋ねします。

2番目に、整備事業の内容と事業完了年度及び延期になった事由についてお尋ねをします。

3番目に、矢吹原土地改良区との羽鳥用水幹線水路の借地契約が令和2年3月で終了しているが、契約更新の状況と使用料免除についてどのような検討がなされているかをお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、7番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、新町エリアにおけるこれまでの町の取組、成果及び今後の方針についてのおたかしであります。

新町西地区は、国道4号、県道棚倉・矢吹線及び町道新町・弥栄線に囲まれ、東北自動車道矢吹インターチェンジやJR矢吹駅にも程近く、大型店舗の進出や宅地開発が見込め、町民の利便性向上、雇用の拡大、交流人口や関係人口の増加、定住者の増加、地域経済の向上など発展が見込まれるポテンシャルの高いエリアであると認識しております。

当該エリアは、平成24年5月に新町地権者会から、地区開発を町復興計画に位置づけるよう、また地区内に幹線道路を整備して開発を促進するよう、町及び町議会に陳情があり、同年6月議会定例会にて採択されました。

このエリアに係るこれまでの取組といたしましては、平成23年に大型店舗2社の出店意向があり、進出の準備を進めておりました。ところが、平成24年7月に両企業からの相談があり、福島県商業まちづくり基本方針の面積要件及び一体開発の定義について県からの指摘があり、進出が危ぶまれる状況となり、この問題の解決に向けて優先的に取り組んでまいりました。県との度重なる協議の結果、平成27年1月にこれら課題が解決し、進出は目前でありましたが、当時の震災復旧のピークに伴いまして資材が大変高騰したという、これらの影響がありまして、平成28年1月に進出が断念されたという経過があります。

その後、同年6月に新たな大型店舗の出店意向があり、役員との間で現地案内及び協議が重ねられ、平成30年4月には仮の進出計画書が提出されるまでに至りましたが、進出における当該企業のキーマン、本当に鍵となる人物であった取締役会長の急逝、急にお亡くなりになったという種々の事情が重なり、令和元年7月に進出を断念する旨の文書が提出されております。

このように、当該エリアの開発については様々な取組をしてまいりましたが、現在のところ、進出までには至っていないという状況であります。

このような状況の中、先月17日に地権者会長との協議の場を持ち、引き続き地権者会と町との間で強く連携していくということについて確認をされたところであります。

今後は、総会等、地権者会全体の会合にも町側が積極的に参画し、地権者会の皆様の意向を踏まえた形でのサポートをしながら新町エリアの開発を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西道路事業の停止事由と整備事業の必要性についてのおたかしであります。

町道新町西線につきましては、平成24年5月17日に議会に対して新町地権者会から提出があった新町エリアの開発計画の促進に係る陳情が採択されまして、西側地域の活性化に資することを目的に、平成26年度から事業に着手し、早期完了を図るため、事業を推進してまいりました。

さらに、令和元年6月議会定例会においては、事業を前進させるため事業費の補正をいたしましたが、町道新町西線の整備についてのご理解が得られず、補正予算が否決となった経過については、ご承知のとおりであります。

また、令和元年9月議会定例会においては、整備の緊急性や大型商業施設出店のための政策的道路とした経過説明にそごがあり、食い違いがあるということですね、あり、事業費の増額内容に不明な点があるとして調査特別委員会が設置されたことから、事業の継続は困難であると判断し、事業を一時中断し、現在に至っております。

そのような中で、令和3年4月に国道4号4車線化の事業がいよいよ着手ということになりまして、新町地区の重要性がこれまで以上に増しているという状況にある。このまま事業を中断し続けることは、町全体の損失につながりかねないということ、そして地権者の皆様の権利の侵害になりかねないということ等から、再考せざるを得ない状況であることについて、令和4年9月議会定例会の全員協議会におきましてこれを説明し、事業再開に向けた準備として、令和5年度の社会資本整備総合交付金事業、この要望路線とすることにご理解をいただき、国への予算要望申請を行ったところであります。

町道新町西線沿線の開発予定エリアは、国が進める国道4号矢吹・鏡石道路の4車線化事業の隣接地となっておりまして、今後、将来の開発を見据えて、進入路や側道など、国と調整する必要があります。

町といたしましては、国道4号4車線化による交通利便性の向上に伴い、魅力あるコンテンツ、中身としましては、コンテンツは商業施設であったり飲食店であったり、こういった魅力ある中身ですね、観光施設であったり、こういったものを整備する必要がある。これは、近隣の郡山市、須賀川市、白河市のような大変大きな都市に挟まれている矢吹町の状況、この中で、様々な取組において町の発展を促進し、矢吹町の魅力を高めたいかなければ町が素通りされる、この強い危機感を抱いております。

国道4号に隣接する新町地区に、地権者会との連携を図りながら、集客力のある施設の誘致やエリア全体の開発により、地域の活性化やにぎわいの創出、交流・観光人口の増加や、さらには定住人口の増加も見込めることから、町道新町西線の道路事業を早期に再開したいと考えております。

次の3月議会定例会において、残工事費、残る工事費を含めた整備予算を令和5年度の当初予算として提案する予定でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、進出企業の誘致や区画整理に関する町の考えについてのおただしであります。

新町西エリアに関する町の方針は、地権者会の意向を踏まえ、密接に連携を取りながら一体的な開発の推進を目指すことであり、このことにより、新町地区はもとより町全体の発展につながるものと考えております。

なお、地権者会長との協議の際に、地権者会としては面的な開発を考えていること、また、企業等から進出の相談があった場合、互いに速やかな情報共有を図ること、進出に当たっては開発等に係るアドバイスやサポートをすることなどが確認されました。

また、協議の中で区画整理に関しての相談はなかったものの、今後地権者会からそのようなご相談があれば、



一体的な開発ができるよう町として支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉の令和4年度の予算及び決算見込み、運営状況についてのおたしであります。

令和4年度一般会計における健康センター費に関する当初予算額は、総額1億24万1,000円であり、内訳といたしましては、あゆり温泉に関する予算額は4,306万2,000円、温水プールに関する予算額が5,647万2,000円、その他、屋内のゲートボール場等に関する予算額は70万7,000円であります。

次に、決算見込額につきましては、健康センター費総額で1億868万5,000円であり、あゆり温泉は5,161万6,000円、温水プールは5,636万2,000円、その他、屋内ゲートボール場等は70万7,000円であります。

次に、あゆり温泉の利用状況につきましては、震災被災により休館しており、利用はありませんが、温水プールは、4月1日から10月末までに2万8,739名となっております。

次に、運営状況であります。

温水プールについては、コロナウイルス感染対策による一部制限等もありながら、平時の8割程度に戻っております。

あゆり温泉につきましては、三村議員ご承知のとおり、災害復旧及び修繕工事が無事完了し、12月1日に営業が再開したところであります。利用者の皆様には大変なご不便とご心配をおかけいたしました。あゆり温泉が営業再開いたしましたので、今後の指定管理者の本来の期待される力量を発揮していただき、平時の健康センター営業に戻し、従前以上のにぎわいを取り戻すよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センターにおける指定管理者制度の導入効果についてのおたしですが、健康センターにおける指定管理者制度の効果額ですが、燃料費や光熱水費、委託料などの経費につきましては、町直営と指定管理者による運営では、近年の物価高騰などの影響もあり、大きな差異はないものと考えております。

ただし、人件費におきましては、指定管理者制度導入前の平成17年度の町直営時において4,996万5,000円であったものが、令和4年度の指定管理料における人件費において3,785万7,000円となっていることから、町職員配置による直営時と比べ、人件費が抑制されております。一定の費用対効果はあるものと認識しております。

ご承知のとおり、指定管理者制度とは、公の施設の管理をノウハウのある民間事業者等に任せる制度のことで、地方自治法第244条の2に定められる公民連携、公と民間の連携ということですね、公民連携の手法の一つであります。

あゆり温泉の休館中より実施しております温泉宅配事業では、希望される多くの皆様に安全かつ効率的に温泉を届けるためのアイデアや衛生的に配達するための工夫がなされておまして、近時では予約がなかなか取れないほど大変なご好評をいただいているところであります。

また、12月3日、4日に行われました、まさに行われたばかりですね、リニューアルオープンイベント、これはまさに指定管理者の企画力、アイデアを生かしたものであり、多くの町民の皆様にご来場いただくことができ、大地震の被害から復活したあゆり温泉を広くPRできたものと思います。ちなみに、スタート、12月1日から4日まで、そのうち2日がリニューアルオープンのイベントありましたが、699名、約700名がいらっしゃいました。大変多くの方にいらっしゃっていただいたわけでありまして、あゆり温泉、8か月半のお休みを

いただきましたが、再スタートとしては大変いいスタートを切れたのではないかと考えております。

このように、指定管理者制度における効果は、費用削減の側面ばかりでなく、民間事業者ならではの発想やアイデアを生かした魅力的な自主事業の展開や利用者向けのイベントの充実などが期待できるところであり、これらは利用者満足度の向上にもつながっていくものと認識しております。

三村議員おただしの施設を民間企業へ貸付けするという運営手法も有効な公民連携手段の一つと考えますが、現在の指定管理者は、コロナ禍における様々な制約だけでなく、今年3月16日の大地震被害による……

○議長（角田秀明君） 傍聴者、静かしてください。

○町長（蛭田泰昭君） 大地震被害による8か月半の休館という状況下での指定管理業務であり、平時における運営を行えていない状況であることも、町としては十分に認識しなければならないと考えております。

いずれにしても、当面は、民間活力による利用者目線でのサービスの質の向上と持続的な提供に向け、様々な手法を検証しながら、その情勢における最適な運営手法を選択してまいりたいと考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ちょっと失礼します。

失礼しました。続けます。

次に、指定管理者制度の効果の検討と民営化等の運営合理化の検討についてのおただしであります。

議員おただしのとおり、須賀川市の翠ヶ丘公園内に飲食店等の施設を整備し、その利益で公園の整備や維持管理を担うPark-PFI事業が報道されたところであります。この事業の効果として、民間のノウハウを活用した物販施設やにぎわいを創出するための整備などが期待されており、PFI等の活用について身近な事例が示されたものと認識しております。

さて、議員おただしの指定管理者制度の効果の検討につきましては、本町の指定管理者制度導入施設の管理運営状況検証時基準により、指定期間の最終年度において検証を行うこととしております。具体的には、初めに指定管理者による自己検証を実施し、その後、施設所管課による1次検証を行い、施設所管課以外での検証として企画総務課による2次検証を経て、最終検証を行うこととなります。

現在の指定管理者につきましては、令和5年度に検証することとしており、矢吹町健康センター運営審議会において、一般町民施設利用者の意見や要望を踏まえ、検証結果を次期指定管理者の選定に反映することとしております。

PFIの導入や公設民営化につきましても、引き続き先進事例の調査を進めてまいりますが、まずは現在の指定管理者による運営をサポートし、施設の魅力、特性を最大限生かした事業を展開していただき、町民の皆様の健康増進、福祉の向上に大きく貢献できる施設運営を行ってまいりたいと考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本年度における通学路の整備進捗状況についてのおただしであります。

通学路の整備につきましては、国の防災・安全社会資本整備交付金を活用し、事業の推進を図っております。

令和4年度の整備路線といたしましては、町道八幡町・善郷内線、町道神田西線、町道一本木29号線、町道舘沢・田内線の4路線の歩道整備のほか、今年度より町道田町・大池線の路肩カラー舗装の合計5路線を計画しております。

議員おただしの羽鳥幹線水路敷地の上部を利用した町道八幡町・善郷内線の進捗状況についてであります。今年度の事業といたしましては、町道一本木29号線、いわゆる石川街道の北側、延長約25メートルの改良舗装工事を年内完了に向け施工中であり、また、県道棚倉・矢吹線、矢吹大橋北側、延長120メートルの改良工事を年度内完了に向けて鋭意施工中であります。県道八幡町・善郷内線につきましては、光南高校生等の通勤通学路として利用者が多く、矢吹駅東口周辺の利便性向上を図るためにも計画的に整備する必要があることから、次年度以降も一定の工事費を確保し、早期完了を目指してまいります。

また、その他路線についても早期の整備完了を目指し、路線間の調整を図りながら推進してまいります。

なお、町道田町・大池線については、善郷小学校の通学路として多くの児童が利用していることから、暫定的な安全対策としての効果が期待できる路肩のカラー舗装化、いわゆるグリーンベルトを今年度実施しております。

今後も、通学路の整備については優先すべき施策と位置づけまして、子供たちの安全確保、通行の円滑化を図るため、計画的に事業推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、整備事業内容と事業完了年度及び延期になった事由についてのおただしであります。町道八幡町・善郷内線は、羽鳥幹線水路の用水路敷地の上部を利用し、地域のコミュニティ道路として平成20年度に町道認定を行い、光南高校生の通学路や当該道路沿線の土地利用促進に資する道路として、また善郷小学校の通学路である町道田町・大池線の代替機能としても有効であることから、整備を進めている事業であります。

事業開始当初の予定期間といたしましては、平成21年度から平成30年度までの整備計画として事業を進めておりました。

しかしながら、平成23年に発生した東日本大震災により、道路下に埋設されている羽鳥幹線水路の本管が被災を受け、同時に当該路線の整備完了区間においても大きな被害を受けたことから、復旧までに多くの時間を要したところであります。さらに、町内の各公共施設は、生活インフラである道路、水路、上下水道等においても甚大な被害があり、各施設の復旧、災害復旧事業を最優先に取り組んだことから、道路整備事業について一定期間中断した時期がありました。また、近年では、令和3年の福島県沖地震につきましても、整備区間北側の矢吹原土地改良区が管理する用水施設が被災を受け、既に整備完了済みの区間が被災するなど、道路復旧工事に時間を要したところであります。

このような経過もあり、当該路線の整備につきましては、当初予定した期間を延長し事業を推進しておりますが、近年多発している自然災害への対応を優先していること、限られた財源を路線間の調整を図りながら進めていること、関係機関の協議に時間を要すること等から、本路線も含めた整備路線の完成年度を延長せざるを得ない状況にあります。さらに、近年のコロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響により、原材料費の高騰、流通の停滞、人件費の高騰等の要因により事業費も増大しており、整備期間の延長も予想されます。

しかしながら、本路線につきましては、矢吹駅東側の発展に寄与する大変重要な路線であり、次年度以降、社会資本整備交付金事業内での優先度を高め、早期事業完了を目指し、計画的に整備を進めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、矢吹原土地改良区との羽鳥用水幹線水路敷地の借地契約についてのおただしであります。羽鳥幹線水路敷地の借地契約につきましては、平成22年9月17日に矢吹原土地改良区と土地改良施設ほか目的使用

契約を締結しており、期間は令和2年3月31日までの10年間であります。

本契約では、矢吹原土地改良区と矢吹町の双方に異議がない場合は、10年間ごとに契約が自動更新される契約内容となっております。また、土地の使用料につきましては免除とする内容としております。

その理由については、町では、安全な通学路等の確保及び矢吹駅東側の発展が期待できること、道路交通網の充実が図られること等から、羽鳥幹線水路敷地の上部の道路を町が整備し、継続的に維持管理することとしております。また、矢吹原土地改良区では、町道に認定することで、羽鳥幹線水路のパイプライン化以降も上部敷地の維持管理費及び管理業務が大幅に低減されるということもあり、町道への管理移管は矢吹原土地改良区の運営にも寄与しており、相互の利益に結びつくものであります。

なお、双方の合意の上、使用料を免除する契約となっております。

いずれにいたしましても、羽鳥幹線水路敷地の上部を町道として利用することは、矢吹町、矢吹原土地改良区、双方にとりまして有効な取組であると認識しておりまして、今後も相互理解を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

ほとんど私の考えていることと町側の進めている内容が同じかなというふう感じたわけですが、その中で、順番に質問させていただきますと、今回、新町地権者会の道路について、地権者会長と協議を持ったというようなご答弁ございました。私も、地権者会長さんのほうからもお話を伺ったりしたこともございますが、やはり道路整備は、あそこの地権者、私、面積書いておきましたが、会員が約22名で8,000平米から7,000平米ぐらいの面積、この面積が本当に有効に活用できるような話し合いしながら進めて、地権者がまとまれば、企業が来なくても、私は道路整備を進めてもいいんじゃないのかなと、私は思っています。というのは、やはり本来は道路というのは、開発の計画に基づいて道路が造られるべきであって、今のままでは、やはりちょっと開発していくのにあの道路1本では難しいんじゃないのかなというふうに思っております。

そういった中で、地権者会に対しての働きかけを行っていただいているということで感謝申し上げたいと思いますが、以前にも私、令和元年9月の議会で、ナフコさんが来なくなったときに、こんな質問、話をしております。新町エリアの開発について答弁いただきましたが、陳情を採択されたとおり、地権者全員の皆様の土地が有効に理想的に開発されますことと、町としてランドデザイン等を示していただくこと、面的開発業者のあっせんなど、一日も早く開発整備が進むことを切願して、新町エリアの開発をお願いしたいということで、そういった質問をしているところでございます。

そういった面で、町としてのランドデザインを示しますというのは、前の、以前の町長さんの時代のときに、町から地権者側にそういった説明をしますよという答弁が平成30年6月に、計画的に開発できるようにランドデザインを示しますというような形の答弁などもございました。

そういったことで、今回、特別委員会、百条委員会ができたことが発端となって、事業が中断されているというような答弁もございましたが、百条委員会の調査は過去に対する調査であって、進めることについてス

トップをかけている調査ではないと私は認識しておりますし、どんどん進めていていただく必要があったのかなというふうに思っております。

それで、話の内容ですと、そこに対する事業者等の推進というか、新たな事業者、ナフコに替わる事業者等の誘致活動とか、そういったことはなされなかったのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

ナフコ以降の企業進出についての取組についてのご質問かと思いますが、現在、新町エリアにつきましては、道路整備を優先にということで取り組んでおりますので、それ以降、現時点では、町として進出企業への誘致等には取り組んではいない状況でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 現在取り組んでいないということなのですが、ぜひ来年度に向けて、補助金の予算も、国の交付金を頂くような金額が立ててあるとすれば、道路だけができてにぎわいをつくるというものなかなか大変ですので、ぜひそういった面で、道路完成と同時に企業が計画的に出店できるような、そういったところのご努力をお願いしたいと思います。その辺のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

地権者会との今後の関係についてでございますが、当地区につきましては、地権者会が存在し、町と地権者会が緊密に連携していくことが確認できております。したがって、今後につきましても、地権者会としっかり連携しながら、一体的な開発ができるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 私、今、進出企業に対する誘致活動を一生懸命やってほしいということで質問して、そういった気持ちで質問したんですが、内容的にそう伝わっていなかったんだとすれば、誘致企業に対する誘致活動の積極化をお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

企業誘致、しっかりやってほしいというご質問かと思えます。

そうしても、地権者の会の皆様としっかりと連携をしながら、企業誘致、しっかり進めて、エリア開発を進めていきたいと思っておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 新町西道路調査特別委員会が設置されて、事業継続困難だということだったんですけれども、同じく調査特別委員会設置されても、まちづくり矢吹は継続して、事業が継続されていたということもありますので、やはり今回を機に一層の整備を図っていただきたいと思えます。

それと、もう一つ、ランドデザインを示すというようなことで、30年6月頃から前の町長さんが話していたんですが、そういったランドデザインとかについては、町のほうでお持ちなのかどうかをお尋ねしたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

ランドデザインについてのご質問かと思えますが、平成24年6月議会に陳情されました際に、新町エリア開発計画の促進に関する陳情の中では、新町エリア開発計画概要図というものが示されております。あのエリアをゾーニングされたものでありますが、そういったものがベースになっておりますので、今後、地権者会と連携しながら、ランドデザインについて検討は深めていきたいと考えておりますが、地権者会とのまずは連携が大事かなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

ぜひ、町長の答弁のとおり、地権者会と連携を図りながら、集客力ある施設の誘致やエリア全体の開発、地域の活性化、にぎわいの創出、交流・観光人口の増加というような、そういった目的が達成されるように、地権者会と協力しながら進めていただきたい。特に、整備前に地権者の皆様と話し合いをして、自分の土地がどんなふうな形で今後利用されるか、利用できるようになるのかということは最大の関心事だと思いますので、町としても積極的に、ここに約2億のお金が投下されますので、ぜひそういった点を力を入れて進めるようお願いをいたしたいと思えます。

続きまして、あゆり温泉についてお尋ねしたいと思えます。

あゆり温泉については、現在、8か月半利用ができない状況であったというようなことで、今後、12月1日から利用が開始されたということですが、それでも経費はかかると。先ほどのご答弁ですと、あゆり温泉で5,100万、大体経費はかかりますよというようなことでございました。これは決められた約束事ですか

ら、やむを得ないこととありますが、利用者の立場からいいますと、なるべく経費はかからないようにしてやっていただけたらなというふうに思っている次第でございます。

今後、どのような利用になるか分かりませんが、利用者、私も1日、2日、3日、4日と4日続けてあゆり温泉に行って、利用者の声を、市場のリサーチをしてみましたが、非常に皆さん喜んでおりました。ぜひともそういった面で、あまり休みのないようお願いをしたいなというふうに思っているところでございます。

ただ、入館者数が非常に心配でございます。非常に、9万6,000人とかの予定の入場者に対して、今回、あゆり温泉ですと、これから12、1、2、3の4か月間で何人の利用者になるのかなという点が非常に心配になっている点でございますけれども、これらについて、今後の誘客、利用者増大の考え方というのはどんなものがあるのかということを一つ、お尋ねしたいと思います。利用者の拡大対策についてお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

まず、あゆり温泉、12月1日から再開させていただいております。3日、4日のイベント等、議長さんはじめ議員の皆様方にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。まず、感謝申し上げます。

さて、今後の集客についての考えというところまでのご質問かと思いますが、あゆり温泉リニューアルオープンイベント、12月1日から4日まで、先ほど町長の答弁にもございましたが、699名ということで、平日であった12月1日が115名、2日が112名、3日、土曜日ですね、222名で、4日、日曜日が250名ということで、大変多くの方に、町民においでいただいて、大変ありがたい状況でございます。

今後につきましては、指定管理者と協議の上、さらに、また従前以上にということで、集客ができますよう様々な工夫を凝らしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） なかなか一遍にコロナ前の人数にというふうにはいかないのかなとは思いますが、何かきっかけをつくらないと、今のままでは、プールにしても8割程度となっておりますが、コロナ前ですと6万5,000人ぐらい入っているんで、2万8,000人、これから伸びることが考えられますけれども、8割にはちょっと、希望的数字なのかなというふうに思っていますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それで、指定管理制度についての効果額で説明ございましたが、このご説明の中に、町が直営時に4,996万5,000円の人件費となっていたんですが、私が前に頂いた町の一般会計からの持ち出し額だと3,657万というふうになっているわけなんです、これについての差額はどんなところから出ているのか、もし分かったらお示しいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

答弁の中の数字と以前の資料の数字の差異というところであったかと思うんですが、以前、三村議員お手元にある資料の3,657万円という数字につきましては、平成17年度の町直営時の純粋な職員の人件費でございます。今回答弁の中で答弁させていただいた数字には、シルバー人材センター等、他の委託で出している部分の人件費も含めての答弁となっておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） あゆり温泉の民間企業への貸付けということで質問をさせていただきました。

前にも町長から、12月頃だったかな、令和2年12月頃の答弁で、私から、あゆり温泉とプールと分けて募集したらいかがかという形の中で、今、なかなか応募者がいないので、そういった方がいなければ、そういったことも検討の材料にしたいというような答弁いただいたような気がします。

そういった中で、私、この質問の中で、現在の指定管理者を否定するわけではないです。現在の指定管理者がもし、もっと指定管理制度よりもいいような方法であそこを活用したいというような意向とか、何かアイデアをお持ちいただいてやっていただけるようなことがあれば、あそこにぎわいも、例えば温泉が長期間休みになっていても、レストランとか、その中で、体操教室とか何でもいいですけども、そういった形で、いろんな形であそこで町民の皆さんが楽しく過ごせるような、そういったアイデアがあれば、今の指定管理者にそういったアイデアを出してもらって進めるというのも一つの考えだと思いますし、また、須賀川のほうのこともご答弁いただきましたが、そういったことで、今後、そういったことも含めて検討いただけるかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今後の民営化の検討というところでよろしかったでしょうか。民営化の検討と。

○7番（三村正一君） 民営化を含めた削減とか利用の検討ということで。

○保健福祉課長（正木孝也君） 今現在、あゆり温泉、老朽化も進んでおりまして、今回、災害復旧プラス補強ということで、大規模地震に耐え得る施設にしたわけでございますが、まだ課題も若干、擁壁問題であるとか、若干の課題ございますので、その辺も含めながら、課題の検討も含めながら、次年度行います指定管理者の検証というのをしっかり行って、その最適な、三村議員さんおっしゃるような最適な官民連携の手法というところを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、7番、三村議員への再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。



7番。

○7番（三村正一君） ぜひそういった面でいろいろとご検討いただきたいと思います。

それでは、通学路の整備についてお尋ねします。

今年度、2,500万の予算で八幡町・善郷内線の整備ということでございましたが、現在の工事で、答弁の中では、矢吹大橋北側、延長120メートルの改良工事、年度内完了に向けて鋭意施工中ということなのですが、この改良工事の内容についてお尋ねをします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

改良工事の内訳といいますか、内容でございますが、施工延長が120メートル、こちらの改良工事につきましては、両側にU字溝を敷設する工事と、あと下層路盤ですね、下層路盤までの整備を含めた工事となっております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 両側にU字溝というようなご答弁いただきましたが、私、あそこ車で通ったら、両側にU字溝入っているんだけど、今のU字溝ではちょっと規格が足りないとか、何かあるんですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今のU字溝では駄目なのかということでございますが、今のU字溝は、改良区の幹線水路を暗渠化した際に、その敷地内の排水のみをカバーする、蓋がないU字溝でございます。

今回整備しますのは、道路の拡幅と併せて歩道も設置しますので、道路の安全等も考慮しまして、蓋が落ち蓋の、蓋つきの側溝を新たに整備する予定でございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 側溝の整備も重要なんですけれども、上部利用するほうが住民にとっては非常にありがたいことなので、できれば、軽度の舗装でも結構ですから、10年ぐらいもつ舗装でも結構ですから、そういったことで整備して、その間に側溝整備なり何なりを徐々にやっていただくというような、そういうような方法取れないかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

[都市整備課長 福田和也君登壇]

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

整備完了するまで軽微な舗装をできないかというご質問ですが、路線としましては、今現在、全体の約半分程度は完了しております。答弁にもありましたように、年次計画でしっかりと拡幅の整備をしていくということで、今、町としては進めておりますので、今現在の道路に現道舗装のような簡易舗装するということは、やはり二重投資になってしまうという部分もありますので、まずは優先してこの路線については事業費を入れながら整備をしていきたいというふうに考えておりますので、当面の、実際の通学路であったり、そういった部分での、現在、砂利道でありますので、そういった手入れはしっかりしながら、除草等もしながら、できるだけ早期の完了に向けて、計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ご答弁いただきましたが、ぜひ利用者の立場に立って、少しでも工夫していただいて、計画は私も理解できますが、少しでも工夫していただいて、安全で安心な道路整備、通学路の整備をお願いして、質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、7番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 本日の一般質問はこれで終わりですので、これで散会します。

大変ご苦勞さまでございました。

(午後 零時23分)

令和4年12月6日（火曜日）

（第 3 号）

## 令和4年第435回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和4年12月6日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案の付託

議案第35号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第49号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(10名)

3番	高久美秋君	5番	堀井成人君
6番	鈴木浩一君	7番	三村正一君
8番	安井敬博君	9番	加藤宏樹君
10番	鈴木隆司君	11番	青山英樹君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(4名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
4番	藤井源喜君	12番	熊田宏君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
企画総務課長	佐藤豊君	危機管理監兼 企画・デジタル推進室担当	阿部正人君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君
税務課長	小磯剛君	保健福祉課長	正木孝也君

農業振興課  
遊水地対策室 長 角 田 良 次 君 商工推進課長 柏 村 秀 一 君

都市整備課長 福 田 和 也 君 上下水道課長 有 松 泰 史 君

教育次長兼  
教育振興課長 国 井 淳 一 君 子育て支援  
課 長 小 椋 勲 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 副 局 長 神 山 義 久

---

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は10名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、1番、芳賀慎也君、2番、関根貴将君、4番、藤井源喜君から本日も欠席する旨、12番、熊田宏君より濃厚接触者となったため欠席する旨の届出がありましたのでご報告申し上げます。

また、町長より、農業振興課鈴木辰美課長が本日も欠席し、その代理として角田良次室長が出席する旨、教育長より濃厚接触者となったため欠席する旨の届出がありましたので、併せて報告をいたします。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 鈴木 浩 一 君

○議長（角田秀明君） 通告7番、6番、鈴木浩一君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 鈴木浩一君登壇〕

○6番（鈴木浩一君） 議場の皆様、おはようございます。

最近のコロナ感染が、また8次化ということで、町のほう、議員もかかっているような状況になっております。また、本町においても高齢者の方がコロナで亡くなるということが最近増えておりますので、皆さんも注意しながら行動を取っていただきたいと思います。また、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、農業問題についてということでございますが、これまで、人・農地プランの策定は法定化されていっていませんでしたが、農業経営基盤強化促進法の改正法が令和4年5月に成立し、令和7年3月末（予定）までに各地区において、地域計画（人・農地プラン）を作成することが定められました。

農家数の減少は農地管理を困難化し、保全管理状態の悪化を招き、農業用排水路の管理を保全できないところも出てきている状況になっております。

以前の議会一般質問において、第6次まちづくり総合計画において、「農業が元気なまちをつくります」と位置づけ、農業の担い手の育成、農業生産基盤の充実、農山村環境の整備推進を政策として取り組んでいるところであると答弁がありました。

そこで、質問に入らせていただきます。

1つ目として、人・農地プランの実施計画はあるか。

2つ目として、町と経営者との懇談会等を考えているか。

3つ目として、町の農産物を今以上にアピールしてはどうか。

この3点が1つ目の質問になります。

2番目として、学校教育におけるいじめ問題についてということで、今年10月28日付の民報新聞によりますと、県内いじめ認知7,173件、前年度に比べ448件減っているとありました。

しかしながら、いじめとは別に、不登校については小中学校最多で2,918人、前年と比べ525人増え、過去最多を更新したとあり、高校は410人、前年を64人増加しております。

不登校児童のうち、教員らの指導により再び登校した人数の割合を示す復帰率は、小学校が23.2%、中学校が33.2%、全日制が37.6%、定時制が42.9%でありました。

全国の国公立小中学校で2021年度30日以上欠席した不登校の児童生徒は24万4,940人でありました。20年度より4万8,813人増えて、過去最高だったことが27日の文科省の調査で分かったとありました。

そこで質問であります。本町について、いじめの実態はあるかがまず一つ。

2番目として、教育委員会ではどのような体制で学校との連絡を取っているかについて答弁をいただきたいと思っております。

ご答弁のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、6番、鈴木議員の質問にお答えいたします。

初めに、人・農地プランの実施計画についてのおただしであります。

現在、全国的に農業者の高齢化や担い手不足に加え、耕作放棄地の拡大が加速し、農地が適切に利用されなくなる懸念されている中、国では農業生産の効率化に向けた農地の集約化を推進するため、5年後、10年後に中心的な役割を果たすことが見込まれる担い手への農地集積に加え、農業者や農業団体等が地域の現況と将来の課題や実態を把握しながら、実現性を高める実質化を目的に、人・農地プランの策定及び公表を義務づけております。

本町の取組につきましては、今年の2月、町内715名の水稲耕作者を対象に、今後の営農の移行等のアンケート調査を行っております。そのアンケート結果と耕作地の地域性、国営限戸事業の推計、河川の推計、JAの管轄区域等を踏まえ、既に策定が完了している2地区と合わせて、町内全域を19地区にエリア分けをした人・農地プランの策定を現在進めておりまして、今後、公表する予定であります。

今後、議員おただしのとおり、今年5月の農業経営基盤促進法の一部改正により、人・農地プランは法定化され、市町村は農業者や農業委員会、農業団体等による協議の場を設置し、地域農業の将来像を話し合うこととなります。

また、農地を農業上の利用が行われる区域として一筆ごとに利用者を明らかにし、従来どおりの農業が難しい農地は、荒廃を防ぐために保全等林地化を進める区域に区別するなど、地域の担い手等の実情に合わせた集積計画等を目標地図に示した地域計画について、令和7年3月末までに公表することが義務化されたところで

あります。

本町においては、地域計画の策定に向けて地域の農業者の農業委員会、町内両JA等の関係機関と協議や調整を行いながら進めていく予定をしております。

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現させるためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していくことが最も必要であり、農業者の皆様が将来も安心して農業経営や農地の維持に取り組めるよう関係機関と連携し、地域農業の将来像を農業者の皆様と継続的な意見交換を行いながら一緒に考えてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町と経営者との懇談会等の開催についてのおたかしであります。

議員おたかしのとおり、全国的に農業従事者数の高齢化や後継者不足により、農業者は年々減少している傾向にあり、農地、農業用施設の維持管理や保全が困難であるとの声が多く寄せられております。このような状況の中、農地の集積や農業基盤の整備等は喫緊の課題であり、それらの声を伺う機会として、農業者等との意見交換を行うことは最も重要であるというふうに認識しております。

これまでの取組については、令和2年度に認定農業者や農業委員会、町内両JA等と今後の農業の在り方等を話し合う機会を設けるため、農業懇談会やグループワーク等の開催を計画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を見送ったという経過がございます。

今年度の取組としましては、今年の9月に一般社団法人日本食農連携機構との意見交換会を実施し、農業を取り巻く課題や、食と農を連携したビジネスの取組等をテーマとした意見交換を行い、参加者、これは農家の方が中心でございますが、の皆様方からは大変好評を得たというところでございます。

今後も農業委員会や町内両JA、各農業団体等と引き続き連携し、各種農業団体の総会や集会等において、担い手の確保や育成など、町の将来へつなげるための農業振興をテーマとする意見交換会やロボット技術等による省力化、高品質生産を実現するスマート農業、消費税に係る仕入れ税額控除の新しい方式であるインボイス制度など、様々な研修等のできる機会を設けられる準備を進めてまいります。

また、人・農地プランの法定化に伴い、今後、各地域において農業に関する様々な話合いの機会を予定しておりますので、地域の実情に応じた農業振興につながるよう意見交換を重ねていきたいと考えております。

ただし、今回のこの議会におきましてもコロナの影響がこのように大変な状況になっております。私としましては、これまで町の中でワクチンの接種も5回目、特に高齢者と、それから基礎疾患ある方等については相当進んでおります。しかしやはり、学校等、子供たちへの接種が進んでいない、若い年代が進んでいないために、今回もまた、やはり学校等を中心としてやっぱり広がって、そして、このような状況になってきていると、全数把握をしていないために発表できない状況でありますけれども、しかし相当身近なところに来ているというふうに思われます。

そうすると、ほかのイベントと同様にせつかく盛り上がってきて、ここまで一生懸命やってきた、それから農業関係も、実は様々な先ほどの食農連携機構も実は意見交換を行って大変好評を得たんでありますが、その後の、言わば本音を語り合う、言わば飲み会とか、それから、その飲み会を行って、その後の例えばパイプを太くするとか、様々なそういうところが非常に大きな制約を受けていて、そこのところがなかなかできないのが現状であります。



ですから、ここでこういうふうに書いておりますが、今後のコロナの感染拡大の状況によってはどうなるかと思いますが、ただ企画、あるいは計画、我々がやると言わない限りは、やろうとしない限りは全てが止まってしまうので、とにかくやると、やるということを皆さんにお話しすると、そうするとこんな時期に何だというふうに言われる方がおられるかもしれませんが、しかし、やるというふうに言わない限りは、準備をして、その直前になってコロナの感染状況が非常にひどい状況であったという場合には、これはもう断腸の思いではありますが中止する、あるいは延期するということ、そういうことを特に関係者の皆さんには大変な負担をかける、あるいは町の職員も含めて、あるいは農業、農家の方も含めて、せっかく企画したものがそうなるということはありませんが、それはやむを得ない、今はやるということを言いながら歩きつづけるしかないというふうに思っております。

町といたしましては、町の基幹産業である農家、農業について、地域の担い手の実情を的確に把握するため、農業者や関係団体等の声を大切に、農業振興発展のための研修会や懇談会等を農業委員会や町内両JA、関係団体等と協議を行いながら、農業者の意欲と能力の向上が図られるように積極的に開催させていただきたいと考えております。

今申し上げたとおり、これについてはとにかくやると言いながら、その時々状況に応じて相当機動的なかじ取りが必要なかなというふうに思っております。ただし、何度も言いますが、やらないということをしてしまったときから完全に止まってしまうし、発展はなくなってしまう。だから、やると言いながらそれを準備していくと、大変なご苦勞を関係者におかけしますが、そのことは申し訳ないけれども、やらなくてはいけないことというふうに考えております。議員の皆様方にもこれについてはご理解とご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、次、最後に農産物のアピールについてのおたがしであります。本町の農業の特徴は、水田を中心に野菜等の複合経営が多く見られ、お米は食味もよく、野菜については、特にトマトやキュウリは品質もよく、市場でも高い評価を得ており、今価格も安定して流通していると認識しております。

その一方で、東日本大震災による原発事故からの農産物の風評被害はいまだ払拭がされておらず、それに加え、昨今の農業資材等の高騰や米価下落等により、農業者はますます厳しい農業経営の状況にある中で、付加価値のある農産物の販売やブランド化、販路拡大は喫緊の課題であるということも十分に認識しております。

現在までの取組といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大前となる令和元年度以前は、年間を通じて県内外の各種イベントに出店を行い、農産物等のPRを図ってまいりました。令和2年度、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により各種イベント等が中止となり参加ができなかったものの、今年度より新型コロナウイルス感染症による制限緩和により、徐々にではありますが、各種イベントが再開され、JA夢みなみさんと連携し、神奈川県横浜市京浜市場でトップセールスによる農産物のPRを行ったほか、県内では福島駅前軽トラ市、それから西郷村さんの「TOKIO-BA」への農産物等の出店、そして、姉妹都市の三鷹市では、三鷹の森フェスティバル、三鷹市連雀コミュニティ・センター祭りにおいて、矢吹町産の農産物の販売を実施し、好評をいただいているところであります。今後も三鷹市で12月中旬に開催されるM-マルシェへ出店し、農産物のPRを図る予定であります。

また、今年度はコロナ禍の影響で3年ぶりに事業を再開した、三鷹市・矢吹町姉妹市町交流事業による米作

りの体験会においては、参加された児童の皆様は矢吹町の町産のお米や野菜をお土産として提供したところ非常に好評をいただき、参加された児童の家族や関係者からは、お米等の追加注文の連絡があり、販路拡大にも一役買っているところであります。

このように矢吹町産の農産物は非常にポテンシャルが高いと、首都圏などでも十分に勝負ができるものと考えております。その魅力を最大限に発信する。知ってもらい、味わってもらい。そのことが最も重要でありますので、今後も農業者、それから町内両JA、各種農業団体等の関係機関と連携し、農産物のブランド化や販路拡大に努めるとともに、ふるさと納税やインターネット販売サイトによる出品をさらに推進し、このところのふるさと納税であるとか、インターネット販売サイトによる出品は力を入れてまいりたいと思っております。さらに、PRを図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 6番、鈴木議員の質問にお答えいたします。

初めに、本町のいじめの実態についてのおただしであります。いじめの代表的な行為は、からかいであったり、いじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などの暴力を伴わないいじめでありまして、激しい暴行や傷害を伴うものは例外的でございます。そのため、気づかずに見過ごしたり、気づいてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすいという特徴がございます。

このため文部科学省では、いじめを当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものと定義し、表には現れにくい心理的、精神的な被害を問題にする姿勢が大切であるとしております。

このことを受けまして、町内各小中学校の全ての教職員が、児童生徒の表情やしぐさ、ちょっとした行動の変化、健康状態や欠席状況等を日常的につぶさに観察するとともに、連絡帳の記入内容や児童生徒や保護者を対象としたアンケートにより、いじめの早期発見、早期対応に努めております。

町内の小中学校におけるいじめの認知件数は、令和2年度が小学校27件、中学校5件、計32件、令和3年度が小学校29件、中学校10件、計39件、今年度は11月までの調査で、小学校15件、中学校17件、計32件と増加しております。

この増加傾向の数値につきましては、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などの暴力を伴わないいじめについて、町内の各小中学校が積極的に認知をし、早期に適切な対応をしていることの現れと捉えておりますが、いじめの真の発生件数が増加していることも考えられます。今後も各小中学校がさらに積極的にいじめを認知し、認知したいじめの解消率100%を目指し、早期に適切な対応をしていくことがいじめの撲滅につながるものとの考えに立ち、各小中学校が早期に適切な対応を行えるよう、教育委員会としても指導と支援を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、いじめ問題等に係る学校との体制についてのおただしであります。まず本町のいじめの把握につきましては、福島県教育委員会が実施している年2回のいじめに関する実態調査に加え、町内各小中学校にお

いて、いじめを認知した際は、随時いじめの内容等を記載した報告書を教育委員会へ提出し、担当指導主事がその一つ一つについて学校と情報を共有し、必要な対応について協議しております。

なお、各小中学校では、生徒指導年間指導計画にいじめアンケートを位置づけ、少なくとも各学期1回、年3回は、児童生徒へのアンケートを実施しております。アンケートの集計に当たっては、回収後、直ちにいじめの有無を確認し、いじめが疑われる場合には当該児童生徒との面談を行い、その上で必要な支援、指導を校内のいじめ対策チームで協議し、保護者の協力も得ながら、いじめの早期解決に当たっております。

なお、内容が複雑で継続しような案件については、指導主事を学校に派遣する支援、スクールカウンセラーによるカウンセリング、スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携強化を進め、いじめ問題の適切な解決を図ることとしております。

次に、不登校についてであります。各小中学校から年間30日以上欠席した児童生徒について、不登校として毎月報告を受けております。令和2年度は小学校が3名、中学校が7名で計10名、令和3年度は小学校が11名、中学校が5名で計16名、今年度は11月末現在で小学校が3名、中学校が10名で、計13名であり、全国と同様に本町でも増加傾向が見られます。

不登校の主な原因としては、無気力、不安といった理由が最も多く、その他、学級の友人となじめないといった人間関係の問題や学業不振の問題、生活リズムの乱れなどです。

なお、不登校の人数は前年度から不登校が続く継続数と、新たに不登校となった新規数で把握することが大切であるとされており、各小中学校では、二、三日欠席が続いた場合、不登校の予兆であると捉え、家庭訪問を行って本人や家庭と面談し、新たな不登校が発生しないように初期対応をしております。

また、継続的な不登校状況の児童生徒に対しては、担任に加えスクールソーシャルワーカーも定期的に家庭訪問し、保護者との面談等を行い、児童生徒と保護者の気持ちの整理に当たっております。

なお、中学校には校内にスペシャルサポートルームを設置し、担当教諭が不登校及び不登校傾向にある生徒に対し、学習機会やコミュニケーションの場を提供しており、中学校からはスペシャルサポートルームを利用する生徒の1名が、学級生活への復帰ができたとのうれしい報告を受けております。

また、いじめや不登校などの未然防止に役立てるため、各小中学校の全児童生徒を対象に、学級内の人間関係や、学級生活の満足度や意欲等の実態を捉える、hyper-QUテストという心理検査を年に2回実施し、学級経営の改善に活用しております。

今後も一人一人の児童生徒の学校生活がより充実し、児童生徒にとって落ち着ける居場所づくりや、児童生徒が互いに生き生きと交流できる絆づくりに向けて、いじめ問題、不登校の未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

鈴木君マスク取って。

○6番（鈴木浩一君） 人・農地プランの中で、町のタブレットに出ているんですけども、平成30年3月にアンケートを実施したとありますが、30年度に実施したアンケートの進捗状況と今回アンケートを取った違い等ありましたらお願いします。

○議長（角田秀明君） 町のホームページ。

○6番（鈴木浩一君） ホームページ。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課室長、角田良次君。

〔農業振興課遊水地対策室長 角田良次君登壇〕

○農業振興課遊水地対策室長（角田良次君） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

平成30年度に行いましたアンケートにつきましては、農業振興計画についてのアンケートでございました。今回行ったアンケートにつきましては、人・農地プランについてのアンケートでございまして、内容につきましては、ほぼ一緒ということでございます。

例えば、10年後に規模拡大したいかとか、あとは農業後継者がいますかとか、そういった内容でございまして、年数がそんなに経過していないので、結果もほぼほぼ一緒かなというところでございました。

以上で、鈴木浩一議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 町内全域を19地区にエリアを分けた人・農地プランの策定を現在進めておるということでしたけれども、やはりタブレットのほうに、矢吹町の人・農地プランのことが載っておりまして、人・農地プランの実質化に向けた工程表というのがありました。

その中で、矢吹地区、1区、2区、3区、4区、5区、6区、柿之内、田内、中畑地区においては、本村、原宿、平鉢、大畑、寺内、鍋内、根宿、松倉、諏訪清水、五本松、弥栄、大久保、文京、中畑南、三神地区においては、三城目、南沢、沢尻、白山、須乗、新田、堤、神田、中野目、明新、西原ということになって出ておりましたけれども、人・農地プランの実質化の取組ということで、まずアンケートを取って、地図化による現況把握、その後、地区等との話し合い、その後、プランの取りまとめということで載っていたわけなんですけれども、この計画によりますと20年から始まりまして、21年度、それで切れているんです。

それで、今言った人・農地プランの実質化の取組ということでアンケートの実施が1番、2番目として、地図化による現況把握、3番目として話し合い、4番目のプランの取りまとめ、手続ということで計画が載っていたわけなんですけれども、平成21年度の1月、これ恐らく平成22年度の1月かと思うんですけれども、その時点で1から4まで全ての地区において4番ということは、プランの取りまとめ、手続等に入っているわけなんですけれども、その辺の状況はどうなっていますか。

○議長（角田秀明君） 鈴木君、あれだよ、ホームページだよ、タブレットじゃなくて。

○6番（鈴木浩一君） タブレットのホームページです。すみません。

○議長（角田秀明君） 町のホームページ。

○6番（鈴木浩一君） はい。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課室長、角田良次君。

〔農業振興課遊水地対策室長 角田良次君登壇〕

○農業振興課遊水地対策室長（角田良次君） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

現在、2021年、22年ということだと思いましたが、議員おただしのおり19地区についてプランづくりを今進めております。地区割りを進めていまして、既に長峰地区、大町、館沢地区につきましては、既に完成しているところでございます。

今、プランにつきましては、答弁でもありましたが、水稻農家のアンケート調査を行いまして、今、継続して今年度中にはプランをつくって、実質化に向けたということで工程を進めておりますので、これを再質問の答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） これをプランを立てて進めるにも、町のこの区割りですか、これも大変面積が広いと思いますので、町のほうでもかなりまとめるのに時間がかかると思いますが、これを町のほうはもちろんなんですけれども、各行政、または区割り等を行政にお願いして、その方々たちと一緒に進めていけばもうちょっと早く進むのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課室長、角田良次君。

〔農業振興課遊水地対策室長 角田良次君登壇〕

○農業振興課遊水地対策室長（角田良次君） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

まさに人・農地プランにつきましては、地域の話合いが必要ということでございます。19地区につきましては、やはり担い手の問題、担い手がいない地域とかそういうのもありまして、町のほうである程度方向づけをさせていただいたところでございます。今後このプランを地域に落としていきまして、そこでこの地域も取り込んだほうがいいんじゃないかと、そういうものを今後の話合いの場で決めていきたいというところでございます。

鈴木議員の再質問につきまして、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 次の質問に移ります。

町と経営者との懇談会等を考えているかということで、これ本当に先ほど町長のほうより答弁がありましたとおり、コロナでなかなかこういった行事等を設けるということも難しいかとは思いますが、まずは町、または農業委員の方々、あと生産者団体の代表、何名かと集まりまして、そういった会合を持って年に数回こういう農業生産者ですか、そういった方々とやっぱり懇談会をする必要が、農地集積やら、今後の農業後継者の問題については、大変本当に難しい問題もあると思うので、そういったところから年に数回こういった会合を設けてほしいというところでございますが、町の考えとしてはどうでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 6番、鈴木議員の追加質問にお答えします。

今、お話しのとおり、非常にコロナという大変難しい問題はあって、非常に不自由を余儀なくされている、やりたいことがやれない状況、あるいはやろうとしていたことがやれなかったという状況ではあるんですが、しかしやはり、今おっしゃられたような農業経営者であったり、各関係団体、こういったところとの話し合う機会、そしてまた、将来の農業、今の人・農地プランも含めて、様々な課題について話し合う場というのは非常に重要だと思っておりますので、できる限りそういう機会を設けるということを行っていきたいというふうに思っております。

ただし、先ほどの制約がありますので、そのところについてどこまでやれるかというのは、今の状況だと本当に先ほど申し上げましたように、様々なイベントを町としても企画して、非常に盛り上がってきたところ、今、大変水を差されているような状況でございますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

ただし、それを今おっしゃられたようなことをやりたいという気持ちは、我々としては大変持っております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 最後、3つ目なんですが、町の農産物を今以上にアピールしてほしいということで、現在も町のほうで大変いろいろところで取組、答弁の中にありましたように、いろいろところで特産物を販売していただいたり、宣伝をしていただいているということで、本当に農業者としてはありがたいことかなと思います。

それでですけれども、今後、今以上にやっぱり地域で作っているものを、地域の中で消費するというので、前回、議会の中で同僚議員が言いましたように、学校給食のほうで、ぜひ町内の農産物等を食農連携ということもありますので、ぜひそういったものに取組してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 鈴木議員、学校給食のほうは通告がないので、申し訳ないです。担当課のほうと後で。

○6番（鈴木浩一君） 分かりました。

○議長（角田秀明君） ご理解いただければよろしいですか。

じゃ、次に入ってください。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 以上で農業関係のほうは終わります。

それで、いじめ関係のほうも大変町のほう、また教育委員会のほうと連絡を取り合いながら、密になって子供の不登校、またいじめ等に関しても大変力を入れているということが分かりましたので、以上で私の質問は終わらせていただきます。

ご答弁ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、6番、鈴木浩一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は10時55分からです。よろしくお願ひします。

(午前10時41分)

---

○議長（角田秀明君） それでは再開いたします。

（午前10時55分）

---

◇ 富永創造君

○議長（角田秀明君） 通告8番、13番、富永創造君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） 議場の皆さん、おはようございます。

雪降る寒さの中、傍聴していただきありがとうございます。

それでは、通告に従いまして2つの大きな項目に関して質問させていただきます。

付加価値ある有機農産物拡大の取組についてであります。

主に米や野菜などの栽培管理に、除草や防虫のための農薬や化学肥料を使用しないで生産するのが有機農法であり、消費者の中には、体により安全安心な食べ物としての意識が高く、慣行栽培の作物より、高価ながらも有機農産物を購入されている方も増えつつあります。さらに、有機農法は昆虫類など多様な生き物の生活環境を守ってくれています。地域の経済や自然環境にプラスの効果を生み出しています。

本町でもアイガモやカブトエビによる有機農法で米作りに取り組んできています。また、限定ながらも学校の給食にも提供されております。

有機農法では農作物の栽培に大変手間がかかり、有機JAS認証の取得のハードルがとても高いと聞いております。

しかし、福島県でも環境に優しい農業拡大を推進するための事業に取り組んでいます。また、農薬や化学肥料を使わない天栄村の「天栄米」が学校給食に提供され、千葉県いすみ市の有機米「いすみっこ」42トンが学校給食米として100%提供されています。

有機給食の元祖は、旧熱塩加納村の給食だそうです。有機農法で作られた作物は産地化され、ブランド化されているという効果を生んでいます。

有機農産物の導入によってメディアに取り上げられ、地域の認知度向上、子供たちの残食減少、移住者の増加、農業所得の向上、新規就農希望者の増加につながっているとのこと。本町にもその可能性とポテンシャルは十分にあると思います。

そこで質問ですが、1、カブトエビによる有機農法実用化へどう取り組むのか。

2、有機農業を始めるためのひとづくり支援について、町の考えをお伺いいたします。

3、学校給食に本町有機米100%使用を目標とする産直化の考えをお伺いいたします。

続きまして、大池公園のさらなる利活用についてであります。

過去にも何度か大池公園関連の一般質問をしております。ソフト面や大池周辺地域を取り込んだ観光資源としての魅力創出についての質問でした。

今回は、関係人口のさらなる増加を考えていただきたく質問します。

大池公園整備計画策定に関わった東京農業大学の小池教授の言葉を借りれば、矢吹町のことを広く世間に知らしめる方策の一つに大池公園の再生に取りかかると述べ、大池公園という「モノ」にこだわらず、大池公園を舞台とした「コト」（体験や経験）を起こし、にぎわいを創出する仕掛けをつくる大切さに気づかされたと言っております。

大池公園は、まだまだ本町の観光・文化資源としての魅力ある舞台になれる可能性大であると考えられます。そこで、レクリエーション機能としての大池公園のキャンプ場に新たな光を当てた利活用、その整備と管理、運営が期待されると考えます。

近隣市町村にバーベキューができる公園はありますが、キャンプ場の機能があるところはそうはありません。遠くでは新地町、福島県ですけれども、防災緑地公園内にあり、「ふくしま浜キャンプ飯」プロジェクトが始まっているところです。

さらには千葉市稲毛海浜公園内には、官民連携による千葉ベイエリア、新時代のグランピング体験ができるキャンプ施設がオープンしています。

大池公園のキャンプ場は、金、土、日ともなれば過去にないほどの盛況ぶりです。家族や若者たちが集まり、中にはペットも伴い、松林でテントを張り、火を囲み、グリル台や飯ごうを使って、料理やおしゃべりを楽しんでいる様子を見ることができます。

計画5年目に当たり、にぎわいを創出する仕掛けとして、時代の流れに沿った公園の再生に取りかかるべきだと考えます。

そこで質問ですが、1、関係人口の増加狙いのキャンプ場整備、管理、運営の考えはないか。

2、公園池の水が冬の時期に抜かれてしまうのは理由があるのか。

3、大池公園定期整備とありますが、大池公園整備計画の中期目標は達成されているのか。

以上の質問にお答え願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、改めてこんにちは。

そしてまた、傍聴者の皆さん、ありがとうございます。

それでは、13番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、カブトエビによる有機農法実用化への取組についてのおただしであります。

本町では、環境に優しい有機農法の実践として、東京農業大学の協力を得て、圃場の除草に効果があるカブトエビを活用した有機農法による田んぼの学校を平成25年度より、善郷小学校、中畑小学校、矢吹小学校の5年生とともに、春には田植、秋には稲刈りを大池地内の圃場で農業体験活動として実施しております。

取組の当初は、目視により卵からのふ化は数匹確認ができていたものの、カブトエビの定着までには至っておりませんが、今年は数多くのカブトエビが確認され、10年越しにカブトエビが定着しつつあると感じたところであります。

ここに至るまでには、東京農業大学の長島教授や学生の皆様、各農業団体、お米PR大使の大桃美代子さん、



さらには多くの小学生の皆さんが関わって協力をさせていただいたおかげであると感じております。

また、最も重要である圃場の水温管理、あるいは土壌分析による肥料施肥等の調整について、地元の農家であられる圃場管理者の絶え間ないご苦勞とご協力を得られたことにより、成果が現れたものと認識しております。

今後は、カブトエビによる有機農法の実用化として、引き続き東京農業大学と連携し、大池の圃場の土の分析等を進め、他の圃場でも実用が可能であるか検証を行うとともに、学校給食への継続した提供やカブトエビ農法によるお米のブランド化への準備を進めることが必要であると考えております。

6次化への取組、それからふるさと納税等による付加価値をつける、こういったことが非常に大切かと考えております。というのは、こういった有機農法につきましては、このカブトエビ農法をはじめとして、大変な手間暇とコストがかかると、これに見合うブランド化による付加価値、そして、言わば値づけの主導権を取ることが大変重要になってくる。単純に作っただけでは駄目でありまして、作ったことに対する様々なさっきの手間暇、コスト、これに見合う様々な付加価値をつけていく、それで、それを評価してもらう。こういったことが必要であります。

これからは、その6次化への取組、そして、それによる値づけの主導権をきちっと取っていく。そして、ふるさと納税等に、例えば、商品として、アイテムとして、きちっと位置づけ、また皆さんにご理解いただいて、付加価値をつける。

先ほどの天栄村の試みであるとか、様々な試みは、やはり大変な手間暇に、大変な大きなコストに見合った価格があつてこそであるかと思っております。ぜひ矢吹町でもこれまでのカブトエビといった大変貴重な取組でありますけれども、こういったものに付加価値と、それからブランド化と、そして、こういった形で価格の値づけの主導権を取っていくかということが大変大切かと思っております、こういった検討が必要だなというふうに思っております。

また、こういった有機農法につきましては、その農家だけでなく、その周辺の圃場を持っている農家の方々の協力も必要であったり、様々なことが必要であります。そうすると、先ほどのこういった値づけをしていくかということについても、相当きちんとした検討が必要であるというふうに考えておりますので、そういったことも含めて、環境にも農業者にも優しい仕組みづくり、あるいはきちんとしたその努力を反映したものを、対価を提供できる仕組みづくり、こういったものを考えていかななくてはいけないというふうに考えております。

なかなか難しいことではありますけれども、ぜひチャレンジをしながら検討していくということかと思っております。本当に容易なことではありませんけれども、ぜひ検討していきたいと考えております。

ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、有機農業を始めるための支援についてのおたかしであります。

人づくり支援というふうなことでおたかしをいただいておりますが、現在、本町で有機栽培を行っている農業者は2名おりまして、ある意味、2名しかいないとも言えます。いずれの方も有機JASの認定を受け、有機肥料を活用したひとめぼれの栽培を行い、環境に配慮した農業と付加価値をつけた米の全国販売により、農業所得向上を目指しております。

先ほどのような、大きなやっぱりこういった有機農業は、技術、それから栽培のほか、販売という大変大

きなハードルがありますので、こういう状況かと思えます。この2名の方々は、大変なご努力をされているのかというふうに考えております。

国では、大規模な自然災害、地球温暖化、新型コロナウイルスを契機とした生産、消費の変化等に対応する持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定し、農業分野においては、2050年までに化学農薬及び化学肥料の使用料を50%低減、耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大することを掲げております。

福島県においても同様に、福島県有機農業推進計画を策定し、有機農業の推進をしているところであり、様々な支援を行っております。具体的には、国の支援策として、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金により、新たに有機農業に取り組む新規就農者や慣行栽培から、有機栽培への転換に取り組む農業者へ、10アール当たり2万円を支援する事業等があります。また、県の支援策として、有機JAS認証等に要する経費の一部助成や、有機JASの認証を受けた農業者が、有機栽培に取り組む場合の追加的コストを支援する事業があり、町でも一部を助成しております。

なお、昨今の物価高騰等により、特に輸入依存度が高い化学肥料等の価格が高騰している。化学肥料、一部では倍とかいうふうにも言われており、大変高騰してございます。畜産農家から耕種農家への堆肥利活用に対し、町が助成を行っております。堆肥利活用事業のお問合せも増えているところでございます。

このような状況により、今後も有機肥料等を活用した新たな支援策等が展開されることも想定され、本町においては国・県の支援策等の情報を収集し、農業者への情報提供を行うとともに、東京農業大学や福島県農業総合センター、農業短期大学校及び町内両JAと連携し、新規就農者への研修体制の充実を図るための支援準備を進めてまいります。

こういったところが有機農業を始めるための人づくり支援ということの大きなことかと思えます。いずれにしましても、有機農法による農作物生産は、これまで以上に経費と手間暇が大変かかるということがございます。こういった大きなハードルがある中で、安定的な収入、あるいは販路ですね、これは、販路がきちんと確保できるか、ブランド化ができるか、そういったところはあります。周囲の農地所有者の理解、一つの圃場だけ有機農法をやっても、片方で化学肥料等、あるいは農薬をばんばん使っていればそれはできないと、そういうことで理解が非常に必要な、大変ななかハードルが高い様々な課題が多くあります。

しかし、本町の魅力である自然環境に配慮して、地域の特色を生かせる自然と共生した安全安心な農業を計画的に推進してまいりたいと思えます。

こういったことには、人づくりには、やはり先ほど鈴木議員からのおただしもありましたが、人づくりの中で様々なことを、会議等やっていく中で、コロナの中でこういった形で人づくりを進めていくかといえば、例えば、コロナが落ち着いている時期には、対面の中で車座で様々な農業者と関係者が議論していく。そういった中で信頼関係であったり、様々な人間関係をつくり、コロナの拡大期にはオンライン会議を行っていくといったようなことが必要だろうと、これからそういう工夫をしないと、コロナに本当に負けてしまうというふうに考えております。ぜひそういった工夫が必要でありますし、様々な分野でオンライン会議を入れながら、対面が必要なものと、オンライン会議でやるものと分けて考えていくというようなことも必要ではないかというふうに考えております。そういった形で、ぜひ農業者についても関係団体とともに人づくりを行っていきたく

いというふうに思っております。

これは、今申し上げましたが、一つ目標でありまして、オンライン会議の基礎的な条件を整えるのもなかなか大変でありますので、ここで私が申し上げたからといってすぐにできるわけではないかもしれませんが、こういったことを一つ一つ考えていかないと、なかなか人づくりは、このコロナ禍の中ではできないのかなというふうに思っているということで、私発言している次第であります。

以上、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、学校給食に本町有機米100%使用を目標とする産地化についてのおただしであります。学校給食は、学校給食法に基づき、学校教育の一環として、児童生徒の健全な心身の育成や食習慣の形成、食文化への理解促進などを目的に実施されておまして、現在、町内の小中学校の給食では、週に3回程度米飯給食が提供されております。このお米は、全て矢吹町で作られたコシヒカリであり、大変おいしいと児童生徒、先生方から好評を得ていると伺っております。

また、町内産有機米については、令和3年度より年2回給食での提供を開始させていただいたところであります。令和4年度に、小中学校の給食で使用されるお米の年間使用量は、小学校では教職員を含めた約970名分で7,865キログラム、俵数にしてお米1俵で数えます、その俵数にして約131俵、60キロです。中学校では教職員を含めた約520名で6,532キログラム、俵数1俵60キロに換算して約109俵、小中学校合わせまして1万4,397キログラム、俵数にして約240俵であります。この量を確保するためには、少なくとも約3ヘクタールの作付が必要となりますが、令和4年度の町内における有機米の作付面積は約1.2ヘクタールであり、年間使用量を確保するためには、約1.8ヘクタール足りない状況であります。

先ほど申し上げましたように、有機米を作るということが、その農家の努力だけでなく周囲の農家の方々、それから大変な手間暇と、それからコストがかかるということで、そういった農家をどう確保していくかということが大変大きな課題であります。

例えば、私の今やっている田んぼでいうと、この240俵はちょうどぴったり私240俵年間作れますが、有機農法でやった場合は大変な手間暇がかかって全く無理であります。でありますから、そのことを大変大きなハードルがあるということをご理解いただきたいというふうに思っております。

現在、すぐに学校給食で町内産有機米を100%使用することは困難な事業であります。今後、年数回の町内産有機米の提供を継続し、議員おただしのおり有機農法で作られた農産物は、ブランド化や農業所得の向上など、農業者にとってメリットとなる可能性が十分にあります。

ただ、これもブランド化、農業所得の向上を先ほどお話ししましたような、大変な手間暇とコストに見合った付加価値があって、その付加価値を評価してくれる市場があり、あるいは、買ってくれる方がいる販売ルートがあり、そのブランド化、それから様々なことがあって初めて実現されるということでもあります。そういったものが実現されなければ、これはなかなか作ってもらえるものではない。ただ、そのことの取組を始めなければ、そのルートもなかなかできないということで、それはやはり先ほどのように様々なこういった有機農法をちゃんとやっていただける方々を育成していくということをどうやって図っていくかということをしつかり考えていくということが大切かなというふうに思っております。

農業者にとってメリットになる可能性が十分にあると、その可能性をしっかりと見えるようにするというふ

うなことが大変大切かというふうに思っております。それが我々も、それから関係団体も、そして、先輩の農業者方も、一生懸命努力しなければならないことだろうというふうに思っております。

近隣市町村や全国を取組の調査、研究を進めるとともに、カブトエビ農法の確立と地産地消による有機農法を取組を計画的に推進してまいりたいと考えております。ただ、先ほどのようにハードルは大変高い、その中でどうやって道筋を見える化していくかということが非常に大切かというふうに思っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上であります。

次に、大池公園内のキャンプ場の利用者増加を見据えたキャンプ場整備等についてのおたけであります。

大池公園は、本町の観光拠点の一つに位置づけられており、自然環境に恵まれた観光レクリエーション施設としての魅力と、潜在的な価値を有する公園として、町を代表する観光資源であると認識しております。

議員おたけの公園内のキャンプ場につきましては、近年のアウトドアブームに合わせ、コロナ禍における新たな活動手段としてキャンプが注目され、新規参入者の増加やSNSを活用した情報発信等によりキャンプ人口は増加傾向にあります。

当該キャンプ場においては、国道4号からのアクセスがよく、自然環境にも恵まれ、利用料金が無料であること等から利用者が増加傾向にあります。現時点では、キャンプ場の規模拡大や有料化等についての具体的な計画等はありませんが、社会情勢の変化や利用者のニーズを踏まえ、公園とキャンプ施設との共存の在り方等について調査検討が必要であると考えており、今後のさらなる利用促進に当たっては、駐車場数やトイレ施設の容量、キャンプ場に植生し、町の木でもある赤松林の保全と共生について課題を解決する必要があります。

この有料化であったり、それから具体的な計画はないというふうに申しましたが、具体的な計画はありませんが、ただキャンプ場を今お話ししましたような、言わば「モノ」から「コト」へとか、それから観光資源として体験型として、しっかりと整備していくためには当然お金が要りますので、それからトイレであったり、様々な必要な施設、それからきちんとしたキャンプ場、安全安心を確保していくための例えば管理人を置いておく、その他もろもろ、様々なことを整備しないと、あるいは検討しないという形での経験型、体験型で皆さんを、矢吹町はやはり観光資源があまり多くない、その中でこの大池公園は大変有望な観光資源と思っておりますので、それをどうやって整備していくかというのは大変大きな課題であり、その際に無料でいいのかというのは大きな課題かと思っております。やはり有料で最低限のコストは負担していただきながら、しっかりと、先ほどの安心安全で皆様に喜んでいただけるような施設として整備していくことは検討する必要があると思っております。

利用者数の推移は、令和2年度が2,100名、令和3年度が5,062名となっており、多くの方に利用していただいている現状、大変お話しいただきました、今非常にアウトドア、キャンプのブームであり、コロナでまたさらに増えてきて、オートキャンプはじめ様々増えてきている中で、特にSNSで発信してもらって、大池公園も大分発信していただいております。ですから、大池公園でキャンプをやりましたという、そこだけじゃなくて、矢吹町のほかの魅力ときちんと結びつけていけば、キャンパーの方々がいろんな形で魅力を発信していただくと、そのことは非常に重要なことであると思っております。町の魅力を発信する絶好の機会であり、町の活性化に資する施設であると考えておりますので、今後の動向や利用形態等の調査を図り、社会の変革に合

わせた大池公園の在り方について、先ほどの有料化であったり、どういった整備をしていくかということについて検討を深めてまいります。

また、この大池公園の魅力をしっかりとつなげていくということで、12月1日からスタートしておりますコミュニティバス、こちらもそこにつなげていきたいというふうに考えております。というのは、例えば大池でキャンプをする。そうするとキャンプのテントを張る、そうすると皆さん車で来ているのでビールも飲めない。そういったところをしっかりとコミュニティバスを使っていただいて、あゆり温泉であるとか、様々な町の施設を使っていただき、温泉に入っていただく。キャンパーの方々は、風呂があるところには10キロでも20キロでも走っていきたくらい温泉を求めていますので、ぜひあゆり温泉であったり、観音湯であったり、あるいは、いやさかであったり、様々な施設ございますので、それをフルに利用していただく。

それから、お酒を飲んだり、おいしいものを食べていただいたり、そういったことも全て全部アップしていただいて、様々な方に経験を共有していただくと、そういったことをしたら大池公園の観光としての資源は何倍にも膨れ上がるというふうに思っております。ぜひそういった形で、言わば体験型のものをつないでいくということ、今はばらばらでありますけれども、大池公園も含めてそんなことも検討していきたいと思っております。

コミュニティバスをはじめとして、公共交通ネットワークの利活用等を含めた利用者数の増加とにぎわいの創出、このにぎわいの創出が一番の目的であります。大池公園のキャンプの方々が町の中心地に来ていただいて、そしてまた、あゆり温泉とか、メガステージ、あちらのほうにも来ていただいたりしながら、様々な機能を利用していただき、満足していただいて、そして、それをまた発信していただくと、そういったことをしていきたいというふうに思っております。

関係団体との協議を行いまして、民間活力導入を含め、キャンプ場の整備、管理、運営手法の調査検討を進めてまいります。これは今お話ししたのは、具体的にこういう検討があるというよりは、こういう方向で矢吹町のにぎわいをつくり、そして、矢吹町を発展させる。そして、観光資源が結構ないと言われているんです。外からは。その方々に矢吹町にはこういった観光資源もあるし、楽しいところがあるよと、特に子育て世代の方々に今以上に支持していただくために、こういったことができればということで、ぜひ検討してまいりたいというふうに思っております。

今後も公園利用者や観光客、キャンプ場利用者等を人と動植物との生態系との調和、共存が図れる安らぎと憩いの場の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

今、申し上げましたことは、かなり私の構想みたいな話なので、具体的な細かいところは詰めておりませんので、その質問はちょっとご容赦いただければありがたいと思います。ということで、よろしく願いいたします。

次に、冬期間における大池公園内の池の水抜きについてのおただしであります。大池公園の中心に位置する池は、景観の観点から公園の形成に大きな役割を持ち、季節に応じてスイレンが咲き、ハクチョウなどの渡り鳥の休息地になるなど、多くの公園利用者を楽しませる憩いの場となっていることはもとより、羽鳥ダムからの用水を引き入れる農業用水ため池の機能も有しております。

今年度における池の水抜きにつきましては、福島県南農林事務所において、ため池の劣化状況の調査を行

うために水位を下げたところであり、既に調査は完了し、貯水を再開しております。

現在、令和4年3月に発生した福島県沖地震により被災した護岸の復旧工事を実施しておりますが、当面の貯水には影響のない範囲であり、12月末完了を目指し鋭意施工中であります。

また、矢吹町公園施設長寿命化計画に基づき、平成25年度から令和3年度まで、社会資本整備総合交付金を活用し、池の護岸更新工事を実施しております。護岸工事の実施に当たり、施工箇所周辺の水位を下げる必要があり、営農の時期を避けておりましたが、ハクチョウの渡来に影響を与えない水位に配慮しながら、水抜き作業を実施してまいりました。

なお、大池公園内の池を含む農業用のため池については、水質の改善や外来生物の駆除、水質悪化の防止等の観点から、福島県では数年ごとに池の水位を下げる、池干しすることを推奨しております。今後は大池公園利用者や、池下の農業関係者等の意見や提案を踏まえ、池の水抜きについて、時期や規模を含め実施に向けた関係者の合意形成を図ってまいりたいと考えております。引き続き、公園利用者の安全安心な施設利用を図るため、長寿命化計画に基づく施設の更新や修繕の計画的な実施に合わせ、農業用ため池としての機能維持を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

最後に、大池公園整備計画の中期目標における達成度についてのおたただしですが、平成30年6月に策定されました大池公園整備計画については、公園利用者アンケートやワークショップ等を実施し、評価及びニーズの分析を行い、大池公園における統一感を持った整備、環境保全や魅力増進を目的に、今後20年間の整備計画を示したものであります。

本計画では、計画メニューを整備、管理及び活用に区分し、緊要度が高く、効果がすぐ出てくるものを短期3年、そして、現在の利用者や既存団体が参加型で取り組めるものを中期5年、主体形成など、時間をかけ熟成させたほうが持続するものを長期10年と位置づけ、使い手である利用者、守り手である管理者、つくり手となる設計者、施工者の相互理解、連携協働を図り、四季折々の自然が楽しめる景観形成や憩いの場等の創出を計画的に遂行していくものとしております。

現在、本計画策定後4年が経過しており、その過程におきましては、多発しております台風や地震等の自然災害への対応、各種災害復旧事業を優先するため、当初の計画スケジュールに遅れが生じている状況にあります。

また、ソフト面の取組につきましても、新型コロナウイルスの流行に伴う蔓延防止対策等により、人流に伴う各種イベントの開催等について、自粛または計画自体を先送りにせざるを得ない状況であり、このことから議員おただしの中期目標の達成については、計画どおりの進捗には至っていない状況であります。

このような中でも整備計画の事業メニューであるボランティア参加による公園管理手直しとして、光南高校生や矢吹中学校のボランティアによるごみ拾い活動の実施や、景勝松の景観の整備として、薬品の地上散布、樹幹注入及び伐倒駆除による松くい虫防除事業等の実施、大賀ハスの繁殖植栽とハス庭園のPRとして、ハスの開花状況の情報発信、さらには桜やハナモモ、ヒガンバナなど、四季の花木の開花状況を町内外に向けて、ホームページ等で情報を発信しております。

また、指定管理業務においては、景観や水質悪化の要因である、ヨシ、ガマの伐根処理、花木の補植、修景植栽や樹木の剪定を行うなど、自然保全や景観整備に関連する取組を実施しているところでもあります。

今後は大池公園整備計画を基に近年の社会情勢や生活スタイルの変化、地方創生の推進等社会環境の変化に応じた計画の見直しが必要であると考えております。

大池公園という矢吹町のなかなか希少な観光資源を最大限に活用できるよう、矢吹町は交通の要衝として、様々、新幹線、それから東北自動車道、4号線、そして空港、それから高速バスと、大変恵まれておりますが、大体交通の要衝でそういうのに恵まれているところは、言わば、奇岩何たらの景勝地はなかなかないので、観光地は我々が皆さんに魅力のあるものをつくっていくしかない、ということで、大池公園もこれからこういった形で皆さんに楽しんでいただける、町内外の人たちに楽しんでいただけるようなコンテンツとして、しっかりと整備していけるかというのはこれからの課題であるというふうに思っております。

私がちょっと今お話ししたのは、私の構想というより、言わば夢に近いものもあります。ですから、ただし矢吹町の観光資源としてしっかりと最大限に生かしていこうとすれば、こういったことも検討しなくてはいけないと思っております、今日は少し先走って話をさせていただきました。ぜひ議員の皆様方のご意見や、それから様々なお知恵を借りながらやっていければなというふうに思っておりますので、そのあたりのご理解とご協力をお願いできればというふうに思っております。

以上で、13番、富永議員への答弁とさせていただきます。

どうもよろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 答弁のほうありがとうございます。

とりわけ町長自身の認識、そして、考え、構想というのを聞くことができました。とても楽しみであります。ただ、現状はコロナ禍ということで、なかなか関係者との集まり、話し合い、そして合意が得られる機会が本当に狭まっている、制限化されているということで、計画等を含め一步一步前に進む、そのためのハードルというのをどうしても考えざるを得ない状況下、これを何とか克服すべく町長自身のやるぞというマグマが燃え盛るような、力となるような質問をしたいと考えております。再質問として進めていきたいと思っております。

まず、農業関係、これ同僚議員も担い手づくり含めて質問しております。私自身も何度か質問の中で農業を一つのテーマとして質問させていただいております。

まず、農の基本的な考えとして、身土不二という言葉があると思っております。人と土は一体で、人の命と健康は食べ物で支えられて、食べ物は土、環境が育てている。まさしくこの考えで私は農業を見詰めております。

そして、この町も自然と共生し、環境に優しい本町の農業を目指すと、そういう考えでありますから、これはこの身土不二に根差した考えで農業施策を進めていっているものと私は考えております。

そういった中で、有機農法による生産、これをこの町が主体的に進めていってはどうか、有機農法の普及、拡大、これを目指す。それが本来この町にとっては必要なことではないかと考えておまして、そして、この町では、その方向として10年間、カブトエビの増殖による有機農法というものに取り組んできているということですが、10年、カブトエビ、この増殖のみ、ちょっと前はアイガモという農法、アイガモを使った、いわゆる水稻の管理栽培をやってこられておりますが、現在、恐らく数が減ってきているという状況であります。そういうことで、今後もこのカブトエビを中心として有機農法ということで続けていくと、そういう考え

かお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 13番、富永議員の再質問にお答えします。

富永議員、今お話しになったことは、有機農法、例えばカブトエビ、こういったことをどんどん進めていくと、ただ、難しいのは、私もそれはすごく非常にやりたいところなんです、やっぱりどうしてもカブトエビ等については10年かかった。そして、先ほどのように、じゃ、それに見合った価格をつけることができるかどうかとか、その辺がありますので、矢吹駅の例えば看板としてとか、例えば、矢吹宿のようにイメージとして、例えば非常に環境に配慮したことをやっているということとして扱うのは大変いいのですが、実際の農業生産者が、それが対応できるかどうかというのは難しく、これはちょっと今までのやってきた10年間の、それに対してきちんとした付加価値をつけるためのブランド化とか、様々なことをやっている。

私、恐らくそういった有機栽培でやっていくものが一方であって、もう一つやっぱりそこは農業者が実際に例えば圃場整備をやりながら、ある程度の量と、それから質を両立させた農産物を作っていくということ、恐らく両方やっていかなきゃいかんのかなというふうに思っておりまして、片方のカブトエビ、それから有機農法については、そういったことを取り組む人材については育成をし、そしてまた支援をしていくと。片方で、圃場整備をしながらある程度の圃場で、ある程度の量をきちんと確保する。そういうある程度の質をきちんと確保しながらやっていくということは、これから試行錯誤しながら圃場整備をやり、様々な農業についての基盤整備を行いながらやっていくのと、両方やっていくのかなというふうに思っております。

ただ、せっかくこれまでカブトエビをやってきた、そして有機農法をやってきたというのについては、ぜひ、先ほどのように付加価値をきちんとつけてあげて、ブランド化して、そういったことは町ではバックアップしてあげたいと、ただ一般の農家がやるのはなかなか大変なので、恐らく富永議員よくご存じだと思いますが、そのところをどこまで広くやるかは、これからの検討課題かなというふうに思っております。

ですから、今あるカブトエビとか、そういったものについてはしっかりとバックアップして、市場価値をつけてあげる。あるいはブランド化する。そういう方向をするか、一般の農家の方については、しっかりと圃場整備その他、これまでの農業の中からきちんとそれを承継していってくれる方をというふうに思っております。なかなか現実的な解決策というのは、農業の場合はこの両立はなかなか難しいので、そのあたりの折り合いをきちんとつけられるところを見いだしていきたいというふうに思っております。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） このカブトエビ増殖、長島教授による実験的有機農法となりますか、それによって学校の生徒さんと田植をやったり、稲刈りをやったりとか、それから、タレントの大桃さんを招いて、校長としていろいろ一緒にやられていると、そしてなおかつ、それはそれ体験ということで、非常に児童生徒にとっては貴重な体験ができているなということで、いいと思うんです。ただ、印象的にはそっち側のほうが何か盛り



上がっているのではないのかと、そういう印象なんです。

片方で、今まで三神地区で1.7ヘクタールあまりのアイガモによる有機農法をやっていた。その人たちが今2名になっていると、でもそこで2名なんだけれども、続けられていると、実際、私も20年近く除草剤も使わないで、防虫剤も使わないでコシヒカリを作っております。3反歩という本当に僅かなものですが、そういった方々、有機農法に関してそういったことで理解がある方がいると、これは現実なんです。そういった方のマッチング、そういったものをしっかりと考えて方向づけ、この付加価値、どうして有機栽培が価値があるのか、この町にとって必要なのか、そういったものがみんなと話せばという、そういうマッチングが必要ではないかと考えますが、そこら辺の考えどうなのかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課室長、角田良次君。

〔農業振興課遊水地対策室長 角田良次君登壇〕

○農業振興課遊水地対策室長（角田良次君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

有機農業者と一般農家の方のマッチングということですが、やはり答弁にもありましたが、有機農業につきましては課題もたくさんある。難しいところもたくさんあると思いますが、町の推進していくためには、やはりその課題も農業者全体で見えていかなくちゃいけないというのも考えておりますので、その機会をどこかでつくって推進できればと考えておりますので、それをもって答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 長島教授も、タレントの大桃美代子さんも知名度は高いです。旗を振れば何十人も集まるのではないかなと、私はそう思っておりますから、ぜひそういう方向でマッチングできる。そして、有機農法の大切さ、その価値というのを共有し合う場というのをつくっていただければと思っております。

続きまして、担い手ということで、人材づくりなんですけれども、一般の農業でも今担い手づくりということで、確保するにはどうしようかということで非常に苦しい環境の中におります。そういった中で有機農法を進めるに当たって、答弁の中にありましたけれども、国のほうでもみどりの食料システム戦略という中でうたっております。それから、福島県のほうでもチャレンジふくしま有機農業推進事業ということで、いわゆる有機農業に対して推進しようとしております。こういった中には大体県南農林事務所が窓口というか、なっているかと思うんですけれども、矢吹町と、その県南農林事務所、この有機農法に関してどういうふうな話し合いなり、お互いこの有機農法に対して話し合っているのか、その点お伺いしたいんですけれども、よろしくお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課室長、角田良次君。

〔農業振興課遊水地対策室長 角田良次君登壇〕

○農業振興課遊水地対策室長（角田良次君） 13番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

県南農林事務所と矢吹町の有機農業に関する相談事といいますか、ということのご質問だと思いますが、県南農林事務所のほうには、普及部というところがありまして、そこには農業専門の先生方がいらっしゃいます。

その先生方に、私たちが困ったときは常にそこと相談事をさせていただいております。

ただし、有機農法につきましては、やはりJAさんのほうがアイガモですとか、そういうのが専門的にやっておられますので、そちらについては、アイガモについてはJAさん、カブトエビにつきましては、やはり長島教授がいらっしゃいますので、そちらのほうと連携しながら進めております。

ただし、先ほども言いましたが、普及部の先生方と、もしもそういうことがあれば、相談事につきましてはいつでも相談できる体制はできておりますので、それをもって答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） そんなことで県南農林事務所等との連携もしっかり、もちろんJAさんとの連携がますます必要だなというふうな印象を受けました。

そういったことに関して、また国・県からの補助事業が、こういうのがあるよという情報発信、これもホームページにはちょっとチェックしても私は確認できませんでした。この町がその方向、有機農法の価値を認め、魅力ある町として、施策等の中で、また総合まちづくりの中で進めるというふうになっていけば、恐らくそういった情報関連も力が入っていくのかなと、また具体的になっていくのかなと思うわけですが、そんなあれで情報発信のほうもよろしく願いいたします。

続きまして、学校給食100%使用産地化の考えということであります。

これは数字から申します。前回の質問で平成28年、このときは児童生徒の必要なお米の量というのは314俵でありました。今回、令和4年では240俵ということで、若干少なくなってきております。これを作る、この240俵を作るに当たっては、約4ヘクタール以下の面積で十分であると、この面積、いろいろハードルはある云々というのはあるんですけれども、この可能性として、この面積規模というののはどのように受け止めておりますか。

質問いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課室長、角田良次君。

〔農業振興課遊水地対策室長 角田良次君登壇〕

○農業振興課遊水地対策室長（角田良次君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

学校給食について必要面積が4ヘクタールあればということですが、答弁でもお答えいたしました。やはりその地域、この4ヘクタールが、例えば、山奥にあって、農薬の例えば影響がないとかというのが一番理想でございます。ただ、そういう土地については、なかなか見つけにくいのかなということもありますが、それについては今後、情報発信をしながら、例えば、農家の皆さんに興味を持っていただくとか、そういうことを進めながら検討してまいりますので、ご理解とご協力のほうよろしく願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） やはりその面積を確保すると、確かに大変だと思います。というのは、有機というの

は、ちょっと周りの田んぼが普通の慣行栽培であると、もう影響されて有機と認められない。いわゆるJASに認定されないと、そういった複雑なものが絡んできております。

そういった中で、面積だけをちょっと触れば、ちょっと関係者には申し訳ないんですけども、館沢、大町、あそこの圃場整備、あれは約32ヘクタールです。そうすると4ヘクタールというのは8分の1に当たります。実際そういったまとまった面積が圃場整備、令和9年まで完成ということで進めているという現状があります。そういったところもあるということで、一つの水稲有機栽培する可能性はあるのではないのかなというのがあります。これは私なりの推測でありますから、私も質問の中で触れました千葉県のいすみ市、ここでは4年で学校米給食100%達成しております。このレポートは2022年、今年です。1人の人物、これは中心的人物であり、職員なんです。いすみ市の。鮫田晋という方です。実際に4年間で学校給食、面積にして8.7ヘクタールです。700俵。これを農家の協力もあって達成されているという事実があります。こういった事実を踏まえれば、やはり矢吹町も力を入れることによって、この目標を達成できるのではないかと考えております。

どうでしょうか。そんな意気込み。ないかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 13番、富永議員の追加質問にお答えします。

今、いすみ市の事例をお話をされたんですが、有機米で子供たちをとというのは、私も個人的な願望としては非常にあります。ただ、言わば先ほど申し上げたように、今、3ヘクタールの作付が矢吹だと必要になると、1.2ヘクタールが今有機米、1.8ヘクタール、この1.8ヘクタールってなかなか広い面積でありますので、作るにすると、この方誰に作ってもらって、先ほどのその物すごい労力と、それからコストに見合ったものをどうやって対応してあげられるかとか、ちょっと様々なことを考えていかななくてはいけないかなというふうに思っております。

できればこれはもう、これまた矢吹町の子供たちは有機米で、特に小中学生は育ちますよと、給食出しますよと、これ例えば教育関係にとっても大変大きな矢吹町の、大きな非常にセールスポイントと言うと、ちょっと言葉語弊がありますけれども、なると思う。

恐らく子供たちをよく言っている、子育て世代が来てくれるという意味でも非常に大きなポイントになると思っております。私個人的はだからこれ何とかできればなと思っておりますが、作るほうは相当大変なので、そのあたりをどうやってこれからやっていくかということが大きな課題かなというふうに思っております。

先ほどの1.2ヘクタールやっていた方、大変ご苦労いただいていると思いますが、残りの1.8ヘクタール分もどなたにやっていたら、そして、その方々にそのコストと労力に見合ったものをちゃんと対応してあげられると、そのことを考えていかなきゃいかんのかなというふうに思っております。ですから、そのことについては、今後、大変大きな検討課題かなというふうに思っております。

なかなか答えにならないかもしれませんが、これで13番、富永議員の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 矢吹町というのは農業の町だと、県下の中でも農業生産額は町レベルでは高い、その位置にあると、そういった中で有機農法によって野菜なり、お米なりを作る、それを私はもっと力を入れてもらえればなというところで質問しておりますが、なかなかハードルが高いと、そういう答弁になっております。ただ、現実には実現しているところもあるということです。ここをしっかりと踏まえていただきたいと思っております。

そして、私の質問の中にもありましたように、この有機農産物の導入によってメディアに取上げられる。この町の認知度が高まるということです。そして、子供たちの残食が減少していると、そして、移住者の増加、農業所得の向上、新規就農希望者の増加、こういうのにつながっている。これはこのいすみ市の職員の方の報告です。2022年、こういう事実があると。農家にとっての付加価値、やりがい、そういったものにつながるんだよと、これが大切だと私は思います。

そして、なおかつ地球規模で言いますと、1人当たりの年間有機農産物消費額、これは平成27年度の報告なんですけれども、1人当たり年間どれだけ有機農産物に使っているか、1万4,200円以上の国が9か国あるらしいです。9か国あると。トップがスイス、3万8,800円、日本は1,250円だそうであります。これだけヨーロッパ、またアメリカの人たちが有機農産物に興味がある。安全で健康だ、そういったものもあると思うんです。そういったもので購入されていると、こういうものをしっかりと共有し合う、そういうことも必要ではなからうかなと思っております。

そんなところで、大変だ、ハードルが高いという、確かに分かります。私自身も作っていますから。しかし、それを何とか乗り越えて、この日本は徐々に成熟社会に向かってきております。一極集中というのが問題になっております。しかし、分散型社会になっていく可能性は、今後十分考えられます。AIもそうだということで述べているという報告もあります。そういったことで、この農業、医療もそうなんですけれども、非常に大切な分野ではないかと思っております。農業に関しては、質問は以上です。

続きまして、大池公園利活用に関して質問いたします。

キャンプ場、あの規模というのはどれくらいなものでしょうか。ちょっとこれ前もって確認はしていなかったんですけれども、入り口だけの部分なのか、松林全体がキャンプ場なのか、そこら辺の確認をさせていただきたいと思しますので、大池公園におけるキャンプ場の広さ、大ざっぱで結構ですので、お答え願えればと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

キャンプ場のエリアということでございますが、日本庭園奥の駐車場の西側のエリアでございます。松林の中の、遊歩道も一部入っておりますが、炊事場があったり、トイレがあったりするエリアでありまして、今現在、手持ちでどのぐらいの平米数があるかはちょっと把握しておりませんが、そのエリアがキャンプ場として活用されている場所でございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） ということで、実際に行くときと広いです。今、松の葉がいっぱい下に積もって、じゅうたんのような景色を呈しております。この大池公園整備計画策定に当たっては、東京農業大学の小池教授が中心的にまとめられていると思います。その整備計画書、冊子であります。これが。これの監修ということで、一応この中で、私の質問の中で言葉を採用しているわけですが、このやっぱり矢吹町を広く知らしめる、その方策、その一つが大池公園の再生にあるよということなんです。

再生のいろいろ計画、3年計画、そして、中期的な5年、そして、10年という、その計画、工程というのは、この後ろにしっかりと載っております。こういったのを見ますと、やはり観光企業とか、いわゆる管理に当たって、ボランティアや専門団体との連携協力というのが掲げられてはいるんですけども、こういったものを踏まえて検証に当たって、一応観光企業、一般の方、利用者とかも対象とはしていると思うんですけども、関連企業等との連携、運営、そういった考えがあるか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

計画の実施に当たって、関係団体との連絡調整というようなご質問であるかと思いますが、実は、そもそもこの大池公園整備計画は、平成30年6月の計画であります。作業していたのは、恐らく29年度に見直しの作業をしていたのかと思います。

その時点でのやはりその計画の主は、どうしてもやっぱり自然環境の保全であって、しっかりと今のこの環境を守りながら、これを維持していこうというような計画、そういったものに力を入れていこうというような計画になっております。今の答弁にもありましたように、大きくこの今回はコロナの関係で、やはり社会の状況変わっていますよね、働き方であったり、生活のスタイルも変わって、そういったこともあって特にキャンプ場が新たに注目されているという部分であります。

今後はキャンプに限らず、やっぱり観光資源としての位置づけをしっかりとやっぱり大項目としてこの計画にも入れる必要があるとは思っています。今やっぱり保全が中心になっていきますので、計画を策定してから約5年ほど経過しておりますので、そういった社会の変化に合わせて、しっかりと修正していくのも大事だと思いますので、今後、答弁にもありましたように、見直しについて今後ちょっと検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 前向きな答弁ありがとうございます。

同僚議員もちょっとあゆみ温泉で触れたと思うんですけども、民間収益でということで、P a r k－P F

I活用というのに触れております。これはまさしくパークがつきますから公園です。民間収益で公園ににぎわい、民間の収益、これを公園の整備に充てると、そういう内容のもので、国土交通省が行っております。まさしくこれを利用したのが須賀川の翠ヶ丘公園ということでありますけれども、こういったものをフルに利用し、利用しというよりも、こういったものがあるよということで皆さんとそれぞれ話の中に出していくというのは、いいのではないかと考えます。

このP a r k - P F I も含めてどのように考えていくか、この点お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

今後の公園の在り方ということであれば、そういった民間活力であったり、そういったものを活用しながら民間のノウハウを取り入れた形で公園を運営していくという、そういった視点非常に大事だと思います。

特に大池公園の場合、しっかりとした自然環境という観光資源がありますので、それを最大限活用できるような、どういった手法があるのかも含めて、当然P a r k - P F I も含めて調査検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○13番（富永創造君） 以上です。

ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、13番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議をしたいと思います。

再開は1時15分からです。よろしくお願いします。

（午後 零時09分）

---

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 1時15分）

---

#### ◇ 安 井 敬 博 君

○議長（角田秀明君） 通告9番、8番、安井敬博君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。また、傍聴にお越しの皆さん、天気の悪い中、ありがとうございます。

失礼いたしました。

それでは、通告に従いまして、大きな項目で3点となりますけれども、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問、集会施設整備における空き家活用についてであります。

さきの9月定例議会において、集会所のない八幡町の住民の方より集会施設建設を求める陳情が提出され、採択されました。しかしながら、町としては集会施設の新設の予定がないことも、委員会質疑の中で明らかになりました。

八幡町に限らず、町全体で見ても高齢化が進む中、自宅から歩いていける集会施設がありますと、住民の利便性の向上や地域コミュニティの活性化につながります。また、近年の災害増加傾向からも、避難所としても機能する集会施設が自宅から近くにありまると、住民自身による避難行動の決断がしやすくなります。また、今後、老朽化する集会施設の更新や長寿命化修繕、バリアフリー化が必要となることも想定されます。公共施設全体の維持管理計画における課題もあり、町としても苦慮されていることと思いますが、町として集会施設の整備方針をお示しいただきたいと思えます。

そこで質問ですけれども、1つ目、今後、集会施設の新設は行わないのか。

2つ目、今後、更新時期を迎える既存集会施設の維持管理についてはどのような方針になるのか。

3つ目、横須賀市などでは、空き家を改修して地域交流拠点を整備するなどしておりますが、当町でも空き家などを集会施設として活用する考えはないかお尋ねいたします。

2つ目の大きな項目になります。旧中央公民館の解体についてであります。

さきの9月定例議会において、複合施設KOKOTTOの利用者から、施設の利用が思うようにできず困っており、旧中央公民館も利用したいとの要望があることを一般質問させていただきました。また、今回もこの件についての質問となりますけれども、まず、この旧中央公民館については、耐震性やアスベストの飛散の危険性、クラックや雨漏りなど老朽化が進んでいることから、町として再利用は困難と考え、解体を検討しているとの答弁がこの9月の一般質問ではされました。その後、11月18日には、議員に対して破損状況等を説明するため、旧中央公民館の視察が行われました。このことについては、執行部のご配慮に感謝をいたします。

その際、目視による外観や内部の確認が中心で、これをもって解体を決定するには技術的な判断とかもできないと私は感じ、判断材料に欠けると感じました。そこで、解体をした場合と改修をした場合のコストなど、数値を示しながら見学会や説明会を行い、町民の合意形成を図るべきと思いますが、町の考えを伺いたいと思ひまして、この質問をさせていただきます。

1つ目、解体をした場合と改修をした場合のコストの比較を行い、町民に公開する予定はあるか。

2つ目、あゆり温泉の被災状況を説明するため町民向けの見学会を行ったが、旧中央公民館でも同様に町民向けの見学会や説明会を行う予定はあるか。

3つ目、現時点で解体について町民の理解は得られていると考えているか。

以上、3項目、ご答弁をお願いします。

最後に、3つ目の大きな項目の質問になりますけれども、11月からの図書館業務の民間委託についてであります。

以前、全員協議会で、図書館業務を本年11月から現在の町による直営から民間企業への業務委託にするとの報告がされ、業務委託のメリットとしては、図書館職員の雇用の安定や図書館サービスの向上が期待されるということが民間業務委託の理由と説明されました。その後、業務委託契約先や委託業務の内容などの報告が私

ども議員にはされておられません、11月から既に民間業務委託が始まったと町民の方から聞いております。

社会教育を担う公立図書館の職員は、住民にとってなくてはならない存在であります。公立図書館職員が住民に対し誇りを持って図書館奉仕を行える環境を整備することは、住民が知識や情報を得て、その活用をし、成長を支え、文化的で潤いのある生活を送れるようにする手助けをすることを担う公立図書館の機能と向上にもつながると私は考えます。

このような観点から、今回の民間への業務委託により、業務委託以前と比較してどのような図書館機能の改善が図られたのか、お示しいただきたいと思います。

そこで質問です。

1つ目、11月からの図書館業務の委託先を含め、委託内容をお示し願いたい。

2つ目、業務委託以前の図書館で課題があったのならばお示しいただき、民間への業務委託後、課題解消内容を含めて改善したことは何かお尋ねします。

3つ目、公立図書館の役割とは何か、教育長の見解をお示しいただきたいと思います。

以上、大きな項目で3つとなりますけれども、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、集会施設の新設についてのおただしであります。

本町の集会施設は、各行政区を基本として合計34の施設があります。施設の建設時期につきましては、昭和60年代から平成10年頃までに集会施設の新築または建て替えなど多く行っており、地域コミュニティの核となる施設整備に努めてきたところであります。こうした中、建築後30年以上が経過する老朽化した集会施設が、今後、一斉に建て替え時期を迎えることとなり、本町の財政的視点、少子高齢化など地域コミュニティの変化を踏まえた集会施設の運営が課題となっております。これらを踏まえ、本町では令和3年3月に矢吹町集会施設長寿命計画を策定し、地域コミュニティの核となる集会施設の今後の在り方について方針を示させていただいたところであります。

具体的な方針といたしましては、集会施設については、毎日使用しているものではなく、多くの施設で週1回から2回程度の使用であります。このように全体的に使用頻度が低いことから、集会施設における劣化状況は通常の公共施設より遅くなることが見込まれるため、木造では目標耐用年数を70年と設定するとしております。このような目標設定を行いながら、それらに向けた集会施設の長寿命化を図るためには、定期的な点検診断を行うとともに、予防保全や計画的な修繕を行うことで対応することとし、基本的には集会施設の新設は原則行わないこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、更新時期を迎える集会施設の維持管理についてのおただしであります。

先ほどの答弁と一部重複いたしますが、集会施設につきましては、全体的に使用頻度が低いことから、集会施設における劣化状況は通常の公共施設より遅くなることが見込まれます。矢吹町公共施設等総合管理計画では、木造の公共施設では建て替え時期を60年と設定しているところを、集会施設では目標耐用年数を70年



と設定することとしております。このような方針の下、集会施設の長寿命化を図るため、定期的な点検診断を行いながら予防保全や計画的な修繕を行うことで、施設の適正管理に努めてまいりたいと考えております。

今後の具体的な維持管理の進め方といたしましては、集会施設を建築年数や老朽化等の状況から優先順位を設定いたします。その優先順位を基に4施設程度で施設全体のグループ分けを行い、専門的調査の実施や必要な修繕、改修といった保全工事を計画的かつ適切に行ってまいりたいと考えております。

このような取組により、建物管理に必要な生涯費用、ライフサイクルコストの縮減と財政負担の平準化を目指し、地域コミュニティの核となる集会施設の適正管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、空き家等を集会施設として活用する考えについてのおたかしであります。

集会施設の新たな整備につきましては、令和4年9月議会定例会で陳情がありました八幡町地区に集会所施設を建設することに関する陳情が採択されたことを踏まえ、町といたしましてその調査、検討を進めているところであります。現在、町内の集会施設につきましては、約4割が建築後30年以上経過しております。これら施設は、今後、一斉に建て替え時期を迎えることとなり、本町の財政的視点、少子高齢化など地域コミュニティの変化を踏まえた集会施設の運営が課題ともなっております。このようなことから、八幡町地区への集会施設の新築につきましては、八幡町地区はもとより、町全体の集会施設を取り巻く状況を分析し検討する必要があります。住民ニーズや人口増減などの各地域の状況を的確に捉えながら、集会施設の適正配置に努めていく必要があると考えております。そのため、今後も、矢吹町集会施設長寿命化計画に基づき、集会施設の定期的な点検、調査を行い、安全性や詳細な状況を把握することで、将来を見据えた施設配置と計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

なお、議員おたのしの空き家や空き店舗の活用につきましては、矢吹町集会施設長寿命化計画において、新たに施設が必要となった場合には、空き家や空き店舗など地域の特性に合わせた資源の有効活用も検討の一つにすることを基本方針で定めております。このようなことから、今後も空き家の有効活用の検討とともに、あゆみ温泉等の公共施設の利活用等について、行政区の皆様とも十分に相談しながら、地域コミュニティの核並びに災害時の防災拠点となり得るよう十分に検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧中央公民館のコストの比較についてのおたかしであります。

旧中央公民館につきましては、建築から約50年が経過しており、内外壁のクラックに加え、雨漏り等の不具合な故障を多数確認しており、老朽化も著しく進んでいる状況となっております。また、大ホール天井裏に吹きつけられているアスベストは、封じ込め工法により飛散防止対策を取っておりますが、調査を行っておらず、詳細な把握はできていない状況であります。さらに、建物の耐震性については、平成25年度に実施しました耐震診断において、震度6強から7の大地震が発生した場合は倒壊または崩壊する危険性が高いという結果であり、万が一、地震により施設が倒壊した場合には、アスベストが飛散してしまうことを危惧しているところであります。

このような施設の現状について、実際に見て確認していただく機会として、さきの議会全員協議会終了後に、議員の皆様を対象として施設の内部及び外部をご覧いただいたところであります。

なお、旧中央公民館については、解体に向けた準備を進めてまいりますが、施設の解体に係る費用や仮に改

修した場合の費用については、比較検討できるようそれぞれ算出し、明確化していくことが重要であると認識しており、今後、調査に係る費用について改めて予算に計上してまいります。その結果については、町民の皆様が理解しやすい内容となるよう工夫し周知してまいりますので、よろしくご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民向けの見学会や説明会についてのおただしであります。

旧中央公民館は、平成25年度に実施した耐震診断により、震度6強から7の大地震が発生した場合は倒壊または崩壊する危険性が高いという結果であり、現地視察によりご覧いただいたとおり、現在の施設は福島県沖地震の影響による正面入り口部分の段差や床のタイルの剥がれ、エレベーターの未設置等から、このままの状況では見学していただくことは難しく、十分な安全対策を行うには困難な状況にあります。

このような状況から、施設内への案内による見学会等の実施につきましては、現在の施設状況を考慮し、施設調査後に慎重に検討してまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、旧中央公民館の解体についての町民の理解についてのおただしですが、昨年10月に実施した公共施設に関する町民アンケートにつきましては、3,068名に送付し、1,057名から回答を得ており、旧中央公民館の今後の方向性については、最も多かった回答は解体の43.0%、売却・貸付けは30.7%、改修は7.1%との結果であります。アンケートの結果については、十分な回答数であり、理解は得られていると考えております。

旧中央公民館は、令和2年10月から使用されておらず、2年以上経過しております。視察していただいたとおり、令和4年の福島県沖地震により正面入り口に段差が生じ、内部では書架等が倒れたままの状態です。常に職員が常駐している施設ではないため、老朽化も進んでいる状況であり、外壁のかけらなどの落下も確認されております。

特に懸念しておりますのが、旧中央公民館の周辺は矢吹小学校、善郷小学校、矢吹中学校の通学路となっていることであります。人がいない施設であることは周知の事実となっており、これまで何もありませんでしたが、防犯上の観点から、この状態を早急に解消しなければならないと強く認識しております。町では早期に調査を完了し、旧中央公民館で事件や事故が発生しないよう、速やかに解体することが必要であると考えております。

また、現在の複合施設の利用状況については、令和2年10月14日から令和4年9月30日までの集計ですが、中央公民館4万9,596名、図書館が9万6,529名、未来くるステーション3,919名、計15万44名の皆様に利用されております。施設予約については、直後、複合施設にお問合せいただくことに加え、インターネット予約も開始し、空き状況がすぐに画面で確認できるサービスも実施しており、現在、施設の利用に関する要望等はないとの報告を受けております。

町民アンケートによってご回答いただいた皆様の意見を十分に考慮しながら、早急に施設の解体費用や、仮に改修した場合の調査費用を予算計上し、費用の算出により比較検討の明確化を図り、その内容を町民の皆様にお示しし、町民の皆様のご合意形成を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、安井議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 8番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、11月からの図書館業務の委託先、委託内容についてのおただしですが、本町では平成17年度に第4次矢吹町行政改革大綱を策定し、効率的、効果的な管理運営と行政サービスの向上に取り組んでおり、特に事務事業の民間委託については、平成17年7月に民間委託に関する基本方針を策定し、指定管理者制度をはじめとして積極的に民間活力の導入を進めてまいりました。

図書館においても、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上を図ることを目的として、平成20年度から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行ってきたところでございます。具体的な取組としましては、休日の図書館の開館などのほか、絵本などの読み聞かせボランティアと連携した学校での読み聞かせ活動、さわやか詩集の発行、表彰式の運営など、親しみのある地域に密着した図書館として運営していただき、図書館利用者の利便性の向上、読書活動の推進が図られました。

なお、これまで運営を担っていただきました特定非営利活動法人ふれっしゅ・すてーじが、子育て支援に特化した業務をメインに行い、図書館業務を受託しないこととなったため、令和3年度から今年度10月までは、一時的に会計年度任用職員雇用による直営に切り替えて運営しておりました。このようにこれまで運営の実績を見ると、民間活力が生かされ、サービスの向上が図られていることから、平成28年3月策定の第6次矢吹町行政改革大綱のアウトソーシングの考えに基づきまして、今年度11月より図書館業務を業務委託により運営しているところであります。

業者の選定方法につきましては、図書館業務に精通し、公立図書館業務を受託している業者は限られることから、県内自治体で運営実績のある業者との随意契約とし、見積り合わせの結果、東京都板橋区東坂下2-5-1、ナカバヤシ株式会社東京本社に決定しております。契約期間につきましては、令和4年11月1日から令和5年3月31日までとなっており、図書の貸出業務、自動サービス、さわやか詩集表彰等のイベント開催、小中学校との連携、資料の整理、職員の配置等を業務委託契約書及び業務委託仕様書等に基づき行ってまいります。

委託者の実績につきましては、国立国会図書館をはじめ、さいたま市立公立図書館10館、川口市立公立図書館8館、上尾市立公立図書館9館などとなっております。県内では石川町文教福祉複合施設モトガッコ内にあります石川町図書館の運営も行っております。このように町図書館においても、これらの運営実績とノウハウを生かした運営が期待できるものと考えておまして、県内外の先進的な取組、受託業者からの本町図書館に適したサービスの提案、教育委員会や附属機関からの意見を次年度以降、委託内容に含めることで、さらなるサービス向上を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、業務委託以前の図書館での課題と課題解消内容についてのおただしですが、教育委員会としましては、図書館の運営体制づくりが大きな課題であると認識しております。町図書館の運営は、先ほども答弁させていただきましたとおり、令和3年度から今年度10月まで一時的に会計年度任用職員雇用による直営に切り替えて運営しておりました。会計年度任用職員の任期は会計年度内である1年以内となっております。このため、図書館司書の資格を持った優秀な人材であっても、長期の雇用が制度上不可能であり、専門性の高い図

書館業務においては、安定した運営を行う上で大きな課題となります。

また、今年度より図書館の利用促進を図るため、開館時間の1時間延長を行っておりますが、延長に対応する体制づくりのため、職員募集を行っても人材確保ができず、派遣会社からの人材派遣により対応してまいりました。

このように図書館の運営に当たり、これまで安定した体制づくりが困難な状況にあったことから、11月より業務委託とし、改善を図ってきたところであります。

現在の体制については、これまでの会計年度任用職員を優先して雇用、配置するとともに、現給保障、就業時間、休暇等の雇用条件も引き継ぐことを条件として委託先と協議し、全ての職員が委託先の社員として雇用していただいております。職員が安心して働ける体制が一步進んだものと考えております。また、開館時間延長に対応するための不足人員も委託先において確保していただき、運営体制の強化が図られております。

今後も指定管理者制度の導入、長期継続契約などについて検討し、さらなる雇用の安定化、体制の強化を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、公立図書館の役割についてのおたただしであります。矢吹町複合施設の整備に当たり、図書館機能の在り方については、読書、貸出し、学習環境の充実、みんなの居場所となる交流の場、課題の解決や支援の場、歴史・風土・文化の伝承、様々な手法を用いた情報発信の5点を基本方針として定めております。これらの方針に基づき、新たな図書館は、図書館を利用する様々な目的に対応した居場所と長時間利用を想定した滞在型読書空間を確保しており、利用者の創造的活動の支援につながっているものと考えております。

図書館の役割といたしましては、家庭や地域、町の様々な問題を解決したい方々が誰でも無料で活用できる町民の知識の場であるものと考えております。そのためには、子供から高齢者まであらゆる世代を対象にした多種多様な蔵書の充実が必要であることから、今後も図書の充実に取り組んでまいるとともに、生涯にわたる図書館利用の基礎を形づくる乳幼児、児童、青少年に対する図書館サービスの提供、移動図書館よむよむ号を活用した学校への学習支援活動と、地域住民への巡回など図書館システムの充実、レファレンスサービスの充実、地域資料の充実、大滝清雄文庫やさわやか文庫等の特徴ある書籍を様々な企画で魅力発信する事業にも取り組んでまいります。

また、図書館で得られた地域や町の課題解決の学習成果を発表などにより生かすには、地域住民とこれらの内容を共有し深める場が必要であり、それを支援する公民館との連携が重要であります。今後も複合施設であることを生かし、公民館機能や子育て支援機能とも積極的に連携し、町民の課題解決や生涯学習を支援するための様々なイベント開催にも取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、通告の順番に従いまして、再質問をさせていただきます。

まず、集会施設整備における空き家活用についてでありますけれども、基本的には公共施設等総合管理計画との関係もあって、この集会施設の新設は行わないということであります。しかしながら、小項目での質問に

ありましたように、原則として行わないということであって、人口動態ですとか、様々な状況を考えて、こちらの新設等もできるのかなというご答弁だったかなと思っております。そのために矢吹町集会施設長寿命化計画というものがその新設ですとか、それから既存施設の更新等を計画するものだということが分かりましたけれども、この矢吹町集会施設長寿命計画というものは、これはいつ完成して実行等に移されるのかをお示しいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 8番、安井議員の再質問にお答えしたいと思います。

安井議員のご質問内容、矢吹町集会施設長寿命計画がいつできるかというような、こちらにつきましては、令和3年3月に計画は策定してございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 名前のとおり集会施設の長寿命化計画ということで、今、供用しております集会施設の今後の維持管理についての計画かと思えます。令和3年、去年3月には既に完成しているということでありました。その中でも、先ほどもお示しいただいたとおり、新設は行わないで維持管理、改修に努めて長寿命化を図っていくというような計画かなと思えます。

ただ、八幡町からの要望もありましたとおり、集会施設のない地区等については、新設等も考えなくては行けないかと思うんですけれども、それらはこの矢吹町集会施設長寿命化計画の中には盛り込まれるのでしょうか、その点をお答えいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 8番、安井議員の再質問についてお答えします。

計画の中で社会情勢が変わったりというところのご質問だったかと思いますが、集会施設を取り巻く状況は日々変化するかと思います。本町の人口の分布図、町全体としまして人口の増減、あと各地域の状況を的確に捉えながら、こちらの長寿命化計画のほうにも、今後、見直しを図りながら取り込んでまいりたいなというふうに思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

新設等についても、今後、見直しながら取り込んでいくというお答えでありましたので、それはぜひやっていただきたいなと思います。

新しい施設造ったりするのは、やはりなかなか費用面等でも大変なところありますので、私もこれ、質問の

中でもさせていただきましたが、空き家や空き店舗というのはかなり増えてきているんですね。特に住宅密集地なんかにおいても空き家が目立っております。これ、活用するというのは、空き家を町の費用で借りたりとか、また買い求めたりとかしても、新設の建物、土地を決めて造るというよりはかなり安くできるのではないかなと思いますので、この辺も先進事例ありますので、横須賀市ではそういったことを大学とも連携してやっているようですので、ぜひそういう取組、早くやっていただくことが必要かなと思うんですよ。今現在、既に八幡町では、やっとここで陳情出てまいりましたけれども、これまでもずっとこの問題は住民の中で話されていたことであります。それ解決するにはいい方法かなと私、思ったんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

空き店舗や空き家の活用ということで、町としましても、空き家、空き店舗につきましては、地域の特性に合わせた資源の有効活用ということで、検討の一つとして基本方針でも定めている状況でございます。今後、空き家の有効活用の資源の検討とともに、公共施設の利活用やらというところで、幅広く行政区の区長さんとも十分相談を進めながら進めてまいりたいなというふうに思いますので、ご理解とご協力、お願いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ありがとうございます。ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

空き家を活用した集会施設整備についての最後の再質問ですけれども、あゆり温泉等の公共施設の利活用等についても検討していくということですが、これはあゆり温泉を集会施設としても指定するというような、そういったことでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

あゆり温泉等の公共施設を集会所として位置づけるのかというような質問だったかと思いますが、こちらの利用につきましては、公共施設の空いている時間の部屋の活用、昼間の空いている時間にそうした会議室等の活用を積極的に促進していくという部分を検討してもいいのかなというところで、今回、回答させていただいております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） あゆり温泉と、また公共施設等の空いている部屋を集会施設の不足しているところの活用をするということで、集会施設にするということではないということですね。それも一つの利便性向上につ

ながると思いますので、ぜひ空き家の活用と併せてご検討いただきたいと思います。

それでは、次の旧中央公民館の解体についての質問であります。

これ、本当に議員に対しても見学会を開いていただきまして、中の状況を確認するいい機会得られたかなと思っております、町執行部の皆さん、町長さんもはじめ、本当に感謝しております。

やはりこれ、状況を確認しながら解体をした場合と、それから施設の不足に活用できないかと言っている住民の方たちの願いを聞き入れるためには、改修をしていくということも必要かなと思ひまして、両方のコスト比較をしていただくということは、ちょっと前回の9月の議会ではそういったご答弁得られなかったので、質問させていただいたところでありまして、明確に両方のコスト比較をしていただけるということでしたので、そのことを本当にぜひやっていただきたいと思います。

それで、見学会ということでは、今の状況からいってできないということで、危険性考えてのことだと思ひますけれども、事故等考えてのことだと思ひますけれども、これ、あゆり温泉では、実際に被災した状況の中でもタイル等飛散したりとかしている、壁から落ちたりとかしている状況でも見学できたわけです。議員にも見学会開きましたし、町民にも開いたところでありましてけれども、そういったところでいいますと、人数制限したりですか、そのときの状況を見ながら、見られるところは見せるということもできるのではないかなと思ひますけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

町民向けの見学会についてでございますけれども、今の現状ではなかなか難しいものかなというところを考えております。その中でどの程度、安全対策を行えるのかというところに尽きるのかなと思ひますので、その点については慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 検討を進めていただけるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、見学会等するには難しいということもあるかもしれませんが、現状の写真ですとか、中の様子ですとか、そういったものをホームページに特集コーナー等をつくったりとか、あと広報等にも載せていくということで、現状を知らせるということもできるかなと思ひますが、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

ホームページであったり、広報などで周知していくということでございますが、その点は私もそうしたいと思っておりますので、そのような活用方法をしながら、町民の皆さんに状況についてご説明をさせていただき

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 前向きなご答弁いただいたものと思います。本当にぜひその辺はやっていただきたいなと思います。

また、もう一つの考えられる手法としてですけれども、ICT活用してバーチャルツアーですとか、そういったものもできるのかなと思っていますが、ビデオ等撮影してそれをバーチャル空間で体験するとか、そういった方法もあるのかなと。なかなかちょっといろいろ忙しい中でそこまでできるかどうかは分かりませんが、そういったことも考えられるのではないかなと思います。また、動画配信をフェイスブック等でしていくということも考えられると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

ICTを活用したバーチャルツアーというところでご質問を受けましたが、現在、そこまでは検討していないところでございます。ただ、動画配信はちょっとできるかどうかというところは、その点については調査、研究もさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 動画配信等については検討もしていただけるということで、ぜひそういったことでコストの比較とかもしながら、町民に対して解体または修繕したほうがいいのか、そういったことの合意形成、ぜひ図っていただきたいなと思います。

では、次の最後の質問になりますけれども、3つ目の項目になります。11月からの図書館業務の民間委託についての再質問をさせていただきます。

これ、委託先、ここで私たち議員に公に初めて明らかになったなというところかなと思います。ナカバヤシ株式会社さん東京本社に決定したということでありました。その前に、今回、私、これ、図書館の民間業務委託についてということなぜ質問させていただいたかといいますと、図書館というのは、町長さんもお存じのとおり、教育次長さんもお存じだと思いますけれども、教育施設なんですね。ということは、図書館というものは、学校であったり、また幼稚園だったり、そういった教育施設と同等のものだと思うんです。そういったものは、矢吹町の教育を考えるとやはり直営でやったほうがいいのかないかなということで、今回の質問をさせていただいたところであります。

ただ、民間委託でこの町民の生涯学習ですとか教育に関して、民間委託したことで向上するものがあれば、それはそれで必ずしも全面的に否定するものではないんですけれども、基本的には直営でやるべきではないか



なということではありますが、一つはナカバヤシさんに決定したということでありましたけれども、これ、このご答弁の中では、実績があるということなんですよ。その委託者の実績については、国立国会図書館はじめ、さいたま市の公立図書館10館や川口市の公立図書館8館、上尾市の公立図書館9館などで実績がある。また石川の図書館でもナカバヤシさんに業務委託しているということで選定したということでありましたが、図書館の業務委託というのは結構進んでいるところありますけれども、大手のところはほとんどなんですよ。有名なところで言いますと、図書館流通センターというところ、ここが一番大きいかなと思いますし、また、ニュース等でも話題になりましたTSUTAYA図書館を運営しているカルチュア・コンビニエンス・クラブであったりですか、そういったところも実績といえば実績なんですけれども、ここでなぜナカバヤシさんになったのかなというところは、どういった選定の決め手があったのかをお示しいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の質問にお答えいたします。

どのような形でナカバヤシと決定したのかというところでございますが、答弁の中でも触れさせていただきましたが、まずは県内で運営実績のある業者というところで調査を行いました。その上で運営実績のある業者のほうから見積りを提出していただいて、見積合わせの結果、ナカバヤシと決定したものでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

つまりはナカバヤシさんの見積りが一番安かったと、そういったことでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

一番安かったのかというところでございますが、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 一番安かったということで決定したということですが、一番安いところに決定するのはやはり経費節減が目的かなと思いますけれども、この直営でやったときと比べてナカバヤシさんに業務委託すると、その辺の経費節減されるのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

業務委託することによって経費の削減が図られるのかという質問でございますが、一概にちょっと言えないところがございまして、これまで図書館の運営に当たっては、館長の上に就く職員というのは現場に配置ができておりませんでした。教育振興課内に係長なりが在籍はしておりましたが、そういったところの管理体制を整えるために、今回、業務委託を行ったという経過もございます。ナカバヤシのほうでは、図書館の館長の上に就く責任者2名を配置しておりますので、その辺のサポート体制、そういったところをどういうふうに関費として考えるのか、そういったところによって、考え方によってちょっと変わってくるかと思えます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） では、参考までにお聞きしたいんですけども、業務委託前の経費と、それから業務委託後の委託費用の総額をお示しいただきたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと説明させていただきましたが、人事管理面であったりとか、そういったところでどのような比較をするのかというのはちょっと一概に言えないところはございますが、まずは今現在、働いていただいていた会計年度任用職員のお給料というところは、現給保障という形で対応していただいておりますので、その部分については、委託前、委託後、同額となっております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 給与については同額ということでしたけれども、その他の経費等も含めて委託費用というのは計算されるものと思えますが、ずばり聞きますけれども、ナカバヤシさんへの今回の業務委託期間、11月から来年3月までと聞いておりますけれども、その委託費用の総額はお幾らでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

契約金額につきましては、消費税込みで1,331万円でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 費用をお示しいただきましてありがとうございます。

これ、11月から3月までですので5か月ですから、これ、単純に5で割れば1か月分の数字になるのかなと思います。また、4月以降どうなるのかちょっとお示しいただいていないんですけれども、そのときには諸般の事情等あって多少上がったりがったりするかもしれませんけれども、基本的にはこれを5で割って12掛けた分が1年間分の委託費用となると考えてよろしいでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

月額掛ける年間分で1年間の契約金額になるのかというところでございますが、基本的に人件費がメインとなっておりますので、おおむねそのような金額になるかとは思いますが、ただ、答弁の中でも説明させていただきましたとおり、各種団体のほうからの、教育委員会であったり附属機関のご意見はいただいております、そういったサービス向上の対策については、必要に応じ来年度の仕様書の中に反映させる考えでございます。そういったところで、そういった取組の費用については増額となる可能性はございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） それでは、ちょっと角度変えて質問させていただきますけれども、今、人件費が委託費の主要なものだったということでしたが、これ、民間委託されて民間のナカバヤシさんの社員になったということで、これまでの11月より以前の図書館の職員についてはナカバヤシさんの社員になったということで、定期昇給等があればその分もナカバヤシさんと契約見直しの中で町から委託料に上乗せしていくということ、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

来年度以降の定期昇給分、こちらが業務委託料に反映されるのかというところでございますが、今年度に限ってはまずは現給保障というところで、こちらを条件として契約締結を結んでおります。来年度以降についてでございますが、こちらについては、まずはその委託という形で委託会社のほうにお示しするのは、業務内容をお示しして、それに対して見積りをいただくという形を取っておりますので、会社のほうでその辺の定期昇給分については見積もった上での提出になるかと思っております。うちのほうからそういった定期昇給分を上乗せしての設計をすることはございません。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 雇用の安定を図るという意味で、社員になることで安定した身分になるので雇用の安定

が図れるということでしたけれども、ナカバヤシさんの社員になるということで雇用の安定も図られるということで、それが今回の業務委託の最大のメリットかなというところを、これまでの答弁の中で私は受け止めたところでありましてけれども、ナカバヤシさんという会社、お示しいただいたということで、ナカバヤシさんに限ったことではないんですけれども、今、図書館の業務委託先の民間企業というのは、かなり状況的に働く方たちの状況というのは厳しいものがあるわけです。

これは後でご覧になっていただきたいんですけれども、図書館司書になるというブログがございます。ここは図書館での司書とか就職を目指す方たちが参考にしていただいているブログでありますけれども、その中を見ますと、業務委託すると、業務委託先で身分としては社員ではなくて契約社員になっているというところがほとんどなんです。今回のナカバヤシさんもそういったことなのかどうか、ちょっとお示しいただきたいなと思います。正式な社員なんですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

正式な社員なのかどうかというところがございますが、こちらにつきましては、ちょっと確認はしていませんが、町としてお願いしているところについては、雇用条件を継続していただくということで、町としての会計年度任用期間の3月末まで、こちらを会社のほうに雇用の条件として提示をして、そちらの分について会社のほうで対応していただいているところがございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 失礼いたしました。

社員かどうか確認していないということで、来年3月までの雇用条件を今の条件と継続するというだけじゃないんですか、それでは、安定するというふうなことが4月から保障されないのではないのでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

まず、町の条件としては、先ほども説明させていただきましたとおり、町の雇用条件を継続していただくところを第一としております。来年度以降の雇用についてでございますが、町としてもできるだけ長く働いていただけるような雇用の安定化につながるようなことについては、今後検討してまいります。

例えばですが、長期継続契約であったりとか、そういった部分について、指定管理者の運営の実績を見ながら、そういった雇用の安定化、町としてできる部分について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

大変失礼いたしました。先ほど指定管理者と言いましたが、受託業者と訂正させてください。失礼しました。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 現段階では、来年4月以降からの雇用の継続ですか、条件の継続ですか、そういったことは協議していないようなことなことでありますね。それではやはり5か月間だけは雇用は安定しますけれども、4月以降はその保障がないということになります。であれば、そこを早急に今のうちから相手方と詰めていただくことが必要ではないかなと思います。あとそれが、条件がかなわないのであれば、やはり直営に戻していく、そういったことも必要ではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。相手との話しはどういうふうに進めていくのか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

まずはナカバヤシさんの運営の実績、こちらを見ます。こちらについて、今後の運営の状況を確認した上で、その上でナカバヤシさんと今後の業務について協議してまいります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 来年3月までの契約はもう決まっているということですので、やはり今後も図書館の運営に関しては、これまでと同様に委託業者であるナカバヤシさんとの間で定期的に運営上の問題点について、町、教育委員会との話し合いや報告の機会があるのかどうか、定期的にあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

定期的な協議の場を設けているのかというご質問でございますが、月例での協議の場を設けておきまして、互いの課題であったりとか、そういったところについて協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 月例の協議の場、あるということであれば、その次の月例の協議の中で、さっき言ったように、私が疑問に思っていたような正社員であるのかですとか、定期昇給があるのかとか、条件等についても確認できるのではないかなと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

協議の場において、議員、お話にありましたその内容についても今後確認して、さらなる雇用の安定化に努めてまいります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ぜひよろしくお願ひします。また、議会にも報告をお願いしたいと思います。

ちょっとまた別の角度から質問させていただきますけれども、これまで会計年度任用職員でした。会計年度任用職員は、名前のおり会計年度で雇用が切れるということで、3月には一旦雇用が切れるということですが、ですから安定して雇用が期待できる民間委託をしたというところがご答弁であったところですが、会計年度任用職員であっても5年間までは再任用できるんじゃないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 会計年度任用職員は単年度の雇用という形となっておりますので、そういったところを改善するために今回、業務委託に切り替えたところでございます。先ほど説明しましたとおり、長期継続契約とか、そういった形での安定化について今後検討してまいります。

以上です。

○8番（安井敬博君） 議長、違います。質問は、会計年度任用職員でも単年度雇用であっても5年間までは契約更新できるんじゃないんですかということをお聞きしたんですけれども。

○議長（角田秀明君） 今の解釈の見解で、ちょっと、じゃ、暫時休議します。

（午後 2時29分）

---

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 2時34分）

---

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） では、ちょっと単純に聞きたいと思ひますけれども、会計年度任用職員であっても再任用はされるのではないですか、できるのではないですかということ。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

再任用、再雇用ができるのかどうかというところでございますが、こちらについては、勤務の評価を行った上で、そういった継続ということは可能でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） それでは、民間委託したとしても、会社次第では継続雇用もされますし、それから、その条件はまだ確認されていないということでしたけれども、今のご答弁では、直営でやっていて会計年度任用職員という身分であっても再任用は妨げないということであれば、あまりこの職員の身分、雇用の継続という安定性という点では変わりがないのかなというふうに私、印象を受けたんですけども、大事なのは、今、働いている図書館の職員の皆さんのこれまでの知見ですとか、図書館奉仕に対する経験ですとか、そういったものが矢吹町図書館に活かされていくということであれば、させていただきたいということであれば、今いる職員の方が矢吹町図書館に継続して雇用されるということが大事だと考えます。当然、そういうことを考えていると思いますけれども、その辺を明確にお示しさせていただきたいと思います。今いる図書館職員の方たちがしっかりと安心して矢吹町図書館で働くことはできるのか、そのことをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

これまで会計年度任用職員で勤めていただいていた職員の皆さんについては、これまで長く、旧図書館の時代から勤務していただいた、町の図書館をよく熟知した皆さんですので、教育委員会としまして、長く勤めていただけるような体制づくりについて今後も検討してまいります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ぜひそこはしっかりやっていただきたいなと思います。

最初のご答弁の中で、業務委託前と後で何か、あと業務委託されて、まだ1か月しかたっておりませんけれども、何か図書館サービスにおいて機能的によくなった点、また、以前できなかったことができるようになったとか、そういったことはあるのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問に答弁いたします。

業務委託したことによるメリットというところでございますが、まずはその雇用面では、先ほど答弁させて

いただいたとおり、体制が強化されたというところでございます。

あとはその会計年度任用職員全ての雇用が確保されたというところで、皆さん、安心してナカバヤシのほうに移っていただいたというところ、こちらについては、職員の皆さんから話を聞いたところ、安心して働ける状況にあるということで、そちらについては確認しております。

あとはその職員研修が充実しているというところについてもご意見いただいております。

あとサービス面につきましては、まだ業務委託開始して1か月というところで、これから何をできるかというところについては、定期の協議の中で協議してまいります、これまでのサービスについては継続してやっていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） これまでの図書館の運営上のサービス、それが継続されているということ、継続されていることはメリットだということだと思えますけれども、やはり民間の知見とか活用したところで、住民が調べものをしたりですとか、学習をしたりする、知識を吸収する、そういったものの向上につながるということがあるのかどうかというところなんです、問題は。そういったことにはまだつながっていないということで、確認させていただきますけれども、今後はどうなんでしょうか。そこは住民、利用者の意見とかが反映される場というのはどのように保障されているのかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） まず、その図書館のサービスについてでございますが、今現在、検討しているところをちょっと1点、説明させていただきます。

社会教育委員の会ほうから提案がありまして、図書館の情報についてもっと積極的に情報発信してほしいというご意見をいただいております。こちらについては、委託先のほうでSNSを活用した情報提供、こちらについて今現在、検討しているところでございます。

そのほかの附属機関の意見についても、今後、反映していくことで検討しているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 民間委託した後でも、やはり住民に対する図書館奉仕、そういったものは向上するというのが、ここが一番肝要なところであると思います。また、生涯学習をしっかりと助けていく場所が図書館であると思いますので、来年3月までの間、そういった低下がないような、また、働く方たちが意欲をなくすようなことのないようなことをぜひ教育委員会には努めていただきたいと思います。

そのことを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、8番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。



ここで暫時休議します。

再開は3時。よろしくお願いします。

(午後 2時42分)

---

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午後 3時00分)

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） ここでお諮りをいたします。時間を延長して一般質問と、あと総括質疑がありますので、ここで時間を延長させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

それでは、時間を延長して一般質問を続けたいと思います。

---

#### ◇ 青山英樹君

○議長（角田秀明君） 通告10番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

今定例会で最後の一般質問となります。また、傍聴にお越しいただいている傍聴者の皆様には、寒い中、本当にありがとうございます。行政等に関心を持っていただき、心より敬意を表し、ありがたく感謝を申し述べます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大項目3点ほどございます。

まず、1点目としましては、道の駅事業における補助事業、外注業務に関する経費処理に係る法的な整合性についてということで、過去においても質問してまいりましたが、重複しないように留意しながら質問をしていきたいと思っております。

平成29年度の道の駅事業において、株式会社流通研究所と大正ロマンの館指定管理者マルベリーフィールズとの間における270万円の業務委託費の振込証明書並びに受領書が示されていない事案についてお尋ねをいたします。

前回の定例会での一般質問では、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第2条第4項の1にある反対給付を受けないで交付する給付金が間接補助金等に該当し、かつこの給付金の交付の対象となる事務、事業を間接補助事業等と言い、これらを行う者が間接補助事業者となって第3条第2項の適用を受けるわけですが、反対給付を受ける補助金の交付となることから、第3条第2項の適用は受けなくてもよい間接補助事業者ではないとする理由で、つまりは270万円の振込証明書並びに受領書の有無までを確認する必要はな

いとするものでありました。加えて、これらの判断は、県の市町村財政課の判断、見解との説明でありました。

しかしながら、先般、県の市町村財政課に赴いて確認をしましたところ、県では個別の事案に関しての判断、見解は示していないとのことでありました。あくまでも前述した補助金等適正化法の第2条第4項の1にある条項の解釈を申し述べたものであり、反対給付の有無や矢吹町の個別的な判断、見解等は申し述べていないとのことでございました。

そこで、改めてお尋ねする次第でございます。

質問事項としまして、前回の一般質問での答弁内容に関して、県の市町村財政課で確認をしたところ、当町に関する個別的な判断、見解はしていないとの回答でありました。あくまで法律の条項の解釈を説明したもので、当町の具体的な事例における反対給付の有無といった判断や見解はしていないとのことでありました。前回の一般質問での答弁は、内容としては虚偽答弁となるのではないかの疑義が生ずるわけですが、いかがであるのかお伺いいたします。

②として、補助金等健全化法第2条4の第4項1に見る反対給付の有無について、どのような反対給付があるとの判断かお尋ねをいたします。

そして、③としまして、補助金等適正化法、補助金交付要綱、補助金等の交付に関する附則等における事業の原資が補助金であることから、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることを鑑み、これら法律等や町の財務規則との観点から、流通研究所とマルベリーフィールド間の事業費270万円の振込証明書、受領書の有無と適正な事業運営がなされたかどうかの検証をするべきであり、また、町民の利益からいっても比較考量の上から精査すべきと思うが、どのようにお考えかお尋ねいたします。

次に、大項目2点目としまして、地方自治法第180条の5の第6項に抵触する取扱いについてお尋ねをいたします。

本年2月22日に行われました第18回道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会（以下100条委員会）での証人尋問において、教育委員が地方自治法第180条の5第6項に抵触していた事実が証言されました。これは「普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及び支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」という内容であり、前町長が全面的に抵触の事実を認めております。このことについて質問を行います。

1点目として、地方自治法第180条の5第6項への抵触を前町長は全面的に認めているが、現町長としての所感をお尋ねいたします。

2点目、当時、まちづくり矢吹の監査役に就任していた期間は、教育委員でもあり教育委員としての報酬を得ていたわけですが、法に抵触していることから、その期間に得た報酬等の返還が必要かと思われませんが、その執行権者となる町長は、対応も含めどのように考えよう対処されるのかお伺いいたします。

3点目として、同様の事案が他の元教育委員にも該当すると思われるが、その把握と対応はどうされるのかお尋ねいたします。

そして、大項目3つ目となりますが、図書館の業務委託についてお尋ねいたします。

11月より図書館が業務委託されるとのことでありました。現在、図書館の運営がどのようになっているのか、

議会において一切の説明がなかったわけであります。どのような事業者が受託するのか、したのか、業務委託前の図書館運営と業務委託後では何がどう変わるのか、町民の利益はようになっていくのか、業務委託が必要な理由は何だったのか皆無であります。そもそも図書館は、法的にどのような定めになっているのか、町執行側が望む図書館はどのようなものなのかなど、町執行側は業務委託に移行する上での説明責任を果たしているとは言い難いのではないだろうかと考えます。このような観点から質問をいたします。

質問事項1点目としては、図書館の運営については、業務委託や指定管理者制度での委託から直営に戻される事例も多くあります。図書館の法的な位置づけ等を鑑み、矢吹町にとって、町民にとって望まれる図書館とはどのような図書館なのかお尋ねいたします。

②としまして、どのような事業者がこの11月より受託し、図書館運営における人員配置、人件費などを含む運営経費等から見て、業務委託の前後でどのようなメリットが生まれるのかお尋ねいたします。

最後に、図書館業務に携わる方々にとっては、安定した雇用が保障されることによってその業務も絶大的な効果を発揮するものであります。雇用条件等において、雇われる側としては従前以上の好条件が担保されているのかをお伺いいたします。

同僚議員からも同旨の質問がございますが、私なりに重複しないような範囲の中で再質問は行いたいと思います。ご答弁のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、令和4年9月議会定例会における一般質問での答弁は虚偽答弁の疑義があるとおただしであります。虚偽答弁との認識はなく、誠実に事実に基づき答弁しております。

前回は、法令上の解釈に関する第三者の判断についての再質問でありましたので、福島県市町村財政課からの回答に基づき答弁したものであります。したがって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について、県からの一般論としての法律上の解釈に基づき、矢吹町補助金等の交付に関する規則及び矢吹町補助金交付要綱に照らし合わせ、道の駅やぶき地域協議会の事務手続は適正であったことを町として改めて確認し、答弁したものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に見る反対給付についてのおただしであります。この法律では、国以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金か否かの観点で、間接補助金等に当たるのか当たらないのか判断されることとなります。前回の答弁と重複いたしますが、道の駅やぶき地域協議会は補助事業者でありますので、この法律が適用されますが、株式会社流通研究所については、地域協議会と委託契約が交わされ、契約に基づき役務の提供の対価として委託料が支払われているため、反対給付を受けていることとなりますので、間接補助事業者には該当しないとの認識であります。

また、マルベリーフィールズについても、同様に反対給付を受けておりますので、間接補助事業者には該当しないとの認識であります。

なお、平成29年に地域協議会が株式会社流通研究所に業務委託契約を締結した道の駅やぶきブランド力強化

及び仮設実験店舗事業支援委託については、契約書及び仕様書等に基づき成果が確認され、適正でありましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、補助事業者に対する適正な検証についてのおただしですが、前回の答弁と重複いたしますが、町としての監督責任の範疇は地域協議会の補助事業実績報告、収支及び証拠書類であります。ご質問に当てはめると、道の駅やぶき地域協議会が株式会社流通研究所との間で締結した当該業務委託契約及び成果品の適否までであり、これらはいずれも適正に執行されたと判断しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、一般社団法人まちづくり矢吹に関する地方自治法第180条の5第6項委員の兼業禁止についてのおただしですが、議員ご承知のとおり、おただしの元教育委員につきましては、令和2年6月にまちづくり矢吹の社員総会にて監事を退任しており、その後、任期満了により教育委員を既に退任しているところであります。令和2年9月議会定例会における三村議員への答弁と一部重複いたしますが、地方自治法第180条の5第6項委員の兼業禁止に抵触するかという点につきましては、その調査について福島県を通じて総務省から回答を得ており、委員の兼業禁止に該当するかの決定は選任権者が行うものであり、町の決定権であるとの回答であります。既に解散した一般社団法人まちづくり矢吹は存在せず、元教育委員は監事を辞任し、現在、教育委員ではない状況から、現時点で兼業禁止には該当していません。選任権者としても判断はできないものと認識しており、対処することは不可能であります。

また、2月22日に行われた第18回道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会の証人喚問における発言権、発言等については、令和2年4月に調査特別委員会が設置され2年8か月が経過し、今年2月の前町長、元副町長の証人喚問から間もなく10か月を迎えることとなります。調査特別委員会では、報告書の作成に向け、現在、詰めの調査や議論が進められているものと認識しております。その調査内容につきましては、委員会や議会などで慎重に審議されるものであります。議員おただしの所感につきましては、調査結果としてどのような内容となるのか示された中で答弁すべきものと考えております。調査結果は、町にとって非常に重く、重要なものであると認識しております。今後、示されることとなる調査結果につきましては、真摯に受け止め、その内容をしっかりと精査し、これからの行政運営に生かしていきたいと考えております。ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

次に、当時、元教育委員がまちづくり矢吹の監査役に就任していた期間の報酬等についてのおただしですが、1つ目のご質問で答弁したとおり、現時点で兼業禁止には該当していないため、対処することは不可能であります。なお、行政処分は遡及しない原則があり、報酬等の返還などを求めることはできませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、同様の事案が他の元教育委員にも該当すると思われるが、その把握と対応はどうされるのかというおただしであります。先ほどの答弁と重複いたしますが、現時点で兼業禁止には該当していないため、対処することは不可能であり、把握や対応を行う必要はないものと認識しております。

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会の調査結果として具体的に示された内容については、今後、繰り返すことがないよう、十分に精査し、適正に対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、町にとって望まれる図書館とはどのようなおただしではありますが、図書館法では、「「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義されており、役割として、「図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し」、図書館資料の収集、利用者のための相談に応ずるなどの取組に努めなければならないものとされております。

町民に望まれる図書館についてであります。安井議員の答弁と重複いたしますが、家庭や地域、町の様々な問題を解決したい方々が誰でも無料で利用できる町民の知識の場であると考えております。そのためには、子供から高齢者まであらゆる世代を対象にした多種多様な蔵書の充実が必要であることから、今後、幅広い分野にわたる図書の充実に取り組んでまいるとともに、生涯にわたる図書館利用の基礎を形づくる乳幼児、児童、青少年に対する図書館サービスの提供、移動図書館よむよむ号を活用した学校への学習支援活動と、地域住民への巡回など図書館システムの充実、レファレンスサービスの充実、地域資料の充実、大滝清雄文庫やさわか文庫等の特徴ある書籍を様々な企画で魅力発信する事業にも取り組んでまいります。

今後も、町民の知的探求心に応え、また、問題解決につながる知恵袋のような充実した図書館を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、図書館業務運営委託受託先、人員配置、人件費などを含む運営経費から見たメリットについてのおただしではありますが、業務委託先につきましては、安井議員の答弁と重複いたしますが、福島県内でも運営実績のある東京都板橋区東坂下2-5-1、ナカバヤシ株式会社東京本社に決定し、11月より運営を開始しております。

現在の体制については、現在の会計年度任用職員を優先して雇用、配置するとともに、現給保障、就業時間、休暇等の雇用条件も引き継ぐことを条件として委託先と協議し、全ての職員が委託先の社員として雇用していただいております。

また、開館時間延長に対応するための不足人員も委託先において確保していただき、運営体制の強化が図られております。

運営経費につきましては、主に人件費と管理費であり、管理費にはさわやか詩集表彰式の運営など、各種イベント費用に加え、委託先から矢吹町図書館業務管理担当として2名配置され、その2名による館長及びスタッフへのサポート費も含まれております。

このように、これまで会計年度任用職員であったスタッフが委託先の社員として引き続き運営に当たること、開館時間延長により不足していた人材が迅速に確保されたことによる運営の安定化のほか、管理担当者が配置され、業務、人事面での支援体制が充実したことにつきましては、町民にとって大きなメリットと考えており

ますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、雇用条件は従前以上の好条件が担保されているのかとのおただしであります。先ほども答弁いたしましたとおり、図書館の業務委託に際し、現在の会計年度任用職員を優先して雇用、配置するとともに、現給保障、就業時間、休暇等の雇用条件も引き継ぐことを条件として委託先と協議してまいりました。現在、全ての職員が委託先の社員として雇用を希望し、引き続き意欲的に運営に当たっております。これは委託先が職員との個別の面談を丁寧に行うことで、職員と委託先との信頼関係が結ばれた結果だと考えております。

また、安井議員の答弁と重複いたしますが、町図書館の運営は、令和3年度から今年度10月まで一時的に会計年度任用職員の雇用による直営に切り替えて運営しておりました。会計年度任用職員の任期は会計年度内である1年以内となっており、長期の雇用が制度上不可能な状況であることから、安心して働ける環境づくりの面で課題があります。しかし、今回の業務委託により委託先の社員となったことから、労働契約法に基づく無期転換ルールが適用され、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みがあれば、無期労働契約に転換されることとなります。このように有期雇用から将来的に無期雇用に切り替わることにより、雇用の安定化が図られ、安心して働いていただける環境がつけられるものと考えております。さらには、このことにより資格を持った優秀な人材の確保が可能となり、ひいては図書館の安定した運営、サービス向上につながるものと考えております。

教育委員会といたしましても、指定管理者制度の導入、長期継続契約など委託期間の長期化を検討し、さらなる雇用の安定化、体制の強化を基盤に住民サービスの向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ご答弁ありがとうございました。

まず、再質問でございますが、核シェルターのような答弁が出てきまして、どうやって行ったらいいものかと今は、いろいろ考えておりますが、まず、一番最初の質問にありました前回の一般質問での答弁内容について、今回、答弁の中で福島県市町村財政課からの回答に基づき答弁したものであるという表記がございますが、それは福島県市町村財政課からの回答に基づきということ、どういう回答があったかお示しをいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長からも答弁いたしました。前回は法令上の解釈に関する第三者の判断についての再質問でありましたので、法令上の解釈について県からアドバイスをいただいた、それに基づいて答弁を行ったということでございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 具体的に申しますと、県のどのような解釈であったのかお尋ねをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

どのようなところでありますが、県からは一般論としての法律上の解釈に基づいてアドバイスをいただいたということでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 前回の私の一般質問の中でのその部分のやり取りに関しましては、県の見解であるというふうに答弁されております。そして、副町長のほうからも県から先ほどの解釈の回答をいただいておりますということで、回答をいただいているということですが、県の見解というのは一体何であったのかということを読み解きますと、間接補助事業者ではないという県が見解をしたというふうに答弁されておりますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

具体的にどういったアドバイスがあったのかというところでありますが、前回は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の法的根拠について第三者の判断が必要ではないのかというところでの再質問がありましたので、県に法令上の確認を行ったことについて、確認を行ったということを答弁いたしました。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 今、ご答弁いただいたように、県のほうに対して法の解釈の確認を行ったということを行なった上で私の質問に対して、今回の質問をいただいた件につきましては、県の市町村財政課に確認を取っておりますというふうに答弁されております。つまり、間接補助事業者ではないということ、これが県の見解であるということをごここで申されているわけですね。それで間違いないかどうか確認をします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

具体的に法律上のどこでというところでありますけれども、県からは一般論としての法律上の解釈についてアドバイスをいただきましたので、それに基づきまして、先ほど町長の答弁にありましており、矢吹町の補助金等の交付に関する規則や矢吹町補助金交付要綱に照らし合わせて、適正であったということを判断したところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 今、答弁いただきましたように、法解釈の一般的な解釈を県のほうから聞いたということですね、要は。私のほうの質問に対しての答弁では、間接補助事業者ではないということが県の見解であるということ、今回のご質問いただいた件につきまして、県の市町村財政課に確認を取っておりますということですから、解釈は県の意向、一般的な解釈というのは県の市町村財政課のお話としてありますけれども、間接補助事業者ではないという、これは県の見解であるというふうにした点については、私は中身が違っているんじゃないかと、そこにおいては虚偽答弁ではないですかということを申し上げております。いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

法律上の反対給付等についてであります。私どもでは、県のほうにも確認はいたしました。それから、いろんな書籍等でも確認を行っております。そうした幾つかの総合的な判断の下、適正であったということで答弁を行った次第でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 結論となりますけれども、いわゆるこの事案に関しましては、間接補助事業者であるかないかということに関して、間接補助事業者ではないという結論を町側ではしたわけでございます。それは町の判断であって、県の判断ではなかったということなわけですから、その事実を知りたいんですね。ですから、私としては、私が前回質問した中において、ただいま申し上げた間接補助事業者であるかないかという、そのご質問をいただいた件につきましては、県の市町村財政課に確認を取っておりますということで、県の見解であるということをお私、申し上げているわけです。しかし、県のほうではそのようには答えてはいない。法的な第3条の解釈について述べているわけであって、間接補助事業者であるかないかについては言及しておりませんし、そのような見解も示してはいないという点において、虚偽答弁であったのではないかとお私、申し上げているわけでございます。ご確認いただけますでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。



〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

改めて虚偽答弁ではなかったのかというご質問でございますが、前回の答弁につきましては、町の考えとしては、流通研究所は間接補助事業者には該当しないという認識であると、県の市町村財政課からは補助金適正化法の一般論の解釈をいただいております、その解釈の内容は我々の考えと同じものであるというふうに解釈して答弁をさせていただいておりますので、虚偽答弁ではないというふうに認識しております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 物事がごちゃごちゃしておりますが、県のほうで町に対して申し上げたのは、3条の法解釈なんです。町のほうで私に対して答弁した内容は、間接補助事業者かどうかということなんです。いわゆる第2条第4項の反対給付を受けないでという部分ですね。そこに限っての間接補助事業者かどうかということ町は判断したんです。県のほうでは、確認しましたらば、そこは全く言及していないと。第3条についての解釈をしたということですから、そこは違っているわけです。私としては、結局問題にしたのは、間接補助事業者かどうかによって、270万円の領収書が必要か、振込証明書が必要かという判断があるので、間接補助事業者であるかどうか、その確認が必要ですよというふうに申し上げたわけですよ。だから、そこは町が独自にしたんです。ところが県のほうで確認しましたらば、間接補助事業者ではなくて、第3条についての補助金の適用についての解釈をしたというだけでございます。ですから、内容が違っているんですよ。ですから、私は、私がお尋ねしたことに対して県の見解であると言ったのは、県は間接補助事業者というような見解はしていませんので、県の見解であると示したことは事実と違うでしょうということをお申し上げております。ご確認いただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

県の解釈、補助金等適正化法の解釈と町の見解は一致しておりますので、町の見解は県の補助金適正化法の一般論の解釈と同じでございますので、間接補助事業者の考えについては県と一致しているというふうに考えおります。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 100歩下がったとしても、今、副町長がおっしゃったことを、じゃ、結論づけますと、要するに県も間接補助事業者ではないというふうに位置づけたということによろしいでしょうか、町と一緒にということですから。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

ご質問のあった件であります。県からは一般論としての法律の解釈に基づいてアドバイスをいただきました。その結果、町として個別案件については判断を行ったということでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 改めて確認をします。町と県は同じ判断だったのですか、同じ判断ではないのか、どちらですか、お伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

町と県の考えは一致しているのかというご質問でございますが、県は一般論の解釈をしていただきました。もともと町も判断しておりましたが、その県の解釈にのっとったものに沿っているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 青山君、どうだろう、これ……

○11番（青山英樹君） ちょっと待ってください。じゃ、1点だけ。

○議長（角田秀明君） 俺が話ししてからしてください。

堂々巡りで、これ同じものを何回も繰り返し繰り返しで、考え方の違いという……

○11番（青山英樹君） いやいや、違います。

○議長（角田秀明君） 違いますといたって、同じ……

○11番（青山英樹君） 今、言わせてください、1つだけ。

○議長（角田秀明君） じゃ、再質問ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 間接補助事業者というものに対して、じゃ、県は判断したんですか、判断しないんですか。解釈を聞いたということで、判断したのは町だということですよ、今の話では。だけれども、私に対しては、県の見解であると言っているんですよ、その間接補助事業者ではないということに対して。だから、今、言っていることが正しいとしたらば、前回言っていることは虚偽答弁になるんじゃないですかということなんです。

私が聞いてきたのは、県は第3条の及ぶ範囲についての一般的な解釈を申し上げましたよということ。間接補助事業者の有無、いわゆる反対給付の有無、間接補助事業者であるかないかということについては、一

切言及もしておりませんし、そのような判断はしておりませんということです。ですから、私は、答弁としては虚偽になってしまうのではないかとことを申し上げているわけです。いかがですか。これで分かったかと思えます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

9月議会で答弁した中身、県の見解であるという部分でございますが、まさしくそのとおり県の補助金適正化法の一般的な解釈を見解としていただいておりますので、それに沿った内容で町としては適正に考えていると、適正に事務を行ってきたというふうに答弁をさせていただいておりますので、虚偽答弁とは考えておりません。以上でございます。

○11番（青山英樹君） 分かりました。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 議長おっしゃるとおりの内容になってきてしまいますので、この件、虚偽答弁についてはこのような話で終わるしかないかなと思いますが、明確に平成12年以降の地方分権一括法以降、県と町の関係というものも、上位団体とか下位団体とかではなくて、そういったものに関しても対等の立場ということで触れないようになってきているんですね。そういう意味では町のアイデンティティー、独自性を尊重しましょうというようなことから、そういうところで私ももう十何年、何回か県に行っていますが、そのような話を聞いており、そこまでの個別的な事案については判断はしないというふうに言われておりますことを申し添えて、この虚偽答弁については終了いたします。

そして、また若干関連しますが、間接補助事業者ではないという判断を町がしたと言いました。つまり反対給付がないということです。この件について、間接補助事業者ではないという結論を町はしたということでございますが、この根拠となります内容については、どのような根拠でといえますと、いわゆる反対給付の有無になってくるかと思えます。その反対給付に対して、法的には相当の反対給付を受けないで交付する給付金というふうにあるんです。相当のというんです。そうしましたらば、270万円という金額、相当ですから、価値、物事に対して価値はそういったものが相当であるといった場合に、大正ロマンの館さんと7万5,000円の野菜の販売しか数字的には出てこないんですね。これが相当な反対給付を受けないでという、その相当なというものに該当するのかなどなのか、どのような判断基準でもってこの間接補助事業者ではないという結論に至ったのかをお示しいただきたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

間接事業者ではない根拠は何かとのご質問かと思えますが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法

律第2条第4項第1号では、間接補助事業等について、相当の反対給付を受けないで交付する給付金とされており。先ほどご質問ありました、ではその相当の反対給付とはどういうことかありますが、解説書で確認をいたしました。解説書によりますと、相当の反対給付とは、契約において相手方が給付すべき対価的関係のある役務あるいはものを意味するとされており。したがって、先ほど町長から答弁もありましたとおり、今回の場合は、株式会社流通研究所あるいはマルベリーフィールズにつきましては、契約に基づきまして役務の提供の対価として委託料が支払われておりますので、反対給付を受けておりますので、間接事業者ではないということでございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ただいま第2条の条例の一部について説明をいただきましたが、この第2条において、補助金等とはという規定がございます。1に補助金と、そのものずばり出ているんですね。これというのは、道の駅やぶき地域協議会から株式会社流通研究所さんに行っているお金ですね、2,493万7,740円。これ自体、これ地方創生の補助金なんです。その補助金の一部が270万円なんです。そもそもが原資として270万円は補助金であるということですから、反対給付云々かんぬん以前に、この補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第2条第1項の補助金そのものに当てはまるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

補助金の定義につきましては、第2条第1項の中で示されているところでございますが、今回の場合は、町は道の駅やぶき地域協議会に対して補助金を交付しております。したがって、町ではこの補助金が法令等に従って適切に施行されているのかどうかを監督する義務が生じます。

一方、地域協議会は補助事業者でありますので、法令及び補助金等の目的に沿って補助事業を行う義務が生じると、そういった関係性がございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 道の駅やぶき地域協議会の会長でありました前副町長さんに確認を以前にもしておりますけれども、この地域協議会におきましては、矢吹町財務規則を準用するというところから、もしも地域協議会から流通研究所に渡っているお金に関しては、矢吹町財務規則第6章契約における第131条の検査のところの項目というものが該当するわけがございます。そうしますと、その検査においては、やはり検査を行わなければならないということで、契約権者または契約権者が職員のうちから指定する者は、工事等の請負契約その他の契約に係る工事等または給付が完了したときは、省略しますが、当該工事または給付の内容について検査をしなければならないということで、131条出ておいて、全くこれに該当してくる

のではないかと。ゆえに大正ロマンの館に行きました270万円については、領収書がない、振込証明書がないというのは、これは看過できない事項ではないのかと思われるわけで、そこを所掌しないとするのは、これはある意味、町民に対しては信を問われるような内容ではないのかと思いますが、その事実行為についていかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

補助金の審査、財務規則等に基づいてということでございましたが、補助金でございますので、補助金については、矢吹町補助金等の交付に関する規則及び矢吹町補助金交付要綱に基づいて事務を執行しているということでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 私が質問をいたしましたのは、前副町長さんから確認しておりました道の駅やぶき地域協議会自体が矢吹町財務規則によって、その法律を準用して運営を行っていくという内容でございました。それに従っていけば、矢吹町財務規則第6章契約の中の検査第131条に抵触するのではないかとということをお尋ねしておりますので、その件についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

財務規則に基づいて検査をしなきゃいけないんじゃないかということのご質問ではありますが、今回の場合、補助金であります。したがって、補助金でありますので、繰り返しになりますが、矢吹町補助金等の交付に関する規則及び矢吹町補助金交付要綱に基づいて事務を行っているということでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） そうしますと、補助金等ですけれども、これは業務委託費になって外注費になってくるわけですね。そうすると、それ自体は財務規則というものには全く触れなくてよろしいという判断なのか、そこはどうなのでしょう。全くもって財務規則に従った検査とかはする必要がないという、そういう判断なんですか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

財務規則にどこが適用するのかというところでございますが、今回、町から地域協議会に対しては補助金を交付しております。今度、地域協議会から株式会社流通研究所については委託契約を締結しております。その委託契約の事務に関しましては、財務規則を準用しまして起工伺い等々の処理を行っているというところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） なかなかみ合わないところでございますので、また100歩下がって合計200歩下がったとして、別な視点から申し上げますけれども、そもそも町で行っている行政の事務、事業の一端として、今回のこのような道の駅事業に関してのお金のやり取りがあったという中であって、そもそも町民目線でいっても、町民の視点からいって、お金のやり取りに関しての振込証明書と受領書がないということ自体が、これは町民から見ても誰から見てもおかしいんじゃないかというふうに思うわけですよ。特に行政実例等におきましても、原資が補助金であることから、最後の最後まで検査していかなければならないという行政実例があっても、本来であれば、行政実例は行政執行側の伝家の宝刀ですよ。行政実例に従って行わなければならないというのが本来なのに、今回、逆の立場になっているんですね。私のほうから行政実例でここまで調べなくちゃいけないというふうになっていますよということを言っているだけけれども、それをやろうともしないんですね。それというのは、やはりちょっと私は町民の目線からいってもおかしいし、いわゆる最終的には税金を補助金なり原資としてこのような道の駅事業を行ったことに関しての、その精査がされない、しかも振込証明書、領収書を確認できない、そのようなことがあってはならないと思うわけです。

そういう場合というのは、実際にどのような処置が考えられるかといった場合におきましては、比較考量というような方法を取って、要するに公務員であれば、これは奉仕者でありますから、町民の考え、目線、町民の利益に沿った判断をしなければならない。そういう意味においては、振込証明書並びに受領書等の存在に関しては、これは調査をすべきであるというふうに私は判断いたしますし、町民の皆さんからもそのような意見を聞いております。それについて、どのように担当者として判断されるのかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 青山君、今のは一般論でしょうけれども、一般質問というのは、今現在の町長さんに質問を求めているわけですよ。

○11番（青山英樹君） じゃ、町長にお伺いします。

○議長（角田秀明君） いや、そうじゃなくて、この問題はもう3年も4年も前のことなのに、今の蛭田町長がこのことについて詳しく皆さんの前で説明できることはないでしょう。

○11番（青山英樹君） だって執行……

○議長（角田秀明君） たとえ執行だといっても、一般質問というのはあなたの時間だけれども、一般質問は何でもできるだけれども、町長というのは新しい町長さんが、3年目の町長さんに質問するのに……

○11番（青山英樹君） だから、答えられなければ答えなくてもいいですよ。それはそうですよ、質問に対して。質問するのは私の権利ですから。

○議長（角田秀明君） 権利でも、私から注意するのは、今の蛭田町長に対しての質問ならば、どれほど積んで厳しい意見を質問してもいいでしょうけれども、もう現に辞めてそして新しい町長さんができているのにもかかわらず、そしてこれ特別委員会でやっている問題を今の町長にぶつけるということはおかしいでしょう、だって。

○11番（青山英樹君） 特別委員会ではありません。そこは……

○議長（角田秀明君） 私がだから言っているでしょう。一般質問で……

○11番（青山英樹君） 一般質問として何が悪いんですか。

○議長（角田秀明君） 悪いんじゃないで……

○11番（青山英樹君） その根拠は何ですか。

○議長（角田秀明君） 今の町長さんに……

○11番（青山英樹君） 町長には権限がないので、課長さんに対して答えを……

○議長（角田秀明君） 私の話を聞け。発言は私がしているんです、今。蛭田町長さんに対しての質問なら私は止めないです。今、聞いていると、前副町長の藤田忠晴君の話とか、協議会の会長さんだったとか。おかしいというのは、どっちもそれは言い分があるでしょうけれども、やっぱり前向きな質問ならば、蛭田町長に対しての質問ならいいですけども、過去のことにはばかり質問したとしても、これ、前に進まないでしょう。だって、さっきの県に行った話だって何だって、お互いに考えることが違うということを質問したらば、堂々巡りで前に進まないでしょう、だって。

だから、私が言うのは、特別委員会でやるならいいですけども、今の町長さんにこの問題を質問すること自体も、私は本来から言えば質問に値しないと思っていたんだ、本当は最初から。

どうぞ。

○11番（青山英樹君） 道の駅やぶき地域協議会において起きている内容なんですよ。

○議長（角田秀明君） いや、だから私が言うのは、分かります、そんなことは。私もあなたより長いんだから、議会生活も。

○11番（青山英樹君） だからそれを町長さんに対して私はぶつけているというか、要するに一般質問なので、これは執行権者にぶつめますよ。あとは執行権者さんは執行権者さんで答える、答えないあるいはどなたかに……

○議長（角田秀明君） だって、町長、全然答えられないでしょう。だって分からないんだもの。

[発言する者あり]

○議長（角田秀明君） いや、だから私が言うのは、前向きやっぱいい方向に進む質問をしてくれるのならいいけれども、虚偽じゃないかとか、いや、そのやつはどうだとかと、今の執行側を問い詰めるばかりで困っちゃうでしょう、蛭田町長だって。全然、聞いていても何が何だか分からないんだよ、だってはっきり言って。

○11番（青山英樹君） 事実に従ったことに対して、疑義があって質問しているだけですから……

○議長（角田秀明君） いや、だから分かりますと。言っているでしょう、最初から。あなたの質問の時間だけでも、蛭田町長に対しての質問なら私は幾ら厳しい意見や質問をしてもいいです。だけれども、もう終わった人、いない人の質問を……

[発言する者あり]

○議長（角田秀明君） 関係ないというんじゃないでしょう、私が言っているだから。町長に対しての質問だと  
言っているんだ、私は。

〔「矢吹町がやったことは矢吹町なの」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） だからそういうことを前向きに、もう少し執行側に添った質問をするならいいけれども、  
今、言うように、虚偽だろうか、駄目だろうかと言ったって、担当課だってもう変わっているんだし、退職し  
ていない人たちのそういう質問を、事務方がいろいろ調べながらの答弁なんですよ、考えてみたって。あなた  
はずっと一線で作っているから、何でも詳しく分かるでしょうけれども、分からないですよ、だって、町長、  
困っているでしょう、だってさっきからだって質問されたって、答弁はできないし。

だからそれを私は前向きに質問してくれるならいいけれども、一般質問はあなたの時間だけれども、今の町  
長さんに対しての質問だよということを私は言っているんです。だから、前向きな質問ならば幾らでも私は聞  
きます。だけれども、やっぱりそういうことで止めようがないような話ばかりしていたんでは、前に進まない  
でしょう、だって。

○11番（青山英樹君） 町民にとっては前向きな質問です。

〔「あと5分だから議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） そういうことを考慮しながら質問していただきたいと思います。

再質問ありますか。

○11番（青山英樹君） じゃ、作戦タイムちょっと興奮しているから。

○議長（角田秀明君） じゃ、冷静にされていて、休むかちょっと。

止まっているから大丈夫だ。俺しゃべっている時間は入っていないから。

○11番（青山英樹君） ボリュームがいっぱいありました。

○議長（角田秀明君） 再質問。

○11番（青山英樹君） 5分しかないので、道の駅やぶき地域協議会というものがあって、そこで行われてき  
た内容についてやっぱり疑義が生じているということで質問しているわけなんです。基本的に町長さんに聞  
けば大丈夫というような今、お話をしたけれども、基本的にこういう事実関係があって、受領書がなかったり  
とか、そういうものがあつたときというものを何もせずということで、それが是として認められてしまうも  
のなのですか、行政というのは。私はそこに疑問を持つんですが、いかがなものでしょうか。お答えいただ  
ける範囲の中でいただければ。

○議長（角田秀明君） 一般論でそれは今、青山君、質問しているんでしょうけれども。一般論で。

答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

一般論として答弁させていただきます。

補助金につきましては、町としての監督責任の範疇は補助事業実績報告、収支及び証拠書類であります。こ  
れは補助金の場合でございます。委託につきましては、業務委託契約及び成果品の適否までであり、これらが



適正に執行されているかというところを判断するというのが委託でございます。

以上、補助金と委託の中身について、一般論について答弁をさせていただきます。ご理解よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） この件に関しましては、またステージをちょっと変えていきたいと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

図書館についてですが、答弁の中で、新しい委託業者をお願いしていく中で運営体制の強化が図られているという答弁がございました。運営体制というのはどのような内容なのか、どういうふうな強化が図られたかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

運営体制の強化はどのようなことかということでございますが、答弁の中でも触れておりますが、まずは人的体制というところで、不足する人材について確保していただいているというところ、あとは支援体制、今現在勤務されている図書館長であったり、スタッフの皆様の支援体制が構築された、責任者が2人配置されたことによって、そういった体制がつけられたというところ、こちらが大きいものと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 図書館法で出ている図書館の定義等がございますが、それはこの運営体制の強化が図られることによって、専ら充実していく内容となるのかどうか、図書館法で示されている定義はますますこれから充実していくというふうに判断してよろしいのかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

図書館法上でのそういったサービスの向上、充実していくのかというところでございますが、当然、その専門的な職員の確保であったりとか、人材の体制づくりが構築されることによって、そういったサービスの向上を図っていく、こちらについては、当然、その各種委員等のご意見等、議員の皆さんの中からのご要望等も受け止めながら、サービス向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） あと20秒です。再質問ありますか。

○11番（青山英樹君） 結構です。ありがとうございました。

以上で終了いたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、11番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◎総括質疑

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより町長から提出されました議案に対する総括質疑に入ります。  
質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結をいたします。

---

#### ◎議案の付託

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第44号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第45号、46号、47号、48号及び49号については、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名をしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたします。

ただいま配付しました第435回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名をいたします。

お諮りをいたします。議案第35号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号及び第43号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

本日は誠に苦勞さまでございました。また、あしたからよろしくお願ひしたいと思ひます。

（午後 4時22分）



令和4年12月12日（月曜日）

（第4号）

## 令和4年第435回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和4年12月12日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第35号・第39号・第40号・第42号・第43号  
審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第37号・第38号・第41号  
審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第44号  
審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第45号・第46号・第47号・第48号・第49号  
審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 5 角田秀明君に対する処分要求の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	企画総務課長	佐藤豊君

危機管理監兼 企画・デジタル 推進室担当	阿 部 正 人 君	まちづくり 推進課長	山 野 辺 幸 徳 君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐 藤 浩 彦 君	税 務 課 長	小 磯 剛 君
保健福祉課長	正 木 孝 也 君	農 業 振 興 課 遊 水 地 対 策 室 長	角 田 良 次 君
商工推進課長	柏 村 秀 一 君	都 市 整 備 課 長	福 田 和 也 君
上下水道課長	有 松 泰 史 君	教 育 次 長 兼 教 育 振 興 課 長	国 井 淳 一 君
子育て支援 課 長	小 椋 勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏 家 康 孝	副 局 長	神 山 義 久
--------	---------	-------	---------

---

### ◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

---

○議長（角田秀明君） また、ここで議会運営委員会を開催するため、暫時休議をしたいと思います。

暫時の間、休議をよろしくお願ひしたいと思います。

（午前10時00分）

---

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午前10時58分）

---

### ◎委員長報告

○議長（角田秀明君） 議会運営委員会から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

議会運営委員長の三村です。よろしくお願ひします。

先ほど、議会運営委員会を開催し、今定例会中に提出のあった議員発議の審議の流れを確認いたしました。協議の結果、議員発議とその対象部分について音声で確認をすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

以上で議会運営委員会からの報告といたします。よろしくお願ひします。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（角田秀明君） それでは、去る12月2日の本会議において、各常任委員会、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

---

### ◎議案第35号、第39号、第40号、第42号、第43号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第1、これより議案第35号、第39号、第40号、第42号及び第43号を一括議題といたします。

本案に関し、副委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会副委員長、6番、鈴木浩一君。

[6番 鈴木浩一君登壇]

○6番(鈴木浩一君) それでは、総務教育常任委員のほうより申し上げます。

総務教育常任委員会審査報告書。

第435回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終わりましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第35号、第39号、第40号、第42号、第43号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第35号 矢吹町議会議員及び矢吹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、最近における物価の変動等により公職選挙法施行令が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用のビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本町においても選挙運動に要する公費の限度額について引き上げるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第39号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布により、国家公務員と同様に地方公務員の定年が65歳まで段階的に引き上げられること、管理監督職勤務上限年齢を60歳とする役職定年制の導入等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号 矢吹町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例であります。

本案は、地域再生法の規定に基づき、地方での安定した雇用の創出を図り、新たな人の流れを生み出すことを目的に、福島県が国の認定を受けた地域再生計画の計画内容に基づいて、本社機能の移転または拡充を行う事業者に対して課する固定資産税の課税免除または不均一課税の措置を講ずるため、条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、令和5年3月で指定管理期間の満了する矢吹球場、矢吹町営相撲場、大池球場、大池キャンプ場の4施設について、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを指定管理者に指定するものであります。なお、指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定について。

本案は、令和5年3月で指定管理期間の満了する矢吹町勤労者体育館、矢吹町町民テニスコートの2施設に



ついてであります。公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを指定管理者に指定するものであります。なお、指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告を申し上げます。

○議長（角田秀明君） ただいまの副委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第35号 矢吹町議会議員及び矢吹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案を副委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は副委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第39号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案を副委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は副委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第40号 矢吹町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案を副委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は副委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第42号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案を副委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は副委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第43号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案を副委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は副委員長報告のとおり可決されました。

---

### ◎議案第37号、第38号、第41号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより議案第37号、第38号及び第41号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、5番、堀井成人君。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 産業民生常任委員会審査報告書。

第435回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第37号、第38号、第41号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第37号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例。

本案は、本町へのより一層の企業進出を促すため、奨励措置の対象とする事業施設等の業種に情報通信業を追加し、対象業種を拡大するとともに、新たに進出する企業に対し、1億円を上限に土地取得額の10分の3の額を進出準備奨励金として交付するなど、進出企業に対する支援策を拡充するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 矢吹町公園条例の一部を改正する条例。

本案は、中畑地区の子供たちが安心して遊べる場所の提供、心身の向上やレクリエーション、コミュニケーションづくり空間の構築、また、良好な景観形成等、公共の福祉に資することを目的に中畑地区への公園整備を行っており、敷地造成工事が完了したことから、公園としての位置づけを明確にするため「中畑公園」を追加するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号 矢吹町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例。

本案は、平成30年3月に策定した第4次矢吹町障がい者計画に基づき、身体に障がいのある方に対し、手話や様々なコミュニケーション手段の啓発と情報通信技術を活用したコミュニケーション手段の支援を行い、手

話が言語であることへの理解促進と障がいのある人のコミュニケーション手段を普及させ、誰もが安心して生活できる地域社会を実現するため、条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第37号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第38号 矢吹町公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 矢吹町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第44号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第44号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、3番、高久美秋君。

〔3番 高久美秋君登壇〕

○3番（高久美秋君） 第一予算特別委員会審査報告書。

第435回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件について、審査が終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

審査の結果。

当委員会に付託されました議案第44号の審査結果は、次のとおりです。

議案第44号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億9,177万6,000円を追加し、総額を89億8,149万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金5,496万、寄附金300万、繰入金1億3,279万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を高度情報化推進事業等により2,221万7,000円の増額、民生費をやぶきっ子応援給付金等により7,399万5,000円の増額、農林水産業費を肥料高騰緊急対策支援金等により5,177万8,000円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第44号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第45号、第46号、第47号、第48号、第49号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案第45号、第46号、第47号、第48号及び第49号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、6番、鈴木浩一君。

〔6番 鈴木浩一君登壇〕

○6番（鈴木浩一君） それでは、第二予算特別委員会審査報告書を発表します。

第435回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第45号、第46号、第47号、第48号、第49号の審査結果は、次のとおりです。

議案第45号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2,399万2,000円を減額し、総額を16億5,702万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金4,331万2,000円、繰越金1,436万8,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税7,982万2,000円、繰入金185万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、諸支出金12万6,000円を増額し、総務費168万5,000円、保険給付費1,278万9,000円、国民健康保険事業費納付金964万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 令和4年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,222万3,000円を追加し、総額を16億8,560万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料252万2,000円、国庫支出金1,360万5,000円、支払基金交付金1,501万2,000円、県支出金696万円、繰越金6,913万2,000円をそれぞれ増額し、繰入金2,500万8,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費5,440万円、地域支援事業費122万円、諸支出金2,943万5,000円をそれぞれ増額し、総務費283万2,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号 令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ333万円を追加し、総額を1億9,574万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金310万7,000円、繰越金56万6,000円をそれぞれ増額し、後期高齢者医療保険料34万3,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費310万7,000円、諸支出金22万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 令和4年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、収益的支出につきまして、既定の額から1万1,000円を減額し、支出予算総額4億2,430万8,000円とするものであります。

支出の内容は、営業費用 1 万 1,000 円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 49 号 令和 4 年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第 2 号）。

本案は、収益的収入について 1,219 万円を増額し、総額 7 億 4,194 万 1,000 円とし、収益的支出について 51 万 8,000 円減額し、総額 6 億 3,531 万円とするものであります。

次に、資本的収入につきましては 1,270 万円を減額し、総額 4 億 2,019 万 8,000 円とし、資本的支出については 8,000 円増額し、総額 4 億 7,280 万円とするものであります。

次に、企業債の補正につきましては、資本費平準化債を 1,270 万円減額するものであります。

次に、他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計から当該会計への補助を受ける金額を 1,219 万円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第 45 号 令和 4 年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第 46 号 令和 4 年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第 47 号 令和 4 年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第48号 令和4年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第49号 令和4年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に議員発議がありましたので、暫時休議をいたします。

（午前11時31分）

---

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午前11時55分）

---

#### ◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 本会期中に、11番、青山英樹君から、地方自治法第133条の規定によって、私、角田秀明に対する処分の要求が提出されました。

角田秀明君に対する処分要求の件を日程に追加し、日程第5とし議題とすることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

角田秀明君に対する処分要求の件を日程に追加し、日程第5として議題とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） 着席してください。

起立多数であります。

よって、角田秀明君に対する処分要求の件を日程に追加し、日程第5とし議題とすることは可決されました。

暫時休議します。

昼食のため、再開は1時15分まで、暫時休議します。よろしくお願ひします。

(午前 11時57分)

---

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午後 1時15分)

---

○議長（角田秀明君） ここで議事進行を副議長、富永創造君へお願いをいたします。

○副議長（富永創造君） ただいま、議長より指名を受けましたので、副議長である富永創造、これから進行を務めさせていただきます。

---

**◎角田秀明君に対する処分要求の件の上程、説明、質疑、討論、採決**

○副議長（富永創造君） 日程第5、角田秀明君に対する処分要求の件を議題といたします。

11番、青山英樹君から、地方自治法第133条の規定によって、角田秀明君に対する処分の要求が提出されております。

地方自治法第117条の規定によって、角田秀明君の退場を求めます。

〔角田秀明議員退場〕

○副議長（富永創造君） 提出者の説明を求めます。

11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

それでは、ただいま議長のほうからお話がありました、処分要求書に対しての説明をさせていただきます。

それでは、処分要求書についての要旨を申し述べます。

私の一般質問を行う中で、議長による、建設的な質問、意見でないという、議長の私的な見解で私の質問が止められました。私の質問が建設的でないと判断され、公言されること自体、私自身の議員としての職責を鑑みて取り組んできた行為に水を差された思いであり、議員としてのモチベーションは下がる一方で、質問再開後、混乱の中ですぐに質問を継続できなかったという事態になったことは、周知のとおりであります。

そもそも、一般質問は個別、具体的な事業の是非や詳細を質問するだけでなく、疑問点を明らかにしたり、見解をただしたりして、執行機関に対し疑問点や自分の意見を述べるものであります。町長の方針、見解、事実の説明、報告を求めたり、議員は質問により、政治、行政などを批判し、自己の意見を表明することができるものであります。これら一般質問が持つ権能を理解した上で、町民の福祉の向上に結びつくように質問しているわけですが、議長による私的な酷評を公言されて質問を中止させられたことは、私にとって辱められた思いであります。民主的な運営がなされなければならない議会において、また、個々の人権も保障されなければならない中において、一般質問を行うことができる議員としての裁量権、言論の自由といった人権の侵害、抑圧さえも懸念されるといった不安を覚える次第です。

よって、私、青山英樹は本町議会に対し、当該議員の処分を求めるものです。

なお、本定例会の日程は残すところ1日であり、閉会中の継続審査としての対応をお願いする次第です。



以上、内容、趣旨、処分要求書の説明とさせていただきます。

なお、侮辱を与えた者として、議長、角田秀明氏に対する内容であることをこちらで申し述べます。

以上です。

○副議長（富永創造君） それでは、青山英樹君に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） では、何点か質問をさせていただきます。

処分要求書の文章について、まず質問をさせていただきます。

事実関係については、先ほど議員控室で音声を皆さんで議員全員が確認させていただきました。それに基づいて質問します。

処分要求書において、青山議員の主張は、意見が建設的でないと判断されたということですが、幾つか続けて言うので答弁は最後に1個でいいです。

まず、建設的でないという文言は角田氏は発言していないということがあります。それで、質問は中止させられたというのが、下から7行目、とありますが、途中、議長から「時間置きますか」と言われ、「いえ」と言って作戦会議とか何とかでちょっとしゃべった後に、質問を再開していますので、下から7行目の「質問を中止させられたことは」というところがまず事実と違うということがありますし、上から4行目、「モチベーションが下がる一方で、質問再開後、質問を継続できなかった事態」と言っていますが、質問を再開して、まちづくり矢吹について質問を継続しているというのが、先ほど音声データによる確認された事実であります。

その辺の事実と違うところについては、どういう意味の文章なのか、事実に基づいていない文章をなぜ書いたのか、教えてください。

○副議長（富永創造君） 発言を許します。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 熊田議員の質疑にお答えをいたします。

建設的ではない意見というようなことはおっしゃっていないというようなお話だったかと思うんですが、それ間違いないですか。

〔「はい、そこ、それ言いました」と呼ぶ者あり〕

○11番（青山英樹君） 間違いなく、建設的でないということ、文言を議長はおっしゃっておられたというふうに私は認識しておりますので、そこは事実と違うことではなかったと。

それともう一つ、一般質問を中止という言葉ですが、中止という言葉の意味合いかと思いますが、止められたという意味でもっての中止の止ということで、私は止められたという言葉、中止という表現をしたというだけでありますので、その言葉尻の内容、言葉尻の意味ですか、その見解をどうのこうの言われても、ただ話を止められたということは事実であったので、一般質問を途中で中断された、止められたというような意味合いでお伝えしただけですので、その辺はご理解いただきたいと思います。

それと、再開、質問が再開しているじゃないかということですがけれども、私は、すぐに再開することができ

なかった。実際に頭の中でもって、どこまで話したかなとか、何をどうすればいいんだろう、建設的な話という事で、建設的でないと言われて、じゃあどうすればいいのかな、ちょっと建設的というような意味合いも自分ではちょっと理解できずに、ちょっとタイムラグがあって、さあどうしたらいいものかということで混乱をしたということを申し上げたわけでございます。

以上です。

○副議長（富永創造君） 再質問ということで、熊田議員。

○12番（熊田 宏君） その中止、中断、でも中止と中断は全く意味が違って、中止というのは全くそこで止められる、続けて質問ができないというのが中止でありますので、中断とは大きな意味があります。なぜかという、その下から7行目で「辱められた思い」の事実として、「質問を中止させられたことは私にとって辱められた」と。その行為、中止自体が侮辱だというふうにおっしゃっているので、そこは非常に大変、大切な表現なんですよ。中断しただけで、だけでって失礼ですね、中断があって、先ほどの音声データだと10秒前後だと思います、のあれがあって、議長が「休みますか」と言われて、「いえ」とおっしゃって発言をされているということがあるので、事実を歪曲して表現されているなというふうに私は感じましたので、一番大事な部分です、ここは。侮辱に当たるか、当たらないか。それが事実があったか、ないかということなので、あえてそこは揚げ足を取ったわけではなくて、事実の確認をするために言ったわけであります。

それで、その建設的な質問、意見、議長の中でおっしゃっているのは、よい方向、前向き、町に沿ったという表現をされています。それで、まさにこれはもう個人の解釈によって違うと思うので、難しいとは思いますが、その意見が建設的か、前向きか、前向きでないか、建設的でないかということは個人の判断によっていろいろ異なると思います。現に、青山議員は、先ほどの音声データの中では議長が「前向きでない」と言っていますが、青山議員は「町民にとっては前向きだ」と、よく意味の分からないことは言っていますが、前向きだという言葉は使っていらっしゃいますね。ということなので、これ個人によっていろいろ判断、価値判断というのは違うと思うんですよ。なので、そこで建設的な意見、そうでない、前向きな意見、そうでない、という指摘があったからといって、一々、毎回毎回、処分要求書を出されていたのでは議会は進行しないのではないかと、停滞してしまうのではないかと、それでは町民の負託に応えられないのではないかとというふうに私は思います。

それで、多分これを出すことによって、今後、議長の一般質問の議事運営において牽制球を投げたんだなというふうに私は感じております。なぜならば、先ほどあなたは午前中ここを出るときに、ここで目的達成と私に言いましたよね。その程度の考えで処分要求書を出した。懲罰委員会の結果が出てもないのに、懲罰委員会をつくればそれでオーケーというようなことを私に言ったということは……

○副議長（富永創造君） 熊田議員、質疑の方向、その内容でお願いいたします。

○12番（熊田 宏君） そういうことで、そんな考えで、私に言いましたよね、これで目的達成と。そんな考えで処分要求書を出していいのかということにお答えください。

○副議長（富永創造君） では、熊田議員の質疑に対して青山議員、答弁を求めます。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 熊田議員の質疑にお答えいたします。

まず、辱められた思いであるというのは個人的な思いではないのかということでございます。熊田議員さんも、今、私が受けたことに関しては、それは自分の個人的な思いじゃないのかということをおっしゃっていただきましたけれども、熊田議員さん……

○12番（熊田 宏君）そこは言っていない、そんなこと言ってないですよ、そういう表現はしていません。

○11番（青山英樹君）いやいや、そういうお話だったかと思います。私も思いますとか、感じていますということですよ。

これは、まずこの懲罰というものの自体が受ける側の感じ方というのは、これ、やむを得ないんですよ。ですから、その本人が痛いと言っているものを、まるきりそんな痛くないだろうとかいう判断をされることもおかしい話で、事故に遭った、病気になったとあって、本人が痛いと言っているのだったら痛いのだろうということで、何ともそこに対して異論を申し上げることもできないと。実際そういう内容なんです、懲罰関係というのは。ですから、受ける側と加える側とすると、あるとすれば、やっぱり受ける側の感情が最大限優先されるもので、それに対しての対応といいますか、措置として、今回の処分要求書という制度もあるわけでございます。ですから、私が思った、辱められた思いをしているとかどうのこうのということに関して、そういう内容には見えないとかいろいろ言われましても、私自身はやっぱり戸惑って、さあ何をどうしていいかわからない、ここで私は自分が今まで発言してきたことは間違っているのかとか、様々な思いをする中で、言葉が詰まってしまったり、混乱の中でうまく継続できなくなったということ自体が、私はちょっと恥ずかしい思いをしたというふうに認識しているわけでございます。

あと、前向きか、建設的でないかということでの角田議長のご判断なんですけれども、それ自体も、私の思い、考え、受け方としては、建設的でないか、前向きになっていないかということとは全く、もう耳が、聞いて本当にすぐに判断できないような、自分に自分の自信をなくすようなそういう思いが一瞬頭の中をよぎったというのも事実でございますし、そういう受け手としての私の受け方に対してどうのこうの言われても、私はそのように感じたわけですので、何とも言いようがない思いでございます。

ですから、どのように質疑に対して答弁していいのかなんてですけども、事実行為に対して、これ質疑なのかなと逆に私は思ってしまう。質問的な、自分の意見が入った質問なのかなと思っておりまして、質疑としてはちょっと不適ではないのかなということを感じております。

答弁になっているかどうかちょっと分かりませんが、それしか答えられないものでございます。

○副議長（富永創造君）熊田議員、これ、最後の質疑になります。ありましたら。

熊田議員。

○12番（熊田 宏君）自分の意見ではなく、あくまでも事実の確認として申し上げただけであります。

それで、痛い、病気をした人、怪我した人、痛いという感情は受け手の感情だとおっしゃられました。全くそのとおりでありますね。私が青山さんの気持ちになれるかといったら、そこは全く同じまでには同調はできないと思います。それで、ある方が意見を言って、それが建設的か否か、前向きか否かというのは、まさに受け手、聞き手の感情だと思います。なので、青山議員が何かおっしゃって、それを議長が前向きじゃない、町に沿っていない、よい方向ではないというふうに思って、受け手の感情でそれを一般的な価値観として申し上げたんだというふうに思っております。

それで、一番肝腎なところですね、その「辱めを受けた」の前に書いてある文章が、質問を中止させられて侮辱されたというふうに書いてあるので、中断はしていないと、一般質問は続行して、議会議員としての権利は果たされているわけです。なので、侮辱するというその文章に至る前提がまず成立していないというふうに私は思います。

ご理解いただけませんか。頭かしげていらっしゃると思いますが……

なので、処分要求書をもっとしっかり作り込んでほしかったなというのが私の思いであります。全く、本当の事実に基づいてきっちり、記憶の中で作られたと、音声データ、画像のデータは多分できなかったでしょうから、記憶の中でされたと思うので……

○副議長（富永創造君） 熊田議員、質疑の内容を簡潔にお伝えください。

○12番（熊田 宏君） 質疑の前文なので。

なので、その侮辱されたという前提の文章が、中止、一般質問の中止ということになっているので、これは侮辱に当たらないと、中断してすぐ実行している、10秒前後中断して一般質問は継続されているので、侮辱に当たらないというふうに私は感じますが、同じ答弁になるとは思いますが、ご質問にお答えいただければと思います。お願いします。

○副議長（富永創造君） 青山議員、答弁のほう求めます。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 熊田議員の質疑にお答えいたします。

質問が中止というところで、中止ではないという文言の問題、捉え方と思います。

○12番（熊田 宏君） 事実と違うと言っているだけ。

○11番（青山英樹君） ちょっと私、発言していますので。

私は止められたという程度でお使いしたので、中止ということはもう完全にそこで閉ざされてしまったというような意味でおっしゃっているのかと思いますが、そういう認識ではございません。止められたということで、一時的な、一時停止とかと同じようなそういうニュアンスで使っております。

それとあとは、今のような中止されたわけではないし、その後も質問は継続しているからということで、それはご自分のご意見だと思います。ですから、質疑として私が何をお話ししているのかどうかちょっと分かりません。実際に、私自身が感じたことを申し述べて、要求書として書いただけですので、ご判断は、それは個々人で、私はそう思うということでおっしゃっていると思いますが、質疑というものは、私が思うとかそういったことでもってするのではなくて、あくまでも事実行為に対してですので。この後、特別委員会が開かれて審議されるかどうか知りませんが、その中でのお話ではないかというふうに思っておりますので、私はその部分については答弁できる立場にはないということで、具体的に今、質問、質疑されたこと自体にもどのようにお答えしていいというのか分からずに、私自身は本当にこのように思ったわけでありまして、それを素直に申し述べて要求書に書いたということでございます。

以上です。

○12番（熊田 宏君） ありがとうございます。

青山さんは一般質問の議員の権利を主張し、議長は前向きに進めてほしいと、お互いに当然のことを言って

いると思いましたが、それほど懲罰に値するとは思いません。

ありがとうございました。

○副議長（富永創造君） それでは、ほかに質疑がありましたら。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富永創造君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

お諮りいたします。懲罰の議決については、会議規則第111条の規定によって、委員会の付託を省略することができないこととなっております。

したがって、本件については、委員会条例第6条の規定に基づき、6人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、これに付託し、審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富永創造君） 異議なしと認めます。

よって、角田秀明君に対する処分要求の件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、私、副議長において指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

8番、安井君。

○8番（安井敬博君） ただいまの、議長のほうで指名するということでもありますけれども、条例に規定されているのはあくまでも議長が指名するということであって、その選定方法については規定されていないと思っております。その点につきましては、議員で話し合いにより決めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（富永創造君） 決め方については決まっていないという安井議員からの質問が、今、ただされたわけですけれども、一旦ちょっと、事務局のほうで確認させたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○8番（安井敬博君） はい、お願いいたします。

○副議長（富永創造君） では、暫時休議いたします。

（午後 1時40分）

---

○副議長（富永創造君） では、再開いたします。

（午後 1時42分）

---

○副議長（富永創造君） 今の提案に対しては、第7条第4項において、議長が議会に諮って指名するとあります。これにのっとり、私のほうで指名させていただくということでご了解……

〔発言する者あり〕

○副議長（富永創造君） では、諮ったほうがいいのかというのであれば、指名推選の方法を全員に諮って、それで決めていくと、それでよろしいでしょうか。

〔「もう一度」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富永創造君） 委員の選任については、一応、先ほど、私、副議長の指名で選任されるということを行いましたけれども、それに対して安井議員のほうから、全議員の考え、選び方、これを確認したほうがよいのではないかという……

〔「諮ってということですよ」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富永創造君） 諮るということですね。その意見が出されましたので、

〔「諮って、だからここで、これでどうでしょう、いいでしょうとなれば。駄目でしょうというのは……」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富永創造君） 議員の皆さんにお諮りいたします。懲罰特別委員会の委員の選任については、副議長において指名いたしたいと思っておりますけれども、皆さんの同意を求めます。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富永創造君） では、続いて、起立によって決定いたしたいと思っておりますので、これに関しては異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富永創造君） 懲罰特別委員会の委員の選任については、私、副議長において指名いたしたいと思っております。この件に関して皆さんの賛同を求めます。

賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○副議長（富永創造君） 起立少数により、副議長において指名というのは否決されました。

では、これより暫時休議いたします。

（午後 1時45分）

---

○副議長（富永創造君） それでは、再開いたします。

（午後 1時59分）

---

○副議長（富永創造君） 議会運営委員会委員長より報告を求めます。

7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） それでは、報告いたします。

ただいま、懲罰特別委員会の委員の選任について協議をいたしました。協議の結果、自薦とし、6名を超えた場合、くじにより決定することになりましたので、報告をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（富永創造君） 今、報告があったように、ここで委員を選任するため、暫時休議いたします。

委員希望の方は議員控室へお集まりください。

なお、執行者側のほうのここでの退出を認めます。この議案が決まった後にまたここに集まることを求めます。

以上です。

(午後 2時00分)

---

○副議長（富永創造君） 再開いたします。

(午後 2時22分)

---

○副議長（富永創造君） お諮りいたします。懲罰特別委員会の委員をお手元の名簿のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富永創造君） よって、懲罰特別委員会はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、懲罰特別委員会を開催するため、暫時休議いたします。

(午後 2時23分)

---

○副議長（富永創造君） 再開いたします。

(午後 2時30分)

---

○副議長（富永創造君） 先ほど懲罰特別委員会を開催し、委員長及び副委員長が選任されましたので報告いたします。

委員長、三村正一議員、副委員長、熊田宏議員であります。

それでは、懲罰特別委員会を開催するため、暫時休議いたします。

(午後 2時30分)

---

○副議長（富永創造君） 再開いたします。

(午後 4時22分)

---

○副議長（富永創造君） これより、角田秀明君に対する処分要求の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 懲罰特別委員会報告。

第435回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

審査結果。

初めに、当委員会に付託されました発議第2号を審査するに当たり、委員長に三村正一委員、副委員長に熊

田宏委員を選任いたしました。

次に、議事事務局より、本委員会の議事運営について説明を求めました。

審議に入る前に、角田秀明君より弁明の申入れがあったので、それを許可し、角田秀明君から弁明を求めました。

審議に入り、各委員から意見を求めました。

鈴木隆司委員からは、議事進行が公平公正に行われるように議員全員で話す機会が必要であること、一般質問の答弁は執行部に求めなければならない、自分の意見を述べてはならないことなど、何が問題で何を直せばよいかを話し合うべきとの意見がありました。

熊田宏委員からは、今後どのように議会運営をしていくことが大事かであると思います。先ほど、角田秀明議長の弁明の際に、謝罪の言葉もあったので懲罰を科さないとの意見がありました。また、執行部が答弁に詰まる場面が多く、再質問においても、何を質問するかあらかじめ通告する等も考えなくてはならないのではないかと意見もありました。

加藤委員からは、角田議長は中立公正でなく自分の意見を述べていた。青山議員本人が侮辱を受けたと感じており、処分要求書まで提出があったことなので、何らかの処罰が必要との意見がありました。

藤井委員からは、議事進行上、裁量の中での行動であるとの意見がありました。

芳賀委員からは、互いに町のため、町を思って言っているし、これまでも何度か議事が止まったこともあるので、議長は議事進行のため発言したので、懲罰を科すべきではないとの意見がありました。

私からは、一般質問の議事運営について整理すべきであるとの意見を述べました。

各委員から意見が出そろったので、角田秀明君に対して懲罰を科すということに賛成する諸君の挙手を求め、挙手採決の結果、賛成少数により、懲罰を科さないことと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○副議長（富永創造君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富永創造君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富永創造君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより角田秀明君に対する処分要求の件を採決いたします。

本案に対する討論がありませんので、お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、角田秀明君に懲罰を科すべきではないとすることです。

それでは、委員長報告のとおり決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富永創造君） 異議なしと認め、懲罰を科すべきではないと決定することにいたしました。



以上でございます。

ここで、進行を議長に代わります。

ご審議ありがとうございました。

〔角田秀明議員入場〕

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き4時40分より議員控室において全員協議会を開催いたしたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

これにて第435回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 4時30分）



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5 年 3 月 8 日

議 長 角田秀明

副 議 長 富永創造

署 名 議 員 加藤宏樹

署 名 議 員 鈴木隆司